2021(令和３）年度

点検・評価報告書

（2022（令和 4）年度大学評価申請用）

国際武道大学

目　次

序　章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第１章　理念・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
第２章　内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
第３章　教育研究組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
第４章　教育課程・学習成果・・・・・・・・・・・・・・・21
第５章　学生の受け入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・36
第６章　教員・教員組織・・・・・・・・・・・・・・・・・43
第７章　学生支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
第８章　教育研究等環境・・・・・・・・・・・・・・・・・62
第９章　社会連携・社会貢献・・・・・・・・・・・・・・・71
第 10 章　大学運営・財務
　第１節　大学運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
　第２節　財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86

終　章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90

序　　章

国際武道大学は、我が国固有の伝統的文化である武道精神を探求し続けるとともに、国際的な感覚と高い教養をもち、武道・スポーツの専門的な知識と技能を体得した、国際社会及び地域社会において指導的役割を果たし得る人材の養成を目的として、1984（昭和 59）年に開学し、2022（令和４）年度で開学以来 39 年目の年度を迎えることとなった。
現在、「体育学部」、「武道・スポーツ研究科」及び「別科武道専修課程」を擁し、1,660 余名の学生が在籍している。

１.自己点検・評価への取り組み

本学では、1997（平成９）年に「大学自己点検・評価委員会」を設置し、点検・評価の取り組みを開始した。2004（平成 16）年度に第三者評価機関による認証評価が法令で義務化されると、評価機関を（公財）大学基準協会と定め、同協会の点検・評価項目に基づく活動を展開することで、本学の自己点検・評価体制の基盤を確立してきた。

また、この取り組みを進めるにあたり内部質保証の重要性に鑑みて、2010（平成 22）年度から「内部質保証検討委員会」を設置するとともに、「国際武道大学自己点検・評価システム」を構築し点検・評価を行っている。

このような過程を経て、2008（平成 20）年度に第１期認証評価、2015（平成 27）年度に第２期認証評価を受審し、いずれも（公財）大学基準協会から適合の評価を受けた。

２.認証評価結果の指摘事項等に関する対応

前回、2015（平成 27）年度の第２期認証評価の「国際武道大学に対する大学評価（認証評価）結果」においては、次のとおり努力課題１項目、長所として特記すべき事項１項目の提言を受けた。

＜提言＞ 努力課題

武道・スポーツ研究科武道・スポーツ専攻修士課程において、修士論文と特定課題研究の審査基準が同一となっているので、それぞれ別個の審査基準を、『履修の手引・授業概要』等に明記するよう、改善が望まれる。

＜提言＞ 長所として特記すべき事項

国際貢献の活動として、体育教育の定着を目指したカンボジアでのスポーツ支援プロジェクトや武道の技能向上や武道精神の理解につながる外国人研修生の受け入れを実施している。これらの取り組みは、大学の特色を生かした社会貢献活動であるとともに、学生の国際的な感覚を育成し、国際社会及び地域社会に貢献できる人材の育成という大学の目的に照らして、評価できる

これらの提言を真摯に受け止め、努力課題については、次のとおり検討し改善を図ったうえで、2019（令和元）年７月に、「改善報告書」を提出した。

「改善報告書」努力課題について

「武道・スポーツ研究科武道・スポーツ専攻修士課程における、修士論文と特定課題研究審査基準」に関しては、特定課題研究審査基準を策定すると同時に、既存の学位論文審査基準の見直しも図り、それぞれを明確に区分するため、大学院研究科委員会にワーキンググループを立ち上げ、検討作業を開始した。2016（平成 28）年 10 月の大学院研究科委員会において、「国際武道大学大学院学位論文審査基準」、及び「国際武道大学大学院特定課題研究審査基準」の原案が承認され、内部質保証検討委員会へ提出した。更に、これらの基準の規程化を図るために、2017（平成 29）年２月 10 日の理事会・評議員会において審議し、両審査基準規則の制定が承認された。大学院生へは、2017（平 29）年度はオリエンテーションにおいて「学位論文審査基準」、及び「特定課題研究審査基準」を明記した資料を学生に配付のうえ説明を行い、2018（平成 30）年度においては、両審査基準を大学院武道・スポーツ研究科『履修の手引・授業概要』へ明記した。

上記の改善報告に対し、翌 2020(令和２)年４月に「改善報告書に対する検討結果」を次のとおり受理した。

［１］概評

2015（平成 27）年度の本協会による大学評価において、貴大学に対して、努力課題として１項目の改善報告を求めた。これを受けて、貴大学では、「内部質保証検討委員会」を中心に検討を行い、研究科において改善活動に取り組んでおり、その成果も十分に上がっていることが確認できる。貴大学が掲げる理念・目的の実現のために、引き続き不断の改善・向上に取り組むことを期待したい。

［２］今後の改善経過について再度報告を求める事項

なし

なお、長所として特記すべき事項として評価をいただいた事項については、さらなる発展にむけて、次のとおり取り組みを加速させた。

「体育教育の定着を目指したカンボジアでのスポーツ支援プロジェクト」は、2006（平成 18）年度から毎年度継続して実施しており、2019（令和元）年度で 14 年目を迎えた。ただし、2020（令和２）年度からは世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大のため、活動を見合せている。これらの活動は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施する「スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT)」の事業としても認定され、国際貢献にも大きく寄与しており、今後も更に発展させていく。

また、武道の技能向上や武道精神の理解につながる外国人研修生の受け入れについては、2016（平成 28）年度 ～ 2019（令和元）年度の４年間、45 の国や地域から延べ 1,411 人の外国人研修生を受け入れてきた。2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向

けて更なる飛躍を期していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、2020（令和２）年度から研修生の出入国が困難になり、受け入れを見合せている。なお、海外からアフターコロナにおける受け入れに関する問い合わせが数件きており、状況が改善次第受け入れることとしている。

３.今後の取り組み

本学の、「自己点検・評価」及び「内部質保証」に関する取り組みは、1997（平成９）年の「大学自己点検・評価委員会」設置にはじまり、2010（平成 22）年度の「内部質保証検討委員会」設置へと発展させてきた。この間、「大学自己点検・評価委員会」は発展的に解消し、「内部質保証検討委員会」のもとに「大学自己点検・評価部会」として再配置して、その強化・向上に努めてきた。

なお、本学は、2013（平成 25）年度の開学 30 年の節目の年に、学部学科の改組と教育課程の改正を行い、2016（平成 28）年度の完成年度を待って、2017（平成 29）年度に教育課程の一部改正を行った。2013（平成 25）年度に導入したカリキュラムは、学生の就職状況という視点でみると、導入以来、卒業生の就職希望者の就職率が全国平均を上回る高水準を維持し続けており、労働市場が売り手市場に大きくシフトしていることを差し引いても、社会から一定の評価をいただいたと考えている。また、2017（平成 29）年度に一部改正したカリキュラムについては、2020（令和２）年度に完成年度を迎えたところであるが、当該カリキュラムは、2013（平成 25）年度に導入したカリキュラムの編成に係る基本理念を継承しながら、社会的な要請を踏まえて一部を改正して編成したものである。このカリキュラムで学んだ学生は、前述した学生の就職状況という視点で見ると、新型コロナウイルス感染症の影響による採用意欲の低下があったものの、昨年とほぼ同水準の結果であった。このカリキュラムで学んだ学生の自立した学習の成果が、これまでと同様の高い評価を得たものと考えている。

また、大学のガバナンス改革においても、「内部質保証検討委員会」の委員長を学長と定めたうえで、構成員は、学長、副学長、研究科長、学部長、学生支援センター長、事務局長等とし、各部局の事情に通じた大学執行部の教職員で構成し、学長の意思決定をサポートする体制を構築している。更には、大学の教育研究機能を最大限に高めていくために教職員に学長のビジョンを的確に伝え、その意欲と能力を最大限に引き出すため、学長のリーダーシップの強化にも努めている。

以上、本学は本報告書における、本学の現状と課題及び長所を正しく把握したうえで、更に内部質保証を推進し、不断の改善・向上に取り組む所存である。

第１章　理念・目的

1.1. 現状説明

1.1.1. 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点１：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容が適切であるか。
評価の視点２：大学の理念・目的と学部・研究科の目的は連関性を有しているか。

国際武道大学は、創設者松前重義博士（以下、本章において「松前博士」という。）が、国際柔道連盟などのさまざまな国際活動を進める中で、多くの外国の指導者が「戦後の日本の目覚ましい復興の背景には武道の要素がある。そして、武道には体育的要素と精神的要素がある。」と捉えていることを知り、「日本古来の武士道精神が日本人の勤勉さ、困難に耐えうる精神力を涵養し、それが広く武道として日本人の社会に浸透し、戦後日本の復興に大きく貢献した」と述べ、武道精神は「正義」と「平和」の精神をその基盤としているとの考えから、武道精神を基調とし技術的要素と精神的要素が互いに補完し合い融合した、武道・スポーツの指導者を育成するため、1984年（昭和59）に千葉県勝浦市に創設した。

現代社会では、価値観がますます多様化しグローバリゼーションが進む中、あいかわらず地域紛争、民族・宗教的対立が続いている。このような時代に本学が実践している「正義」と「平和」からなる「武道精神」を基調とした活動が、異なる文化や文明をもつ人々に共通の価値観を形成し、相互が理解しあえる場を創造できるものであり国際社会からも求められている。

現在、武道は世界各国に普及し、武道・スポーツを通じた国際交流も活発に行われている。また、社会においては「物の豊かさから、心の豊かさ」へ変容しており、一人一人の生活の質が重視され、生涯にわたって健康で豊かな生活の創造が求められている。社会が成熟していくにつれ、心の豊かさや生きがいを求める人が増えており、いつまでも有意義な生活を続けていくためには、生涯にわたって体の健康だけではなく、心の健康、心の成長も必要とされている。そのために武道・スポーツは不可欠であり、それらを日常の生活に取り入れることの重要性が認識されている。

これらの背景を踏まえ、本学は我が国の伝統的な武道精神に立脚し、自国の文化を理解し、国際的な感覚と高い教養を持ち、人々の生涯にわたる健康で質の高い生活の獲得を支援できる専門的な知識と技能を体得した人材の育成を目標としている。このように、本学の建学の精神は武道精神であり、その信条は「建学訓」に次のとおり刻まれている。

建学訓

若者よ　武道によって　不動の人生観を体得せよ
若者よ　武道によって　平和の世界観を把握せよ
若者よ　武道によって　汝の体躯を養え
若者よ　武道によって　忍耐禮節の道を学べ
若者よ　武道体育の精神の下　國際友情の大道を築こう

松前　重義

国際武道大学を設置する学校法人国際武道大学「寄附行為」第３条に、次のとおり本法人の目的を定めている。

「この法人は、日本武道の内外の指導者の育成のために、武道及び体育に関する諸科学を教授研究し、国際的な感覚と高い教養をもつ知識と技能を体得させ、国際社会及び地域社会において指導的役割を果たし得る人材を養成するため、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」（資料 1-1【ウェブ】）

現在の学部学科等の構成は、次のとおりである。

○ 体育学部　武道学科、体育学科
○ 武道・スポーツ研究科　武道・スポーツ専攻
○ 別科　武道専修課程

大学の目的は、国際武道大学学則第２条に「本学は、日本武道を主とした内外の指導者の育成を目指し、武道及び体育に関する諸科学を教授研究するとともに、国際的な感覚と高い教養をもち、専門的な知識と技能を体得した人物を養成し、国際社会及び地域社会に寄与し、指導的役割を果たし得る人材を養成することを目的とする。」と定めている。

更に、学部・学科の目的は、国際武道大学学則第３条の２において、次のとおり定めている（資料 1-2【ウェブ】）。

体育学部は、武道精神を教育理念の柱とし、武道及び体育・スポーツの指導者育成を目指した諸科学の教授研究を通して、国際的な感覚や教養を養い、高い専門性を体得し、国際社会及び地域社会において、指導的な役割を果たし得る人材を養成することを目的とする。

(1) 武道学科は、日本の伝統文化としての武道を伝承し、知識の修得及び技術の修錬を通して、「術」を超えた「道」の精神を追求することにより、心身ともに健全で社会に貢献できる人材を育成する。
(2) 体育学科は、様々な身体活動やスポーツの実践を通して、体育・スポーツを幅広く探究することにより豊かな人間性を兼ね備えた社会に貢献できる人材を育成する。

また、大学院は、修士課程、武道・スポーツ研究科を設置しており、その目的は、国際武道大学大学院学則第３条の２に、「修士課程は、武道・スポーツの分野において、高度な専門的知識や実践能力を有し、優れた研究・開発能力を身につけ、豊かな創造性を発揮することができる専門職業人を養成することを目的とする。」と定めている(資料 1-3【ウェブ】)。

以上のとおり、大学の理念・目的は明確かつ適切であり、また、それを踏まえ学部・研究科の目的も適切に設定している。

1.1.2. 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点１：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を適切に明示しているか。
評価の視点２：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を周知し、公表しているか。

大学の理念・目的及び人材育成等については「国際武道大学学則」及び「国際武道大学大学院学則」に明記するとともに、大学ホームページの大学案内のなかで、国際武道大学の建学の精神としての「建学訓」を明示するとともに、大学、学部及び大学院の目的・人材育成及び教育目標等を明示し、広く社会に公表している（資料 1-4【ウェブ】）。また、学生及び教職員に対しては、年度当初に全員に配付する「ＣＡＭＰＵＳ ＮＯＴＥ(学生便覧)」にも明示し周知している（資料 1-5）。

1.1.3. 大学の理念・目的、各学部･研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点１：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。また、中・長期の計画等は、認証評価の結果等を踏まえて策定しているか。

大学の理念・目的を実現するために、将来構想並びに学部及び研究科の取り組みについて、学校法人国際武道大学中期計画（2020（令和２）年度～2024（令和６）年度）を策定した。策定にあたっては、2016 年（平成 28）４月の「国際武道大学に対する大学評価（認証評価）結果」で指摘いただいた事項の改善・向上を図ることに特に留意して策定した。更に、2021 年（令和３）３月には、大学を取り巻く社会状況の変化と計画の進捗状況を精査し、細部の見直しを図り、2021(令和３)年度～2025（令和７）年度の５ケ年中期計画を策定した。これらの中期的計画の達成に向けた取り組み及び点検・評価組織としては、「内部質保証検討委員会」が中心的役割を担っている。現在は各部署から、年度ごとに「部署

別自己点検・評価報告書」を提出させるとともに、ヒアリングを行うなど、「内部質保証検討委員会」においてＰＤＣＡサイクルを機能させている。今後は、中期的計画全体の進捗状況等の検証を行い、財務状況との連動も考慮しつつ、見直すべき事項は適切な見直しを図り、確実な達成に向けて取り組んでいく（資料 1-6）。

1.2. 長所・特色

本学では、１年次前期必修科目として「現代文明論」を開設している。国際武道大学で学ぶことの根底となる思想を培うために最も重要な基幹科目の一つと位置付けている。

松前博士の思想と行動に触れ、そこから本学の建学の精神について深く理解するとともに、社会に貢献し世界で活躍する人材を育成するという本学の教育目標を踏まえ、様々な視点や領域から現代社会を見る力を養い、これから本学で学ぶ姿勢や心構えを形成し、各人が現代社会に生きるということを考究する。なお、本学の特色として、松前博士の生誕の日である 10 月 24 日を建学記念日と定め、創設者の松前博士を偲び、建学の理念に触れる日としている（資料 1-7）。

また、入学式や学位授与式等さまざまな行事及び式典等において、建学の理念を具現化した「建学訓」を教職員、学生及び保護者等とともに唱和することを常としており、本学の特徴的な建学の理念の周知方法として慣例となっている。

なお、松前博士直筆の建学訓は、日々学生及び教職員等の目に触れられるよう、本学１号館の正面玄関ロビーに掲げられている。

このように、建学の精神を踏まえた「大学の目的」は明確であり、これに基づいた、学部及び研究科の教育研究上の目的も、学則及び履修の手引き等に掲載するとともに、大学ホームページで明示し、広く社会に公表している。

1.3. 問題点

なし。

1.4. 全体のまとめ

本学は武道精神を「建学の精神」とし、その理念は「建学訓」に刻まれている。これを礎に「大学の目的」及び「学部・研究科の教育研究上の目的」を適切に設定し、学則等に明示している。更には、学生、教職員に配付する「ＣＡＭＰＵＳ　ＮＯＴＥ(学生便覧)」に掲載するとともに、大学ホームページを通じて広く社会に公表している。

また、大学の理念・目的、学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中期的計画及び諸施策も適切に設定しており、今後、確実な達成に向けて取り組んでいく。

第２章　内部質保証

2.1.現状説明

2.1.1.内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点１：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続を設定し、明示しているか。

・内部質保証に関する大学の基本的な考え方、並びに全学的な方針及び手続を設定し、それを明示しているか。

・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担を適切に設定し、明示しているか。

・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（ＰＤＣＡサイクルの運用プロセスなど）を設定し、それを明示しているか。

本学の内部質保証に関する基本的な考え方、並びに全学的な方針及び手続きに関しては「内部質保証の方針」を策定し、「内部質保証方針」及び「重点項目６方針」として明示している（資料 2-1【ウェブ】）。この方針は、「国際武道大学内部質保証検討委員会規則」（2010（平成22）年）に基づき制定し、教職員に明示するとともに、大学ホームページに掲載し広く公表している（資料 2-2）。

内部質保証の方針として、建学の精神及び教育目標に基づき、高等教育機関としての質を保証するため、教育・研究に関する諸活動について適切な水準を維持し向上させ、内部質保証システムを有効的に機能させるために、次に掲げる６項目を重点項目と位置づけ、中・長期計画策定・立案における基本方針とし、重点項目６方針を次のとおり定めた。

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編成方針
(2) 大学学部・大学院の卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針
　入学者の受入れに関する方針
(3) 学生の支援に関する方針
(4) 教育研究環境の整備に関する方針
(5) 社会連携・社会貢献に関する方針
(6) 管理運営方針

これら６つの基本方針は本学が到達すべき目標を示したものであり、到達するための段階的な目標をクリアしながら、最終的な目標に到達するために内部質保証システムの実質的構築を目指している。そのためにも、現状を把握するとともに、到達目標の妥当性、評価項目、評価の視点等を定期的に検証しながら、当該項目の点検・評価を行い、効果の上がっている事項についてはその維持・向上に努め、改善すべき事項についてはその方策を検討するなど、ＰＤＣＡサイクルを機能させ、内部質保証システムの強化を図ることとしている。また、これらの重点項目を教職員が共有し、全学を挙げて内部質保証の維持・向上に向けて不断の努力を続けていくこととしている。

2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点１：内部質保証の推進に責任を負う全学的な全学内部質保証推進組織・学内体制を整備しているか。 **評価の視点２：内部質保証の推進に責任を負う全学内部質保証推進組織メンバー構成は適切性を有しているか。**

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は、「内部質保証検討委員会」を設置している。本委員会は、大学全般の重要事項を審議するために学長のもとに位置付けられており、内部質保証の推進に関わる重要事項を協議する組織となっている。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバーは、学長、副学長、研究科長、学部長、学生支援センター長、事務局長、学長室長及び総務課長で構成しており、教学組織と事務組織の責任者で構成し適切に編成している（資料 2-3）。

また、内部質保証の推進、自己点検・評価を実施するにあたり、「国際武道大学自己点検・評価規程」を制定し、必要な事項を検討するため、内部質保証検討委員会のもとに、「大学自己点検・評価部会」を設置している（資料 2-4、資料 2-5）。

国際武道大学　内部質保証システム概念図

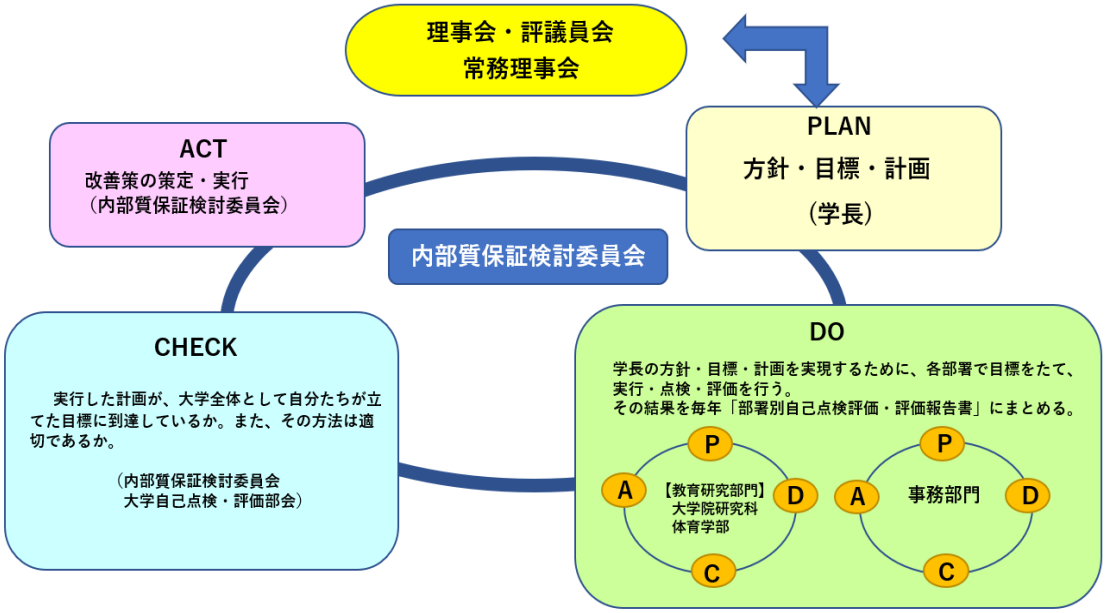

2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点１：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方を適切に設定しているか。
評価の視点２：内部質保証活動は、方針及び手続に従って適切に実施されているか。
評価の視点３：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のＰＤＣＡサイクルを機能させる取り組みがなされているか。
評価の視点４：学部・研究科その他の組織における点検・評価は、定期的に実施されているか。
評価の視点５：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上は計画的に実施されているか。
評価の視点６：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査書等）に対して適切な対応をしているか。
評価の視点７：内部質保証、自己点検・評価における客観性、妥当性の確保がなされているか。

本学の卒業の認定に関する（学位授与）方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受け入れに関する方針は、修了・卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー)、入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の３つのポリシーを大学ホームページに掲載している（資料 2-6【ウェブ】)。

この３つの方針は、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」(2016（平成 28）年文部科学省令第 16 号）の公布に伴い見直しを図ったものである。

見直しにあたっては、中央教育審議会大学分科会大学教育部会の「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー),「教育課程編成・ 実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（2016（平成 28）年３月 31 日）も参考に、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーはＦＤ部会、教務委員会(現学生支援委員会)、大学院研究科委員会において、アドミッション・ポリシーは、入試・広報委員会においてそれぞれ原案を作成し、最終的に内部質保証検委員会で審議し、学長が３つのポリシーを決定した（資料 2-7)。

本学の内部質保証システムは、毎年、学長から年度当初に発出される事業計画に基づき、研究科、学部、学科及び事務局の部署ごとに、自己点検・評価を実行させるシステムである。各部署は、目標達成に向けてＰＤＣＡサイクルを機能させ、その結果を、毎年度「部署別自己点検・評価報告書」として内部質保証検討委員会のもとに設置した大学自己点検・評価部会がまとめ上げ、大学ホームページにおいて公表している（資料 2-8【ウェブ】)。

「内部質保証検討委員会」は、大学全体の教育研究及び組織・管理運営の質的向上を図るため、原則として毎週木曜日の他、必要に応じて臨時開催し、年間約 50 回開催している。特に、８月～９月にかけては、前述した研究科、学部、学科及び事務局の部署ごとに、活動報告と今後の方策などについてヒアリングを実施して、ＰＤＣＡサイクルが適切に機

能しているか、全学的な教学マネジメントが有効に機能しているかについて検証を行っている（資料 2-9、資料 2-10、資料 2-11）。

また、認証評価機関等からの指摘事項への対応については、序章に記載したとおり、前回の認証評価（2015（平成 27）年申請）で、努力課題として提言を受けた１項目について、その改善への取組みを 2019 年（令和元）に改善報告書として（公財）大学基準協会に提出した。その結果「改善報告書検討結果」の概評において、「改善活動に取り組んでおり、その成果も十分に上がっていることが確認できる」との評価を得た（資料 2-12【ウェブ】、資料 2-13【ウェブ】）。

以上のように方針及び手続に基づいた各部局・関係委員会等が行う自己点検・評価活動の適切性の検証や改善に向けた指導を行うなど内部質保証システムは有効に機能している。

また、内部質保証及び自己点検・評価活動の客観性と妥当性を高めるため、必要に応じて学外者と意見交換を行うこととし、地元自治体である勝浦市と「勝浦市と国際武道大学との連携に関する包括協定書」を締結し、2018（平成 30）年９月には、「国際武道大学『大学教育の質的向上』のための点検・評価に係る勝浦市の参画（客観的視点の取り入れ等）に伴う会合」を開催して、本学の教育研究活動等を第三者の視点から検証している（資料 2-14、資料 2-15）。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応・対策は、内部質保証検討委員会及び学長を本部長とする常設の危機管理対策本部がその任務にあたった（資料 2-16）。

2020（令和２）年度前期においては、ほぼすべての授業を遠隔授業に切り替えるとともに、感染予防のために教職員もリモートワークを積極的に行った。遠隔授業の課題としては、学生たちとのコミュニケーションをいかに図るかといった課題があった。Ｅメールで連絡をしても、読まずに授業に参加する学生もいることが予測された。一方で、プライベートなやりとりも多い個人用のＳＮＳアカウントを授業に使うことにも抵抗感があった。そこで、学生のコミュニケーションは LINE や Twitter をはじめとするＳＮＳが中心となっていることを最大限に活用し、安定した環境で学生と簡単にコミュニケーションが取れ学修をサポートできるアプリとして、大学専用のＳＮＳ/オンライン授業アプリ「Melly」を導入した〔Melly とは本学で採用しているＳＮＳ/オンライン授業アプリの名称〕（以下、本報告書において「Melly」という。）（資料 2-17【ウェブ】）。

このソフトの導入により、学生とのコミュニケーションは非常に円滑に行うことができ、学生たちにも大変好評であった。これらを活用し、2020（令和２）年度後期からは、専門実技の授業についてはいち早く対面授業に移行した。体育系大学の強みを生かし、履修者が不特定多数の学生ではなく、ほぼ専門種目ごとに分かれているため、感染予防対策が取りやすいといったメリットがあり、約 60 科目の授業で対面授業を始めることができた（資料 2-18【ウェブ】）。

更には、キャンパスに一度も足を踏み入れないといった状態や、友達ができないなどといったことを防ぐため、クラブ活動についても制限はつけたものの、緩やかに活動を開始させた。

また、新型コロナワクチンについては、2021（令和３）年６月にワクチンの職域接種（大学）に関する情報をいち早く入手し、内部質保証検討委員会において早急な実施に向け

て検討を始めた。その結果、2021（令和３）年７月～８月にかけて「大学拠点接種（新型コロナウイルス感染症に関連した大学等におけるワクチン接種）」を実施した。多くの大学に先駆けて、第１回目接種を７月３日から、第２回目接種を８月５日から行った。
クラブ活動や諸般の事情で接種が既定の接種日に遅れた学生へのフォローも含め、８月 24 日にすべての接種を終了した。学内には診療所を持たないため、産業医・学校医が所属する市内の医療機関と地元勝浦市の協力を得るとともに、夏の暑さ対策を考慮して最新の空調設備を装備した日本武道館研修センターの道場（大学から 1.2ｋｍ）を会場として借り上げ、延べ 3,998 回分を接種した。接種者の合計は 2,001 人であり、内訳は本学学生 1,131 人、本学教職員 91 人、近隣大学の学生等 214 人、留学予定者（文部科学省ワクチン接種支援事業）５人、教職員家族等 110 人、近隣企業及び一般住民 450 人である。これにより、全学生の約７割が接種済みとなった（資料 2-19、資料 2-20、資料 2-21）。

2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点１：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表しているか。
評価の視点２：公表する情報の正確性、信頼性が確保できているか。
評価の視点３：公表する情報の適切な更新を実施しているか。

教育研究活動については、学校教育法施行規則第 172 条の２に基づく「教育情報の公表」として、大学ホームページにおいて、法令により定められている事項について公表している。なお、本学は教職課程を設置していることから、教育職員免許法施行規則第 22 条の６に基づく「教員の養成の状況についての情報の公表」も、大学ホームページで公開している（資料 2-22【ウェブ】）。

自己点検・評価結果については、本学の自己点検・評価活動の結果である「国際武道大学部署別自己点検・評価報告書」を、2013（平成 13）年度から 2020（令和２）年度まで、大学ホームページにて公表するとともに、第２期認証評価における点検・評価報告書及び改善報告書等についても公表している（資料 2-23【ウェブ】）。
また、学校法人国際武道大学の財務情報についても、大学ホームページにて公表している（資料 2-24【ウェブ】）。

なお、教育情報の更新・管理については、学長室のもとに「情報システム課」を設置しており、変更や追加等が生じた際に各部署から情報を集約し、速やかに更新を行うとともに、適正な内容を公開するよう管理している。

2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点１：全学的なＰＤＣＡサイクルの適切性、有効性について点検・評価しているか。 **評価の視点２：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価を実施しているか。** **評価の視点３：点検・評価結果に基づく改善・向上の事例はあるか。**

本学は、国際武道大学自己点検・評価規程に基づき、全学的なＰＤＣＡサイクルを機能させ、定期的な内部質保証のための適切性、有効性を確保するため、毎年、部署別に自己点検を実施し、部署別自己点検・評価報告書としてまとめホームページで公表している。

また、「内部質保証検討委員会」において、各部署の次年度事業計画及び予算編成ヒアリングの際に、改善・向上へのサイクルを強化するための恒常的な自己点検・評価システム及び全学的な教学マネジメントが有効に機能しているかについて検証を行っている。

例えば、本学の３つのポリシー及び教育研究活動の適切性等の点検・評価に関し、大学教育の質的向上のための客観的視点を取り入れるため、地元自治体である勝浦市と締結した「勝浦市と国際武道大学との連携に関する包括協定」(2015（平成 27）年２月締結）に基づき、第１回目の外部評価を 2018（平成 30）年９月に実施した。

第２回目は 2021（令和３）年後期以降に実施する予定である。なお、詳細は「第４章教育課程・学習成果」でふれるが、これら３つのポリシーの点検・評価を含めた本学の自己点検・評価システムのさらなる向上を図るため、学生がより確実にディプロマ・ポリシーを達成できるようカリキュラムをマネジメントするために、①本学で定める３つのポリシーが適切であるかどうか、また、②本学の教育課程が３つのポリシーに基づき適切に機能しているかなどを、多面的、総合的に点検･評価するための具体的実施方法等を明確化したアセスメントポリシーを策定し、大学ホームページへ公表した。（資料 2-25【ウェブ】）。

2.2. 長所・特色

本学では、法人の中期的計画に基づき、毎年度の大学の達成目標として、学長が学内に対し「事業計画書」を公表している。大学院及び学部・学科並びに事務局等はこの計画にしたがって、それぞれが単年度で達成すべき目標を掲げ活動している。

これら各部署の活動のＰＤＣＡサイクルが適切かつ有効にまわっているかについては、「内部質保証検討員会」において、各部署にヒアリングを行い、点検・評価している。

また、これらの活動は単年度ごとに「部署別自己点検・評価報告書」を作成し精査することで、全体的な進捗状況を確認し改善・向上を図っている。

新型コロナワクチンの接種については、附属病院や学内診療所を持たない大学でありながら、地元医療機関の協力を得て早期にワクチン接種を実施したことは、学生、教職員及び地域社会に大きく貢献できた。

また、接種会場として、本学の設立に深く関与し現在も強固な連携体制を維持している日本武道館研修センター（千葉県勝浦市）の大道場を借り上げ、接種後 15～30 分間の状態観察を畳に横になり休むなど、国際武道大学としての特色をいかんなく発揮でき、地域にも大いに貢献できた。

2.3. 問題点

ＰＤＣＡサイクルをより効果的なものとするため、2021（令和３）年４月から企画課の職務分掌にＩＲ業務を追加した。しかし、実際に各種詳細データの分析を恒常的に行う等の実施体制については確立されていない。本学ではＩＲのみを専門に行う事務組織を持っておらず、学長室企画課が兼務でＩＲの実務を行っている。実効性を持ってＩＲを機能させるためには、各部局の課題を十分に理解した上で各種データを抽出し、様々な予測と分析・検証を繰り返していく必要がある。

2.4. 全体のまとめ

本学は、大学として内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示し、内部質保証の推進に責任を負う組織として、学長を委員長とする内部質保証検討委員会を設置して自己点検・評価を行っており、内部質保証は適切であると考える。方針及び手続に基づいた内部質保証システムの有効性や適切性については、毎年、「部署別自己点検・評価報告書」を作成するとともに、教育研究の適切性について検証している。

また、自己点検・評価報告書において問題点や発展方策として掲げられた内容については、内部質保証検討委員会が主導し、その改善・向上に取り組んで翌年度の事業計画に反映している。このように本学は、ＰＤＣＡサイクルを有効に機能させながら、自己点検・評価活動を、適切に展開している。

点検・評価における客観性や妥当性の確保については、学外者の意見も聴取し改善に取り組むとともに、本学独自の特色ある取組みを加速することにより、教育の質の向上を図っており適切であると考える。情報の公開や社会に対する説明責任については、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務その他の諸活動の状況等を、学長のリーダーシップのもと大学ホームページ及びその他の媒体で広く公表しており、本学の内部質保証システムは適切であると考える。

第３章 教育研究組織

3.1.現状説明

3.1.1. 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点１：	**大学の理念・目的に照らして、学部（学科）及び研究科（研究科または専攻）は適切に構成されているか。**
評価の視点２：	**大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の設置状況は、適切であるか。**
評価の視点３：	**教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮はできているか。**

国際武道大学は、日本武道の内外の指導者の育成のために、武道及び体育に関する諸科学を教授研究し、国際的な感覚と高い教養並びに専門的な知識と技能を体得させ、国際社会及び地域社会において指導的役割を果たし得る人材を養成することを目的としている。

本学を構成する、学部・学科、大学院研究科、別科及び附属研究所等の設置状況は次のとおりである。

教育研究上の基本組織

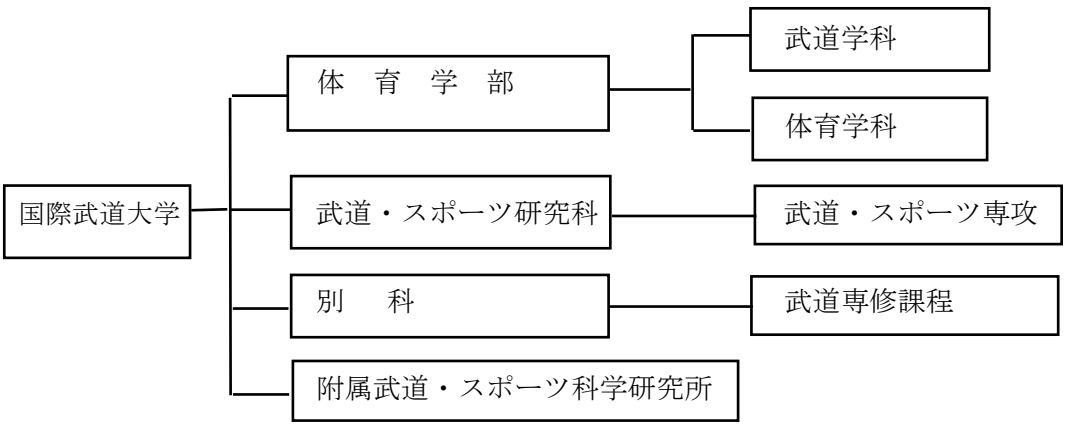

体育学部は、武道精神を教育理念の柱とし、武道及び体育・スポーツの指導者育成を目指した諸科学の教授研究を通して、国際的な感覚や教養を養い、高い専門性を体得し、国際社会及び地域社会において指導的な役割を果たし得る人材を養成することを目的として武道学科と体育学科からなる単科大学として1984（昭和59）年４月に開学した。その後、21世紀を目前にして、スポーツが人々にとってより身近なものとなる一方、プロ化も進んだ。そのような変化は競技力向上に必要な“からだ”のケアのサポート、更にはスポーツ

を享受する人々へのサポートができる人材の要請が高まった。また、世界ではグローバル化が進み、自国、更には他国の運動文化を理解することの重要性も深まったことから、2001（平成13）年４月に「スポーツトレーナー学科」及び「国際スポーツ文化学科」の２学科を増設し４学科体制とした。

このような変遷のなか、2008（平成20）年に（公財）大学基準協会による大学評価を受け、教育課程については、基礎専門科目及び展開専門科目における必修・選択必修科目の卒業単位に占める割合が低いため、学修の目標や方向付けが明確でなく、学科の特色が捉えにくいとの指摘を受けた。この点については、2001（平成13）年に４学科体制に移行し４年間の完成年度を迎えたのち、体育学科、スポーツトレーナー学科及び国際スポーツ文化学科の教育課程（カリキュラム）を、より学生のニーズに適応したものとするため、幾度かのマイナーチェンジを重ね、必修科目を最小限に抑え、選択科目を増やし、より履修科目の自由度を高め、学科間の垣根を低くしたことに起因する。

また、スポーツトレーナー学科については、様々な資格取得が可能な学科であることにより、資格の取得要件に影響されやすい教育課程体系となっていた。

この指摘を真摯に受け止め検討した結果、本学の目指すべきトレーナー像としては、学士（体育学）としての質を担保したうえで、アスリートの現場実践トレーニング方法や市民生活における健康志向型運動への取り組みの実践等を学ぶことのできる実学的教育プログラムの上に成り立ったトレーナーの養成であることを再認識した。また、国際スポーツ文化学科においては、教育目的や内容が学科の括りが本学の受験層である18歳世代には理解しがたかったこと及び、当該学科と体育学科の教育目標などの棲み分けが明確にできなかったことなどを確認した。

以上のことから、2013（平成25）年４月に、スポーツトレーナー学科及び国際スポーツ文化学科の学生募集を停止して、これら２学科は体育学科に統合した。

この、改組にあたって、武道学科については、基本的には趣旨・目的に変更はなく、武道学科の主要な教育研究領域を背景として、学生の系統的履修を具体化するためにコース制を設定した。

一方、体育学科は、学科の縦割りによる教学経営の解消や、より視野の広い人材を育成するために、学生本位の教育活動の展開を充実させる学士プログラムの合理化を図り、武道学科と同様に学生の系統的履修を具体化するためにコース制を設定し現在に至っている（資料 3-1）。

1. 学部学科の構成

体育学部武道学科は、我が国の伝統的な武道精神に立脚した指導、普及を担う国際的感覚を有する人材の育成に努めている。また、武道を単に競技種目としてだけではなく、多様化する現代社会に活かすことができる日本の伝統運動文化として位置づけ、技術の修得を一つの柱とすると同時に、その理論的・科学的追求をはかり、加えて文化史、思想史そして社会学等の多様な領域との関係を研究・教育することで「術」を超えた「道」の精神を学び取ることを目指している（資料 3-2【ウェブ】）。

体育学科は、スポーツをとおして健康づくりを支援する学校体育や生涯スポーツを科学的な観点から指導し、実践しうる人材の育成に努めている。特に、体育・スポーツの合理的・積極的な実践をとおして、関係領域の諸科学を研究・教育し、体育やスポーツにおいて時代をリードする多様な人材の育成を目指している。幅広い運動をとおして、優れた運動技能と競技力の向上を図るとともに、基礎的・専門的な知識の総合的な修得によって、豊かな人間性を兼ね備えた質の高い指導者の育成を行っている（資料 3-3【ウェブ】）。

２．研究科（専攻）の構成

大学院は、武道・スポーツ研究科に武道・スポーツ専攻を置き、武道、体育及びスポーツの分野における高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、当該分野の専門的な職業等に必要な高度な知識と実践能力を備え、広く社会に寄与する人材を養成することを目的としている（資料 3-4【ウェブ】）。

３．別科の構成

別科武道専修課程は、武道、日本語及び日本文化の研修を志す外国人留学生を対象に武道実技の基礎を修得させ、併せて大学の講義を理解しうるに足る日本語を教授し、本学の創設者松前重義博士の提唱した武道精神を正しく世界に普及させ、有為な指導者を世界に送り出すことを通じ、国際交流に寄与することを目的としている（資料 3-5【ウェブ】）。

４．附属研究所

附属武道・スポーツ科学研究所は、1986（昭和 61）年６月に公益財団法人日本武道館によって本学の隣接地に「武道科学研究センター」として設立された。

1995（平成７）年10月に日本武道館から本学へ譲渡され、「国際武道大学附属武道・スポーツ科学研究所」として開設した。武道・スポーツに関わる事項について、文化的・科学的見地から総合的な研究を行い、武道・スポーツ文化の伝承及び健康の保持・増進、更には競技力の向上に関する施策や方法を開発し、その応用を発展させることを目的としている。また、研究所は、学部・大学院及び研究所における研究事業を支援及び連携調整する研究支援センターの機能を兼ね、そのために必要な業務を行うことにより、国際武道大学全体の研究の充実と活性化を図ることを目的としている（資料 3-6【ウェブ】）。

これら、学部・研究科及び附属研究所は、大学の理念・目的を具現化する教育研究組織として、整合性を有し適切に機能している。

教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮としては、学部段階の教育を「学士課程教育」として捉え、グローバルな知識基盤社会、学習社会において、未来の社会を支え、より良いものとする「21世紀型市民」を幅広く育成するという公共的な使命を果たし、社会からの信頼に応え、高等教育のグローバル化が進むなか、学習成果を重視する国際的な流れを踏まえつつ、学士の水準の維持・向上のため、教育の中身の充実を図り教育の質を保証し、職業人としての基礎能力の育成、更には創造的な人材の育成を目標にカリキュラムを構築している。

一方で、昨今の多くの大学による学際的学部・学科の乱立は、受験生である高校生が志望する分野を分かりづらくしており、その波は体育系大学にも及んでいた。 18 歳の受験生に入学試験段階において専門的な学科の選択を求めることは、専門的思考が訓練されていない高校生には非常に難しい判断になると考えられた。そのため本学では、より幅広い入り口を用意することで、入学後に学びながら自らの専門を決定していく、「学びながら選ぶ」スタイルとしたほうが、学生達にとって有意義なものになるとの考えに至った。学生それぞれが抱く専門分野のイメージと現実的専門分野との乖離を極力無くすための試みとなるだけでなく、新たな学びへの欲求を満たすことのできる教育システムとして、コース制の教育システムを取り入れている。

今、社会では「前に踏み出す力」「考えぬく力」「チームで働く力」といった“社会人基礎力”を備えた人材が求められている。こうした力は、単に必要単位を修得すればいいという考えでは身につけることはできない。「武道とは何なのか？」「武道、体育・スポーツに対する思いをカタチにするためには、どのように行動するのか？」を考えながら学びの幅を広げることで、武道、体育・スポーツで社会を豊かにする人材の育成と実践を通じた総合力を身につけるために、武道学科には９コース、体育学科には６コースを設置している。

武道学科

武道専修（柔道）コース	武道専修（剣道）コース
武道専修（弓道）コース	武道専修（空手道）コース
武道専修（なぎなた）コース	武道専修（少林寺拳法）コース
武道専修（合気道）コース	武道教育コース
武道マネジメントコース	

体育学科

アスリートコース	コーチング科学コース
スポーツマネジメントコース	スポーツトレーナーコース
健康科学コース	スポーツ教育コース

また、本学の国際的な取り組みとしては、次のとおり国外の８大学と交流協定を締結しており、交換留学はもとより短期スポーツ・文化交流や共同研究を推進している。
〔龍仁大學校（韓国）、 モスクワ国立大学（ロシア）、 極東連邦大学（ロシア・ウラジオストク）、 天津体育学院（中国）、ハワイ東海インターナショナルカレッジ(米国）、国立体育大学（台湾）、ルレオ工科大学(スウェーデン）、国立体育大学(ハンガリー）〕（資料 3-7【ウェブ】)。

なお、国立体育大学（ハンガリー）では、新たに武道学科を設置する構想があり、本学教員を2018（平成30）年度から出向させるとともに、2020（令和２）年度は本学から交換留学生（空手道専攻）も派遣し、設置に向けた協力体制を強化した。しかし、現在、欧州も新型コロナウイルス感染症により様々な活動が制限されており、計画が遅れている（資料 3-8）。

更に、武道・スポーツの国際交流活動においては、国外の多くの国から、武道・スポーツの短期外国人研修生の受け入れを行っている。例年、延べ 250～450 人を受け入れており、海外のナショナルチームやトップアスリートが本学の施設で稽古や練習を行うものである。本学学生と共同練習することにより、本学の国際化の推進に大きく貢献している。2020東京オリンピックの開催が決定したことにより、更に多くの研修生を受け入れるべく準備を進めてきた。しかし、2020（令和２）年度からは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研修生の受け入れは中止している（資料 3-9）。

3.1.2. 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点１： 教育研究組織の構成の適切性について、根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を定期的に行っているか。
評価の視点２： 点検・評価結果に基づく改善・向上の事例はあるか。

本学では、「国際武道大学内部質保証システム」に基づき、内部質保証システムに関する点検・評価及び改善・向上について全学的・体系的に推進している。教育研究組織の適切性については、内部質保証検討委員会で定期的に点検・評価を行っている。

学科については各学科会議、大学院は研究科委員会で自己点検・評価を行い、それらをもとに、毎年度、８月～９月に約 1.5ケ月程度をかけ、大学院研究科長、体育学部長、武道学科長、体育学科長、附属武道・スポーツ科学研究所長及び各事務部門の長のそれぞれから、現状の活動報告及び課題と将来に向けた改善方策についてヒアリングを実施している。これらのヒアリングにあたっては、学長が策定する次年度へ向けた大学の目標・計画を事前に配付することにより、本学の進むべき方向性を学内に明確に示し、学長のガバナンス強化の推進にも取り組んでいる（資料 2-10）。

これらに基づく組織向上の取り組みの一例として、体育大学である国際武道大学には、既にアスリートを支援する取り組みが数多く存在している。しかし、その支援サービスの多くが、各部署・各教員、各クラブ等によって担われ、学内に点在し有機的に結びついていないことから、2018（平成30）年度「大学横断的かつ競技横断的統括組織(日本版NCAA)創設事業」に応募し採択されたことに併せて、点在する学内の取り組みを有機的に結びつける「スポーツ局」を設置した。現在、この「スポーツ局」は「武道・スポーツセンター」として引き継がれている（資料 3-10【ウェブ】）。

3.2. 長所・特色

本学は、大学の理念・目的の達成のため、体育学部、武道・スポーツ研究科、別科武道専修課程のほかに、附属施設として武道・スポーツ科学研究所を設置し、武道・体育及びスポーツの専門的な教育と先進的な研究を進めている。

これらを有機的に結びつけ教育研究を推進させるため、学部、研究科のもとに各種の委

員会を設置し、教育研究活動を展開している。各委員会の運営事務は、大学事務局の各課・室が担当しており、これにより、委員会間の連携及び横展開を可能としている。

3.3. 問題点

学部教育と大学院教育をスムーズに連動させることにより、学部生の研究や実践力の向上に役立てることができるよう、引き続き教育指導体制の充実・向上に努める必要がある。また、社会人向けの教育サービスの充実を図るため、サテライト型の大学院教育の導入を検討していく。

3.4. 全体のまとめ

本学は、大学の理念・目的の達成のために、2013（平成25）年度から学科の組織改編を行った。これは、2008(平成20)年12月の答申「学士課程教育の構築に向けて」が発出されるとともに、2012(平成24)年12月には、学士課程教育の質的転換のための方策を、各大学が大学支援組織や文部科学省、地域社会、企業等と連携しながら改革サイクルの中で、着実に実行するための具体的な手立てを明確にした「新たな未来を築くための 大学教育の質的転換に向けて」が発出された。本学においても、これらの答申に沿って、専門性を担保しつつ、社会性汎用力の育成に軸足をおき改革を進めた。

その後、2013(平成25)年10月には、教育再生実行会議が「高等教育学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について（第４次提言）」を公表し、高大接続のあり方とともに、大学教育の質保証、すなわち、３つのポリシーの適正かつ厳格な策定と運用がより明確な形で求められるようになり、その実行のために2015(平成27)年１月に文部科学省によって「高大接続改革実行プラン」が策定され、３つのポリシーを一体的に策定し公表することが義務化された。

これに伴い、本学においても2016(平成28)年度中に、今までの３つのポリシーの見直しに着手し、３つのポリシーの一体的策定を完了し公表した。2018(平成30)年度以降の入試では、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを一体的に運用する、新しいアドミッション・ポリシーに基づいた入試を行っている。

また、本学へ入学した１年次生の約８割は教職課程履修登録を行っている。このため、今後は、乳幼児教育から後期中等教育までの一貫した指導者を養成するための体制について検討するとともに、教員養成課程の強化と６年間一貫教育課程の設置について調査・研究を進めていく。

第４章　教育課程・学習成果

4.1. 現状説明

4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点１：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針を授与する学位ごとに適切に設定し、公表しているか。

体育学部及び武道・スポーツ研究科ともに、それぞれの教育目標に基づく人材養成の目的を踏まえ、学生が身につけるべき知識及び技能並びに学位授与にふさわしい学修成果を明示した「卒業の認定に関する方針（体育学部）」及び「修了の認定に関する方針（武道・スポーツ研究科)」を設定し、履修の手引き及び大学ホームページに公表している（資料 4-1【ウェブ】、資料 4-2【ウェブ】）。

体育学部においては、2016(平成28)年３月に学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布、中央教育審議会大学分科会大学教育部会による「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」及び「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」の策定及び運用に関するガイドライン」(2016(平成28)年３月)の公表及び、高大接続システム改革会議の「最終報告」(2016(平成28)年３月)の公表を契機として、本学の「３つの方針」について、より一貫性のあるものとするための検討を行い、2017(平成29)年４月に新たな「３つのポリシー」を公表した（資料 2-6【ウェブ】）。

体育学部の「卒業の認定に関する方針」は次のとおりである。

〇卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー)

体育学部は、幅広い教養と専門的知識を修得し、種々の事象に柔軟に対応できる能力を発揮するとともに、武道、体育及びスポーツを通じて社会を豊かにすることができる人材を養成します。この課程を修了し、以下の知識・能力を有すると認められる者に卒業を認定し学位を授与します。

1. 国際社会・地域社会の発展に寄与することができる。
2. 武道、体育及びスポーツに関する様々な課題に対し、幅広い教養と国際的感覚を持ち、主体的に判断し対応することができる。
3. 武道、体育及びスポーツに関する専門知識を修得し、体育学における諸事象を論理的・実践的に表現できる。
4. コミュニケーション能力、リーダーシップ、チャレンジ精神を身につけ、社会を豊かにするための適切な行動ができる。
5. 新たな課題を解決する論理的思考力を持ち、他者と協力・協調し、社会を豊かにしようとする意欲と行動力を身につけている。

武道・スポーツ研究科の「修了の認定に関する方針」は次のとおりである。
〇修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）
武道・スポーツ研究科は、武道、体育及びスポーツの分野において、高度な専門的知識や実践能力を有し、優れた研究・開発能力を身につけ、豊かな創造性を発揮することができる専門職業人を養成します。この課程を修了し、以下の知識・能力を有すると認められる者に修了を認定し学位を授与します。

1. 国際社会・地域社会の発展に寄与することができる。
2. 武道、体育及びスポーツにおける、高度で専門的な学術の理論及び応用力を有している。
3. コミュニケーション能力、リーダーシップ、チャレンジ精神を持ち、広く社会に寄与することができる。
4. 専門分野で修得した知識や技能に基づき科学的・学問的な視点から事象を捉え、新たな課題を発見・解決し、未来に向かって創造的知見を発信できる能力を有している。

4.1.2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点１：授与する学位ごとに、必要な教育内容について、体系性を有する教育課程として設定するために、授業科目区分と授業形態等を含めた教育課程編成・実施方針を適切に設定し、公表しているか。 **評価の視点２：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針は、適切な連関性を有しているか。**

体育学部及び武道・スポーツ研究科ともに「教育課程の編成及び実施に関する方針」を定め、履修の手引き及び大学ホームページにて公表している（資料 4-3【ウェブ】、資料 4-4【ウェブ】）。

体育学部の「教育課程の編成及び実施に関する方針」は、次のとおりである。
〇 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）
国際的な感覚と高い教養並びに武道、体育及びスポーツの専門的な知識と技能を修得するため、以下の方針に基づきカリキュラムを編成し実施します。

1. 建学の精神を理解するための基幹科目を設置し、国際社会・地域社会の一員として必要な倫理的・社会的能力、創造力及び判断力等を涵養します。毎回の授業後に課すレポートにより評価します。
2. 学生の主体的・能動的な学修を促すため、学びながら自分の専門性を選択していく「学びながら選ぶ」カリキュラムを編成します。自らが学修計画を立て、主体的な学びを実践できるよう初年次教育科目を充実させるとともに、専門性を深めるための体系的なカリキュラムを編成します。学生は、学修達成度自己評価システム（ポートフォリオシステム）を活用し、常に「現状の確認」と「振り返り」を行うことにより、適切な履修

科目を選択し専門性を高めていきます。学修により身についた能力は、レーダーチャートにより可視化し評価します。

3. 体育大学が社会とどのように結びついているのかという命題を、武道、体育及びスポーツを通した視点をもって学修するため「大学教育と社会との連携」に重点を置いた教育プログラムを設置します。そのプログラムでは、実社会との連携を強化したカリキュラムを編成しこれからの社会で必要な物事を自分で考え直し、問題の本質を見極め、既存の枠組みにとらわれず自由に発想し、他者と連携し問題解決を図る力を涵養します。授業で取り上げるテーマも社会との連携を徹底し、多様な評価方法を取り入れ多角的に評価します。
4. 武道、体育及びスポーツの専門性及び実践力を高めるため、実習や演習等を多用した教育プログラムの充実を図るとともに、より主体的な学修に向けて、すべての学生に演習Ⅰ、演習Ⅱ及び卒業研究を課すことで専門性を評価します。

体育学部の教育課程は、「教育課程の編成及び実施に関する方針」に基づいた教育課程を編成しており、武道学科及び体育学科の学科別に武道領域と体育領域に特化した体育学の体系性を担保するための授業科目を配置し、「卒業の認定に関する方針」を実現するための教育課程となっている。

教育課程に科目区分とコース制を設けている。科目区分は初年次教育科目、総合科目、コミュニケーションツール科目、キャリア教育科目、学科専門科目、任意に選択する科目に区分し、それぞれの区分に必要な単位数を明記し、卒業要件単位数は 124 単位としている（資料 1-2)。これに加え 2013（平成 25）年度からコース制を導入し、学生自身が学んできた専門性を把握できる仕組みとし、確かな学士力を身に着けることができる教育課程を構成している。このことにより単に卒業要件となる 124 単位を修得すれば卒業できるものではなく、いずれかのコースを満たすことも卒業のための条件となっている。なお、コースについては学年進行中においても変更することを可能とし、「教育課程の編成及び実施に関する方針」にも定めている「学びながら選ぶ」教育課程を実現している（資料 4-5【ウェブ】)。

武道・スポーツ研究科の「教育課程の編成及び実施に関する方針」は、次のとおりである。

○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

武道、体育及びスポーツの分野において、高度な専門的知識を形成する能力を養い、種々の事象に柔軟に対応できる実践的能力を発揮することにより、社会を豊かにすることができる人材を育成するため以下の教育課程の編成及び実施に関する方針に基づきカリキュラムを編成し実施します。

1. 基幹科目を設置し、国際社会・地域社会の一員として、倫理的・社会的能力、創造力及び判断力等を養うための知識、経験を育みます。
2. 総合的・学際的視点とともに高度で専門的な知識を持った、知識基盤社会を支える知的な素養のある人材を育成するため、武道・体育及びスポーツに関する専門領域を適切に区分し体系化を図るとともに、領域を横断的に学修できるカリキュラムを構築します。
3. 国内外の多様な社会の要請に的確に応えるための高度な専門職業人養成の視点から、

実践的応用力を身につけさせるカリキュラムを構築します。

4. 自らの設定した研究テーマについて、指導教員のもとで研究指導を受け、学位論文を作成するために「特別研究」を配置します。
5. 高い専門性とともに幅広い視野を備え、専門分野の枠にとらわれない独創性・創造性を持った人材を養成する観点から、複数の教員が論文作成等の研究指導を行う指導体制を構築します。

武道・スポーツ研究科の教育課程は「教育課程の編成及び実施に関する方針」に基づいた編成をしており、学部に沿った内容に加え、領域を横断的に学修できるようにしている。また、実践的応用力を身につけさせるように構築し、より高度な専門的研究を可能とする授業科目を配置し、「修了の認定に関する方針」を実現するための教育課程となっている。

なお、教育課程には共通科目、専門科目（武道・スポーツ文化領域科目、健康・スポーツ科学領域科目、武道・スポーツ指導領域科目）、演習・指導科目、研究基礎科目及び研究指導科目の区分を設け、修了要件単位数は 30 単位である（資料 1-3、資料 4-6【ウェブ】）。

本学では、「卒業の認定に関する方針」及び「修了の認定に関する方針」と「教育課程の編成及び実施に関する方針」は、一体的に策定されており、その策定過程においては「３つのポリシー」の相互間の連関性を内部質保証検討委員会において検証・確認している。

4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点１：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置が講じられているか。

- **教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性は保たれているか。**
- **教育課程の編成にあたっての、順次性及び体系性への配慮はできているか。**
- **単位制度の趣旨に沿った単位の設定は適切であるか。**
- **個々の授業科目の内容及び方法は適切に編成しているか。**
- **授業科目の位置づけ（必修、選択等）は、適切であるか。**
- **各学位課程にふさわしい教育内容が設定されているか。**
- **初年次教育、高大接続への配慮が適切になされているか。（【学士】）**
- **教養教育と専門教育の適切な配置がなされているか。（【学士】）**
- **コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等がなされているか。（【修士】）**
- **教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等が適切に関与しているか。**

評価の視点２：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に実施しているか。

体育学部は、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「卒業の認定に関する方針」に基づき、体育学の体系的教育課程を編成するため、適切な授業科目を開設している。

既述したように教育課程に初年次教育科目、総合科目、コミュニケーションツール科目、キャリア教育科目、学科専門科目、任意に選択する科目及び教職科目の区分を設けている。それぞれの区分においては、「教育課程の編成及び実施に関する方針」の実現項目を網羅するに十分な授業科目を配置し、体系性を担保するため順次性に配慮した開講年次を設定している（資料 4-5【ウェブ】）。

初年次教育科目では高等教育の理解力と学修姿勢を育む内容として、武道、体育及びスポーツと社会を結びつける基礎的思考力を育む授業科目を配置している。総合科目は、幅広く深い教養を身につけるとともに、豊かな人間性を涵養する教養教育科目や社会との結びつきを理解する授業科目を配置している。コミュニケーションツール科目は、国際感覚を育むための語学科目として、英語のほかスペイン語、フランス語、中国語及びハングルなど複数の語学科目を設置し、武道・スポーツのグローバル化に対応している。

キャリア教育科目では、仕事と武道、体育及びスポーツの関わり方を学び、様々な社会貢献の在り方並びに武道、体育・スポーツが持つ可能性を学ぶ授業科目を設置している。学科専門科目は、武道学科では武道領域、体育学科では体育・スポーツ領域に特化した専門性の高い内容を学ぶ授業科目を設置している。なお、学科専門科目の中には演習Ⅰ、演習Ⅱ、卒業研究という段階的に学生個々の学修成果をまとめ上げる科目を含み、「卒業の認定に関する方針」の達成度確認の一つとして位置付けており、評価と併せて成果を共有するために全学的な卒業研究発表会を開催している。

一方、教職科目では教育職員免許取得に必要な科目を設置している。体育学部においては、武道学科及び体育学科にそれぞれ中一種免（保健体育）及び高一種免（保健体育）の取得が可能な教職課程を設置している。

１年間の授業期間は国際武道大学学則第 33 条及び国際武道大学大学院学則第 10 条に基づき、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則としている（資料 1-2、資料 1-3）。授業形態は、講義・演習・実験・実習・実技としている。特に本学においてはアクティブラーニング科目としての演習・実験・実習・実技を実施又は併用することにより、講義で得た知識を実践し、高い学修効果を得ることを可能とする教育プログラムとしている。授業科目の単位については、学則第 24 条に則り、１単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容もって構成することを標準として設定している（資料 4-7）。

授業科目の内容及び方法については、すべての授業科目のシラバスをホームページに公表している他、学生が履修・学修する際に確認できるようポータルサイトにも掲載している（資料 4-8【ウェブ】、資料 4-9）。

なお、すべてのシラバスは学部長及び学科長が、授業方針・評価方法など詳しく確認しており、ディプロマ・ポリシーの関連性についても記載されている。必修科目・選択必修科目・選択科目などの位置づけについては、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「卒業の認定に関する方針」の実現に配慮し、科目区分ごとに細かく設定している。

教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性については、2020（令和２）年度からナンバリングを採用し、体系的・系統的履修を促すよう整備を行った。更に、学生本位の教育

活動をより広く展開するため、他学科の科目も履修できる教育課程としている（資料 4-10、資料 4-11、資料 4-12)。

また、４年間の学びの集大成としての「卒業研究」４単位を必修とし確かな学士力を培う。専門科目のうち「卒業研究」は論文、成果物作成のみにとどまらず、卒業研究発表会を毎年２月に開催し、論文の公表等を行うことにより、高度な研究成果として、第三者の評価に耐えうる説明能力を身につけさせる実質的な学士力の養成を図っている。なお、「卒業研究」における論文や成果物の作成は必修としており、「学修効果」、「学士課程教育の質保証」を担保している（資料 4-13）。

初年次教育では、高等教育の理解力と学修姿勢を育むことに注力した授業展開をしており、「基礎ゼミナール」においては、１学年を６クラス（１クラス約 70 人）に分けたうえで、１クラスあたり約７人の教員を配置し丁寧な教育・指導をしている。また、初年次教育の「キャリアデザインⅠ」では、スポーツと社会の結びつきをテーマに職業観の芽生えを促している。更に、「キャリアデザインⅠ」から段階的に展開するキャリア教育科目の「キャリアデザインⅡ」「キャリアデザインⅢ」においては様々な業界等から講師を招聘するなどし、社会的視野を広げる科目となっている（資料 4-14)。

教養教育と専門教育の配置に関して、21 カリ【2021（令和３）年度入学生カリキュラム】においては、19 カリ【2019(令和元)・2020（令和２）年度入学生カリキュラム】及び 17 カリ【2017(平成 29)・2018（平成 30）年度入学生カリキュラム】(以下、本報告書において、「21 カリ」、「19 カリ」、「17 カリ」という。）の教職関連科目が任意に選択する科目に加算されることに伴い、教職関連科目が専門科目を圧迫する可能性が高まったことにより、体育学の質的保証を強化するための策として、武道学科及び体育学科ともに、学科専門科目の卒業要件単位数をそれまでの 52 単位から 62 単位とした（資料 4-15)。

武道・スポーツ研究科は、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「修了の認定に関する方針」に基づいた教育課程を編成している。

科目区分としては、共通科目、専門科目、演習・指導科目、研究基礎科目、研究指導科目を設置している。

共通科目では、武道・スポーツの分野における学術的な研究能力、高度な指導能力を養うための基礎知識を修得する科目を設置し、必修科目と位置付けている。

専門科目においては、武道・スポーツ文化領域科目、健康・スポーツ科学領域科目、武道・スポーツ指導領域科目の３領域に区分し、自由に組み合わせた履修ができ、学生個々の目的・学修方針などにより横断的な学修を可能にしており、コースワークとして位置づけることができる。それぞれで修得した理論的知識や能力を基礎として、それらを応用する高度な知見と能力を身につけ、各々の専門性をリサーチワークとしての修士論文に繋げる。なお、３つの領域には主要科目と高度な専門科目を配置し、体系的な教育課程としている。

演習・指導科目は、職業や研究活動に関係する活動において、企画（立案）から運営（指導)、評価、報告に一連の体験を通して実践力を育成する科目として設置し、学生の将来計画などにより選択できる科目として位置付けている。

研究基礎科目、研究指導科目は修士論文又は特定課題研究の作成に向けた必修科目であ

る。研究基礎科目としての武道・スポーツ特別研究Ⅰ・Ⅱ及び研究指導科目としての武道・スポーツ特別研究Ⅲ・Ⅳは、修士論文又は特定課題研究の作成に向けた基礎的な研究指導から高度な研究の進め方を修学するためのリサーチワーク科目として位置付けている。

特に研究科での集大成である研究基礎科目及び研究指導科目においては、複数の教員が論文作成などの研究指導を行うことができる指導体制を構築しており、「学修効果」及び「修士課程教育の質保証」を担保している（資料 4-6【ウェブ】）。

体育学部及び武道・スポーツ研究科の教育課程の編成に関しては、毎年度学長から発出される翌年度の事業計画の中に、教育課程編成に関する方針事項を記載しているが、学内に公表する前に全学内部質保証推進組織である内部質保証検討委員会が精査し、これらの方針の適切性について確認を行っている。

4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点１：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置が講じられているか。

- **各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置として、１年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定を適切に実施しているか。**
- **シラバスの構成内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）が適切であり、授業科目の内容・方法とシラバスとの整合性は確保できているか。**
- **学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法等を採用しているか。**
- **学生の履修登録における指導・アドバイスは適切に実施できているか。**
- **学士課程において、授業形態に配慮した１授業あたりの履修学生数は、適切であるか。**
- **大学院研究科における研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）を明示し、それに基づく研究指導を実施しているか。**
- **各学部・研究科における教育の実施にあたって、全学内部質保証推進組織等が適切に関与しているか。**

授業内外の学生の学修を活性化し効果的な教育を行うために、学部では単位の実質化を図る措置として、2020（令和２）年度入学の学生までは１年間 49 単位、2021（令和３）年度入学の学生からは、1 年間 46 単位に履修単位の上限を変更し実施している(資料 4-16)。この CAP 制は、履修の手引き（大学ホームページ）に掲載し、WEB 履修システム上でも制限し、学修時間の確保を促している。

WEB 履修システムにおける履修登録は、前期のオリエンテーション期間及び履修登録・修正期間中に、前後期１年間の科目の登録を行い、後期オリエンテーション期間中におい

ても科目の変更や登録を行っている。

本学の履修指導は、２年次生から４年次生についてはオリエンテーション期間を数日間設定し、１年次生については５日間の新入生オリエンテーションを設定しており、それぞれのオリエンテーション期間内に WEB 履修登録を行っている。週末に WEB 履修システムを締め、全学生の履修登録状況データを確認し、未履修者、全体的なルールを無視した履修者、資格取得に必要な科目の未履修者などを洗い出し、不適切な履修若しくは全く履修をしていない学生一人一人に学生支援センターの職員が連絡し履修指導を行っている。また、連絡のつかない学生については、保護者に連絡し履修登録を行うよう促している。特に４年次生に対しては卒業判定を行い、卒業単位数 124 単位に満たない者には卒業を可能とするための履修指導を行っている。

第１週目の授業実施週は履修申告修正期間とし、学生が自ら履修修正を行う。第２週目授業実施週は、履修取消しなどの諸修正が正しくできなかった学生のために、教員による修正期間を設け、それぞれの週末に WEB 履修システムを締め全学生の履修登録状況を確認している。また、第５週目の授業において、履修中止申請期間も設けており、学生からの申請を受け付けている。前期は計４回、後期は計３回の履修状況の確認を行い、不適切な履修者については一人一人に連絡を取るなど、正しい履修ができるようきめ細やかな履修指導を行っている。

オリエンテーションの際、資格取得希望者に対しては説明会を実施し、資格取得に必要な科目の説明及び取得後の職業などの説明も行っている。特に複数の資格取得を目指す学生には個別指導を実施している。

シラバスは、「卒業の認定に関する方針」及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」に基づき、学部においては全学統一の様式により作成され、すべての授業科目においてホームページで広く公開している。また、学生に対しては WEB 履修システムにも掲載し、適切な履修を促している。具体的な記載項目としては、授業概要、到達目標、授業計画（テーマ）、ディプロマ・ポリシーとの関連性、受講・学習上のアドバイス、評価方法、教科書（書名、著者、出版社、ISBN コード、備考）、参考書（書名、著者、出版社、ISBN コード、備考）等である。

個々の授業科目のシラバスが、その記載要領等が求めている内容を満たしているか否かまた、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「卒業の認定に関する方針」との整合性及び適切な評価方法などについて、学部長、学科長の複数教員によりチェックしている。

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容、授業方法について、2020（令和２）年度から、より主体的参加を促す方法としてポータルサイト上で「Melly」の活用を開始した。

このアプリは、動画配信、ZOOM 及び課題設定・提出の他、学生と教員が双方向で情報交換を可能とする機能を持ち、時間や場所に拘束されることなく質疑応答を交わすことが出来るアプリである。このアプリ導入により学生と教員の双方の利便性が向上し学修効果が高まっている（資料 4-17）。

新型コロナウイルス感染症に対応するためのオンライン授業にもこのアプリを有効的に活用し、授業の質保証の向上を図った。また、体育指導・評価法や武道指導・評価法といった実技を伴う授業においても、学生自らが実技動画を作成し「Melly」で提出すること

で教員からの的確なアドバイスを受けるといった授業手法を展開した。これにより実技を伴う授業においても双方向性を担保しつつ、単位相応の学修時間を確保する授業展開ができている。履修指導においても「Melly」を活用した丁寧且つ適切な指導を行っている。オリエンテーションでも「Melly」を使い、WEB 履修の方法及びスケジュールなどの動画を配信し、これに関する質問も「Melly」で対応した。

研究科では、学修の活性化と効果的な教育を行うため、シラバスについては、「修了の認定に関する方針」に基づき、研究科統一の様式により作成し、すべての授業科目においてホームページで広く公開している。具体的な記載項目としては、前述した学部のシラバス内容と同様の項目となっている。

学部同様に、個々の授業科目のシラバスは「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「修了の認定に関する方針」との整合性や評価方法の適切性などについて、研究科長及び大学院研究科委員会副委員長によるチェック体制を設けている。また、大学院生に対しては前・後期オリエンテーション時に、適切な履修が可能となるよう大学院事務担当者が丁寧な履修指導を行っている。

更に研究科では、研究指導の段階から１人の院生に対して複数の教員が関与することにより、専門性を深めるとともに、多角的な視野を養うなど、教育上の効果が図られており、大学院生はその成果を修士論文中間発表として定期的に報告し、討論によって研究能力を高めて論文に結実させている（資料 4-6【ウェブ】、資料 4-18、資料 4-19）。

研究指導計画については、研究指導フローを作成しており、これを基に担当教員が適切に指導している（資料 4-20）。

学部及び研究科における教育の実施に関しては、全学内部質保証推進組織である内部質保証検討委員会も適切に関与している。当委員会には、武道・スポーツ研究科長及び体育学部長も構成員として出席しており、2019（令和元）年度は44回、2020（令和２）年度は49回開催した。

なお、2021（令和３）年度からは、教学及び学生支援を管轄する、学生支援センター長を構成員に加え教育の活性化及び運営の強化を図っている。

新型コロナウイルス感染症への対応・対策について本学では、2020（令和２）年４月からオンライン授業を開始した。2013（平成25）年度にカリキュラム改編を行った際、シラバスに動画を搭載するなどのコンテンツ作りを進めてきており、これらの経験を活かし実技授業等も映像による指導を多用するなど円滑なオンライン授業を実施できた（資料 4-21【ウェブ】）。

授業形態は主に「ZOOM Meetings」を利用するとともに、学生との双方向性を補完するために、前述した「Melly」を活用した。これにより、授業の事前・事後学習やレポートの提出及び質問の受付・添削等、非常に効果の高い授業運営を行った。2020（令和２）年度後期からは、万全な予防対策を図ったうえで、条件を設定しながら一部の授業を対面で進めるなど、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて授業を展開してきた（資料 4-22【ウェブ】）。また、本学は体育大学であることから、課外活動（クラブ活動）は重要な教育の一環である。このため、課外活動については、条件を設定したうえで万全の新型コロナ予防対策を講じながら、2020（令和２）年６月22日から早期に活動を再開させた。（資料 4-23【ウェブ】）。

4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点１：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置が講じられているか。
- **単位制度の趣旨に基づいた成績評価及び単位認定を適切に実施しているか。**
- **既修得単位の認定は、適切に実施しているか。**
- **成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置が講じられているか。**
- **卒業要件・修了要件を明示しているか。**
- **成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他に関し、全学内部質保証推進組織等が適切に関与しているか。**

評価の視点２：学位授与を適切に行うための措置が講じられているか。
- **学位論文審査がある場合、学位論文審査基準を明示・公表しているか。**
- **学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置がとられているか。**
- **学位授与に係る責任体制及び手続を明示し、適切な学位授与を実施しているか。**
- **適切な学位授与を行っているか。**
- **学位授与に関わる全学的なルールの設定その他について、全学内部質保証推進組織等が適切に関与しているか。**

成績評価と単位認定は「国際武道大学試験規則」に基づき行われている（資料 4-24)。成績評価基準については、予めシラバスに明示しており、評価はレポート、小テスト、期末テスト、平常点などによって適切に行われている（資料 4-8【ウェブ】)。

本学の成績はすべて 100 点満点の数値によって判定され、学生への評価は 90 点以上がＳ、89～80 点がＡ、79 点～70 点がＢ、69 点～60 点がＣ、59 点以下がＤ（不合格）となり、厳格な評価がなされている。成績評価の結果に異議もしくは疑義がある学生は成績確認期間中に授業科目成績評価確認願を申請することにより、担当教員が確認する仕組みを用意している。

なお、初年次教育科目の「現代文明論」、「基礎ゼミナール」、「キャリアデザインⅠ（スポーツと仕事)」の３科目は合格点に満たない履修学生に対して評価をＨ（保留）とし、翌セメスター終了までに合格基準を満たすための補充授業を実施している。

また、複数の教員が関わる科目の場合、評価が大きく異なることが無いよう、教員間で評価の調整を行っている。

本学では入学前の既修得単位については学則第 34 条に基づき、教育上の有益性が認められる場合、60 単位を超えない範囲で単位を認定することが出来る(資料 4-25)。ただし、編入学生については、大学設置基準第 30 条第３項の規程に基づき、編入学生の教育上の有益性を踏まえつつ、62 単位を限度として既修得単位の認定を行っている。認定に際しては入学前の教育機関が発行した成績証明書、単位取得証明書、授業科目名、単位数及びシラ

バス等に基づき厳格に実施している。

卒業要件については、学則及び履修規則等に明示するとともに、履修の手引き等に記載している。また、学生が履修する際には、WEB 履修システムにて各コースの卒業要件を確認しながら履修ができるシステムとなっている。

学位授与は、対象学生全員の各学科・各コースに定められた科目領域ごとの必修単位数と総修得単位数など、全ての要件を満たしているか履修システム上で判定作業を行い、その結果を学生支援委員会､運営委員会及び教授会の順で審議を行い､適切に授与している。また、学位授与にあたり４年次必修科目の卒業研究において、各自が４年間の学びの集大成として論文または成果物等の作成を行っている。この卒業研究では、研究室ごとに卒業研究発表を行い、その中から代表者１人を選出し、更に全体発表会に進む方式を採っている。全体発表会では各研究室から選抜された代表者による論文発表を実施し、優秀な論文発表者には表彰を行っている。また、４年次生全員の論文等のテーマは教授会にて周知している。

研究科の成績評価と単位認定は「国際武道大学大学院学則」に基づき行われている。また、研究科の成績評価基準は予めシラバスに明示しており、評価は、レポート、小テスト、期末テスト、平常点などによって適切に行われている。成績はすべて 100 点満点の数値によって判定され、学生への評価は 2014 年度以降の入学生の場合、90 点以上がＳ、89～80 点がＡ、79～70 点がＢ、69～60 点がＣ、59 点以下がＤ（不合格）とし、厳格な評価がなされている（2013（平成 25）年度以前入学生については「Ｓ」評価は採用していない）（資料 1-3)。

修了要件及び学位論文審査基準並びに特定課題研究審査基準の明示については、大学ホームページに掲載しており、広く社会に周知している（資料 4-26【ウェブ】、資料 4-27【ウェブ】、資料 4-28【ウェブ】)。また、オリエンテーション時に配付される履修の手引き・授業概要にも記載しており、履修の注意点等を含めてオリエンテーションにて説明を行っている。なお、学生募集要項にも記載しており、受験生に対しても広く周知している（資料 4-6【ウェブ】、資料 4-29)。

4.1.6. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点１：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標を適切に設定しているか。（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点２：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発に取り組んでいるか。

≪学習成果の測定方法例≫

・アセスメント・テストを行っているか。

・ルーブリックを活用した測定を行っているか。

・学習成果の測定を目的とした学生調査等を行っているか。

・卒業生、就職先への意見聴取等を行っているか。

評価の視点３：学習成果の把握及び評価の取り組みに対し、全学内部質保証推進組織等が適切に関与しているか。

学修成果の把握のために本学では 2014（平成 26）年度から「学修達成度自己評価システム」を導入し年２回の入力を行っている。「学修達成度自己評価システム」は学生に自らの学びを計画的に組み立てていく学修姿勢を身に付けさせ主体的な学修を担保している。学生一人一人の学びの状況や修得した能力はレーダーチャートにより可視化することで視覚的に把握することができている。また、蓄積されたデータをもとに学生の自己評価と教員の成績にミスマッチがないかを検証しカリキュラムの点検を行っている（資料 4-30、資料 4-31）。

「卒業の認定に関する方針」に明示した学生の学修成果の把握に係る指標となるデータについては、国際武道大学キャンパスライフアンケート、卒業時アンケート、卒業生アンケート及び企業アンケート等を実施し、次のとおり学生の学修成果を把握し、評価に繋げるデータとして活用している。

国際武道大学アセスメント基本構成表

レベル	入学前・入学時 （アドミッション・ポリシー）	在学中 （カリキュラム・ポリシー）	卒業時（卒業後） （ディプロマ・ポリシー）
機関レベル（大学全体）	・入学試験結果 ・ＩＢＵアチーブメントテスト	・GPA分布状況 ・履修状況、成績分布状況 ・休学者数、休学率 ・留年者数、留年率 ・退学者数、退学率 ・除籍者数、除籍率 ・海外留学状況 ・単位修得状況 ・ＩBUキャンパスライフアンケート	・卒業者数、卒業率 ・就職者数、就職率 ・進学者数、進学率 ・卒業時アンケート ・卒業後アンケート ・企業等アンケート
教育課程レベル（大学院研究科・学部学科）	・入学試験結果 ・ＩＢＵアチーブメントテスト	・GPA分布状況 ・履修状況、成績分布状況 ・休学者数、休学率 ・留年者数、留年率 ・退学者数、退学率 ・除籍者数、除籍率 ・学生による授業評価アンケート ・学修達成度自己評価システム ・修士論文/特定課題研究 ・卒業研究	・卒業時アンケート ・卒業後アンケート ・企業等アンケート ・教育職員採用状況 ・資格試験合格状況
授業レベル（授業・科目）		・成績分布状況 ・学修達成度自己評価システム ・出席状況 ・学生による授業評価アンケート	

（注：大学院は上記の項目のうちから必要に応じて使用する）

また、本学としては認証評価の流れを汲んで、部署別自己点検・評価を年度毎に実施することとしている。その中で前述のデータ等を活用した改革等（後述の 4.1.7 の改革）が実行されてきた。部署別点検・評価を継続的に実施し、カリキュラム等の改革を進めてき

たが､一方で新たな評価指標であるアセスメントポリシーの整備は遅れていた｡そのため、既存の組織のアセスメントにおける位置づけを明確にし、2021（令和３）年度にアセスメントポリシーの策定に取り掛かり、同年 11 月に「国際武道大学アセスメントポリシー」を作成した。その内容としては、アセスメントの中心となる組織を全学内部質保証推進組織である内部質保証検討委員会とし、国際武道大学アセスメント基本構成表のデータ項目を活用し、有機的かつ組織的にアセスメントを実施するための手順を定め、評価結果を確実に改善に繋げるためのＰＤＣＡサイクルを廻して行くシステムとした。これらの取り組みは、2022（令和４）年度から実施できるよう全学的な周知を図っていく。なお、武道・スポーツ研究科においては当該システムを準用するものとする（資料 2-25【ウェブ】)。

4.1.7. 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点１：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を行っているか。
・学習成果の測定結果の適切な活用により、その教育課程及びその内容や方法について、定期的に点検・評価を行っているか。
評価の視点２：定期的な点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組み事例はあるか。

現在の教育課程の原点は 2013（平成 25）年度教育課程である。2013（平成 25）年度は 2001（平成 12）年度から続いた１学部４学科体制（体育学部：武道学科、体育学科、スポーツトレーナー学科、国際スポーツ文化学科）を１学部２学科体制（体育学部:武道学科、体育学科)に改組した年に当たり､当該改革に伴って教育課程を大きく改定した年である。当該年度の教育課程は 2008（平成 20）年 12 月 24 日中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」(答申）に沿って学士課程教育の再構築を目指したカリキュラム作りを行っている。2013（平成 25）年度の教育課程の特徴としては、教養教育の充実、コース制の導入、資格関連科目の自由科目化（自由科目：本学においては、卒業要件に含まれない科目）とした。あくまでも学士の水準の維持･向上を目的とした大学全入時代に即した 21 世紀型市民の育成を目指す学士課程教育に重点を置いた教育課程とした。

一方で本学に入学を希望する学生の多くが、教員免許状の取得を希望しており、それらの学生たちにとっては自由科目として卒業単位に含まれない教職関連科目の単位取得の負担は卒業単位取得においても資格関連科目取得においても大きな負担となっていた。そのような中、2015（平成 27）年の「これからの教育を担う教員の資質能力の向上について」-学び合い、高め合う教員育成コミュニティーの構築に向けて-（答申）において『教育課程の改革に当たっては、教育課程が教員として最低限必要な資質能力を育成することを目的とすることや履修の適正化を図る観点から、教育課程において修得すべき単位の全部又は一部を可能な限り卒業に必要な単位数の中に位置づけるよう努める・・・』により、2017（平成 29）年度教育課程改定に着手することとなった。また、学校法人国際武道大学寄付行為第３条及び国際武道大学学則第２条の規定において『指導的役割を果たし得る人材を

養成する』といったように必ずしも教員になることだけを目的としている内容ではないが指導者養成を図ることを謳っていることからも教職関連科目を学ぶことは指導者養成においては十分な教育効果を得られる科目であると判断しており、教職関連科目の卒業単位への組み入れは本学の設置目的にも合致しているものと理解している。

2017（平成 29）年度教育課程は１・２年次開講の「教職に関する科目」であった教職入門、教育原理、教育心理学、特別活動論、教育社会学、道徳教育の指導法、教育方法論、生徒指導論、教育相談の９科目を卒業単位に含むようにした。

2019（令和元）年度の主な改定内容は、再課程認定による改定である。教育職員免許法に伴う新設科目の特別支援教育及び総合的な学修の時間の指導法を追加し、新法による科目区分の変更となった保健体育科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの４科目は両学科共に学科専門科目とし、卒業単位に含むこととした。また、３年次開講の講義科目の教育課程論を卒業要件単位に含むこととした。

2021（令和３）年度の主な改定内容は、質保証の観点から CAP の上限を 49 単位から 46 単位に引き下げた。このことにより、CAP の圧迫が生じたため、その軽減策として、総合科目Ａ（８単位）・Ｂ（６単位）を統合し総合科目 10 単位修得を必修とした。また、新入生セミナーの単位化を廃止した。自由科目を専門科目に移動し、卒業単位に含まない科目は、教職の実習に関わる科目のみとした。

以上のとおり、適切な根拠に基づき点検・評価を実施し、2013（平成 25）年から 2017（平成 29）年、2019（令和元）年、2021（令和３）年と教育課程改革を繰り返し、改善及び向上に努めてきた。このため 2021（令和３）年度においては、４本の教育課程が走っている。引き続き 2022（令和４）年改革も実施予定である。

教育課程及びその内容、方法の適切性については、全学体制で取り組んでいる部署別自己点検・評価報告書の作成のほか、毎年度実施する学生による授業評価アンケートや授業担当者からの意見をもとに、内部質保証検討委員会で定期的に検証している。次年度からは、国際武道大学アセスメントポリシーに基づき、内部質保証検討委員会を中心として、更に合理的・組織的な検証と改善・向上を行っていく。

4.2.長所・特色

現状にて記載したとおり、本学の履修指導は学生一人一人に対して、きめ細かい履修指導ができる指導体制をとっている。このことにより、退学者や留年生の減少に繋がるものと評価している（資料 4-32)。

2020（令和２）年度はコロナ禍ではあったが、全国の大学に先駆けて４月 20 日から履修申告を行い４月 27 日からオンライン授業を開始し、十分な授業時間を確保し単位の厳格化を図った。オンライン授業においては「Melly」を導入し、新しい授業形態、内容、方法にて授業を展開した。2021（令和３）年度においても同様の授業展開で進めている。

また、学生・教員及び事務部門で連絡や通知のコミュニケーションが非常に円滑に行うことができ、この成果はコロナ禍に限らず、今後も様々な学修に活用でき、学生のより主体的な学修に役立つものであるという可能性を感じさせるものである。

今後、対面授業が可能となっても「Melly」を上手に活用した丁寧な履修指導を継続してい

く。なお、当該アプリを導入することにより、全教員が新しい授業展開を急ピッチで準備し、慣れないWEBシステムに取り組むことになったが、授業科目の領域・授業形態に関わらず、教員間でアプリやＳＮＳの活用方法について情報交換が活発に行われ、これまで以上に教員同士・授業科目間の理解が深まった。

4.3. 問題点

教育課程及びその内容、方法の適切性については、学修達成度自己評価システムを導入するともに、地方自治体から意見を聴取するなど点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けて取り組んできた(資料 2-14、資料 2-15)。　しかし、「卒業の認定に関する方針」に明示した学生の学修成果の把握及び評価を行うにあたり、大学として何をどのような手法で評価し、その結果をどのように改善に結びつけるかというアセスメントポリシーの策定が遅れていた。個々のアンケートや成績等を有機的かつ組織的に改善につなげるためのＰＤＣＡサイクルを、学生及び教職員へわかりやすく明示し、教育の質保証を向上させるため国際武道大学アセスメントポリシーを策定し､全学的な共通理解を図るため、2021（令和３）年 11 月度定例教授会において周知を図った。今後も、更なる組織的・合理的な自己点検・評価の強化を図っていく。

4.4. 全体のまとめ

本学は、「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」を一体的に策定し公表している。また、教育課程、学修効果についても、内部質保証検討委員会において定期的に点検・評価を行うとともに教育改革に積極的に取り組んでいる。

学生の主体的な学修の確立のためには、教員と学生あるいは学生同士のコミュニケーションを取り入れた双方向の授業や学生の学修へのきめの細かい支援が求められる。

本学は､これらの目標へ向けて､学生の履修登録から学修目標達成までを総合的に支援し、きめ細やかな対応を図る体制を構築してきた。今後も、この体制を更に成熟させるとともに、学生・教職員に十分に浸透させ活用していくことで、カリキュラムを円滑に運用し、本学の「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」に沿った確かな「学士力」を備えた人材養成を継続していく。

第５章　学生の受け入れ

5.1.現状説明

5.1.1.学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点１：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針を適切に設定し、公表しているか。 **評価の視点２：学生の受け入れ方針には、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像及び入学希望者に求める水準等の判定方法を適切に設定し、明示しているか。**

本学では修了・卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー)、入学者の受け入れ方針に関する方針（アドミッション・ポリシー）の策定を一体的に行っており、その過程において相互の連関性を確認している。

入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、次のとおり大学ホームページへ掲載し広く公表している（資料 5-1【ウェブ】、資料 5-2【ウェブ】)。

（体育学部）

本学の体育学部に関する入学者の受入れに関する方針は、「武道学科及び体育学科の求める学生像」、「大学入学までに履修しておくことが望ましい教科・科目等」、「入学者選抜の基本方針」から構成されている。

「武道学科及び体育学科の求める学生像」については、武道、体育及びスポーツに取り組んだ経験を活かし、主体的に武道、体育及びスポーツの知識・技能の向上に取り組んできたこと、武道、体育及びスポーツに関する専門的な学習経験を基軸とした思考力・判断力を活かし、社会で活躍しようとする意欲に満ちていること、既成の事実や価値観にとらわれることなく広い視野を持ち、自ら課題を見出し、武道、体育及びスポーツを探究しようとする意欲に満ちていることを入学志願者に求めている。

次に「大学入学までに履修しておくことが望ましい教科・科目等」としては、体育学部に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容や水準を明示している。高等学校で履修すべき科目として「体育は文系・理系の枠を超えた総合的な学問です。したがって、すべての教科において基礎的な学習をしておくことが、発展的な理解を深めることにつながります。」と明示している。

また、「入学者選抜の基本方針」として、各入試区分（総合型選抜、学校推薦型選抜（指定校)、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜）で、入学志願者に求める水準等の判定方法を明示している（資料 5-3【ウェブ】)。

（武道・スポーツ研究科）

本学の武道・スポーツ研究科に関する入学者受入れの方針は、「武道・スポーツ研究科の

求める学生像」、「入学者選抜の基本方針」から構成されている。「武道・スポーツ研究科の求める学生像」については、武道、体育及びスポーツの理論と実践を通じ、より高度な専門知識や技能を修得しようとする者、武道、体育及びスポーツに関する諸概念について、文化、歴史、健康、教育などの様々な側面から探究し、武道・スポーツの普及・発展に寄与していく意欲と能力を持つ者、国際的な視野と感覚を持ち、健康・スポーツ科学に関する高い専門知識を活かし、人々の健康・体力の保持増進を推進し、社会を豊かにしようとする意欲と能力を有する者、武道、体育及びスポーツに関する高度な知識や技能、論理的思考力を有し、武道、体育及びスポーツの指導・教育に国内外を問わず貢献しようとする意欲と能力を有する者を入学志願者に求めている。

また、「入学者選抜の基本方針」として、各入試区分（一般入試、社会人入試、外国人留学生入試）で、入学希望者に求める水準等の判定方法を明示している（資料 5-4【ウェブ】）。

5.1.2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点１：学生の受け入れ方針に基づいた、学生募集方法及び入学者選抜制度を適切に設定しているか。
評価の視点２：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供を適切に実施しているか。
評価の視点３：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための運営体制を適切に整備しているか。
評価の視点４：公正な入学者選抜を実施しているか。
評価の視点５：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施しているか。

入学者の受入れに関する方針を踏まえ、学生募集の方法及び入学者の選抜制度を適切に設定し、入学者選抜を実施している。学生募集の方法では、入試区分ごとの入学者選抜制度に関して、出願資格、試験内容等の具体的な選抜方法を体育学部及び武道・スポーツ研究科の学生募集要項及び大学ホームページを通じて広く公表している。

また、募集要項には入学金及び学費を明記するとともに、学費分納制度や各種奨学金などの経済的支援に関する情報も明記している（資料 5-5【ウェブ】、資料 4-29、資料 5-6【ウェブ】）。

体育学部では「オープンキャンパス」において、入学者の受入れに関する方針に基づいた詳細な入学者選抜制度について説明し、「卒業認定・学位授与の方針」や「教育課程編成・実施の方針」に関連して、入学後の教育課程と到達目標、具体的な学習内容やその方法、取得可能な諸資格についても説明している。更に、入学後は多くの学生が実家を離れ、大学周辺のアパートで一人暮らしをすることから、経済的支援に関する情報提供や学生生活全般についても説明する機会を設けている（資料 5-7【ウェブ】、資料 5-8）。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、オープンキャンパスが通常開催できな

い状況であること、また、遠方のためオープンキャンパスに参加できない受験希望者に対する情報提供の機会を設けるため、オンライン会議システム（ZOOM）を活用し、オンラインオープンキャンパスや個別相談も行っている。

武道・スポーツ研究科については、電話やメールでの問い合わせに対して、「入学者受入れの方針」に基づいた入学者選抜制度について説明している。

本学では、体育学部の各学科への入学志望者に対して、多様な入学者選抜の方法と機会を用意するとともに、高等学校在学中の学習活動及び課外活動等の成果及び大学教育における適性、そして学習意欲等について、多面的かつ客観的に審査・判断するために、様々な入試形態と選抜方法を用意している。

大学院についても、学部からの継続的な研究を希望する者のみならず、働きながら研究の機会を希望する社会人等を対象とした社会人入試、また、日本の武道・スポーツ文化を理解し、高度専門職業人や研究者を目指す外国人留学生を対象とした外国人留学生入試など、多様な入試形態を用意している。

体育学部の入試形態別の選抜方法については、以下のとおりである。

①総合型選抜

高等学校における活動内容や将来計画に関する自己紹介書、調査書に加え、面接試験では進学意識、就学力、期待度、将来計画及び総合評価を審査する。更にプレゼンテーションでは、主体的な学びに向かう力を、思考力、判断力、表現力を通じて総合評価し、これらの合計得点により選考する。なお、11 月総合型選抜では、沖縄県での地方入試を行い受験者の負担軽減を図っている。

②学校推薦型選抜（指定校）

調査書、推薦書、自己紹介書及び面接試験の評価結果、更にプレゼンテーションでは、主体的な学びに向かう力を、思考力、判断力、表現力を通じて総合評価し、これらの合計得点により選考する。

なお、沖縄県での地方入試を行い受験者の負担軽減を図っている。

③学校推薦型選抜

調査書、推薦書、自己紹介書及び面接試験の評価結果、更にプレゼンテーションでは、主体的な学びに向かう力を、思考力、判断力、表現力を通じて総合評価し、これらの合計得点により選考する。

なお、沖縄県での地方入試を行い受験者の負担軽減を図っている。

④一般選抜

「筆記＋実技」型

大学入学共通テストの外国語のうち「英語」を必須とし、そのほかの受験科目のうち最高得点の１科目、及び本学で実施する実技試験（選択）の合計得点と調査書、武道・スポーツ調書の評価結果により総合的に選考する。

「小論文＋実技」型
本学で実施する小論文と実技試験（選択）の合計得点と調査書、武道・スポーツ調書の評価結果により総合的に選考する。

⑤大学入学共通テスト利用選抜
大学入学共通テストの受験科目のうち高得点の２科目の合計得点により選考する。

⑥外国人留学生選抜
外国の国籍を有する者を対象としており、「日本留学生試験の受験」を出願資格にしている。出願書類、面接試験及び日本留学試験の「日本語」の得点結果により選考する。

⑦帰国者選抜
日本の国籍を有し、外国で教育を受けた者を対象としており、出願書類と面接試験により選考する。

⑧社会人選抜
職業従事者、高等学校の定時制・通信制課程修了者等の社会人を対象としており、出願書類と面接試験により選考する。

武道・スポーツ研究科の入試形態別の選抜方法については、以下のとおりである。
①一般入試
学力試験として英語と専門科目を課し、あわせて専門分野及び将来の研究テーマに関する口述試験を実施し総合的に判定する。

②社会人入試
小論文及び口述試験を実施し、総合的に判定する。

③外国人留学生入試
専門科目及び口述試験を課し、基礎学力、論理的思考能力及び問題解決能力等を総合的に判定する。

入学者選抜のための入学試験は、入試・広報委員会が作成した入試実施要項に基づき実施している。また、入学者選抜の結果に基づく合否判定は、入試・広報センターで作成した合格者選考資料により、合格候補者選考会議及び教授会で審議の上、学長から理事長へ上申する手続きとなっており、透明性・公平性・客観性が確保されている（資料 5-9、資料 5-10、資料 5-11）。

公正な入学者の選抜となるように、総合型選抜、学校推薦型選抜及び学校推薦型選抜（指定校）においては、各入学試験に先立って実施する各学科長、副学科長による出願書類の審査において、面接試験で受験生に聴取する内容を出願書類から抽出し、その内容を基に各試験委員は面接試験を実施している。また、面接試験及びプレゼンテーションの採点表

は、評価基準を共通化するため、ルーブリックを用いている。更に、各入学試験前には、試験委員に対して評価基準の説明会を開催し、公正な入学者の選抜となるように努めている。

入学希望者への合理的な配慮について、学生募集要項の各入試区分に「受験上の特別な配慮を必要とする場合、出願期間前に本学入試・広報センターへお問い合わせください。」と記載し、個別に対応を行っている。

また、新型コロナウイルス感染症に罹患した入学志願者への受験機会を確保するため、一般選抜に加え、学力審査を伴わない総合型選抜、学校推薦型選抜（指定校）、学校推薦型選抜、外国人留学生選抜、帰国者選抜、社会人選抜においても、追試験日及び振替受験日を設けた（資料 5-12、資料 5-13、資料 5-14）。

5.1.3. 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点１：入学定員及び収容定員を適切に設定し、在籍学生数の管理は適正に行われているか。
・学士課程の入学定員に対する入学者数比率は、適正であるか。
・学士課程の編入学定員に対する編入学生数比率は、適正であるか。
・収容定員に対する在籍学生数比率は、適正であるか。
・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応がなされているか。

収容定員は、教員組織、施設等の教育環境及び入学者数に裏付けされた健全な大学の財務基盤を担保する見地から適切な定員数を定めている。

体育学部では、著しい定員超過がないよう、合格候補者選考会議及び教授会、武道・スポーツ研究科では、大学院研究科委員会において合格者の選考を行っている。

体育学部の入学定員充足率超過率は、2017（平成 29）年度 0.95 倍、2018（平成 30）年度 0.97 倍、2019（令和元）年度 1.01 倍、2020（令和２）年度 1.00 倍、2021（令和３）年度 0.92 倍となっており、定員管理はおおむね適正に管理しているといえる。

体育学部の編入学の定員は設けていないが、８月時点における各学科２年次生の収容定員充足率から、入試・広報委員会及び運営委員会において審議し、次年度の募集を実施するかを決定している（資料 5-15、資料 5-16）。

体育学部の各学科の「入学定員充足率」と「収容定員充足率」の５年平均は、大学基礎データ表２の通りである。また、武道・スポーツ研究科の各年度の「入学定員充足率」は、大学基礎データ表３のとおりである。体育学部においては入学定員並びに収容定員で、おおむね適正に管理しているといえるが、武道・スポーツ研究科については、2017（平成 29）年度 0.70 倍、2018（平成 30）年度 0.60 倍、2019（令和元）年度 0.20 倍、2020（令和２）年度 0.30 倍、2021（令和３）年度 0.40 倍となっており、是正を要する課題である。

5.1.4. 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点１：入学者の受け入れについて、適切な根拠（資料、情報）に基づいた定期的な点検・評価が行われているか。
評価の視点２：定期的な点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組み事例はあるか。

入学者選抜に係る入学試験の実施形態や選抜方法とその基準等、また入試区分ごとの入学定員の設置については、入試・広報委員会に設けられたワーキンググループによって立案し、学長及び体育学部長もメンバーである入試・広報委員会において決定している。
また､入学者の受け入れに関する点検･評価についてもワーキンググループを中心に行い、入試・広報委員会が毎年度定期的に検証している。

体育学部では、毎年､｢IBUAT（新入生全員対象の学力試験)｣を、４月のオリエンテーション期間に実施し、多様な入試区分で入学した学生の学力を調査し、選考方法等の検証を実施している。IBUAT の出題は、英語、国語、数学から行う総合試験であり、選択式で回答時間は 70 分間である。

定期的な点検・評価結果に基づく改善・向上の取り組みとしては、入学者選抜の基本方針に基づき、2021（令和３）年度一般選抜において、武道、体育及びスポーツに関する能力等を持つ者を受け入れるため、実技試験（20 種目から選択）を必須としたことがあげられる（資料 5-5【ウェブ】)。

5.2. 長所・特色

オープンキャンパスの参加者に対して、本学のアドミッション・ポリシーについて説明している。また、総合型選抜の受験希望者は、担当教員からの電話による受験相談が必須であり、その中で本学のアドミッション・ポリシーを理解させ、また志望する学科の教育内容や課外活動、将来計画等の確認を行っている。それにより、不本意入学や退学学生の削減を目指している（資料 5-17、資料 5-18)。

5.3. 問題点

体育学部について、入学定員充足率超過率は、2017（平成 29）年度 0.95 倍、2018（平成 30）年度 0.97 倍、2019（令和元）年度 1.01 倍、2020（令和２）年度 1.00 倍、2021（令和３）年度 0.92 倍と定員管理はおおむね適正に管理しているといえるが、志願者数は入学定員 440 人に対して、2017（平成 29）年度 651 人、2018（平成 30）年度 629 人、2019（令和元）年度 620 人、2020（令和２）年度 611 人、2021（令和３）年度 536 人と年々減少しているため、学生募集活動の見直しの検討に着手する予定である（大学基礎データ表２)。

武道・スポーツ研究科の定員管理については、入学定員充足率及び収容定員充足率が低い状況であるため、昨今の志願者の状況を分析し、学生募集活動の見直しの検討に着手する予定である（大学基礎データ表 3)。

5.4. 全体のまとめ

体育学部の直近５年間（2017（平成 29）～2021（令和３）年度）の入学定員充足率は 0.97 であり、入学定員に見合う入学者がほぼ確保されており、定員管理は適正に実施できている。しかし、志願者は年々減少しているため、学生募集活動の見直しを図る必要があることを認識している。

また、３年後（2025（令和７）年度）には、高等学校における学習指導要領改定後の教育を受けた者が入学してくる。期待されるのは、ジグソーパズル型学力重視（情報処理能力重視・与えられた完成図を基に足りないピースを補う力重視）からレゴ型学力重視（情報編集能力重視・使えるもので飛躍したソリューションを作り出す力重視）への変化である。

入学試験方法も筆記試験や単なるプレゼンテーションから思考を重視した選抜方法の見直しが求められる。当然、入学後の教育の改革＝カリキュラム改定も予定している。

武道・スポーツ研究科においても、定員管理について改善の余地のあることを否定できない。本学の特色である武道研究を生かし、学部卒業生を中心とした国内からの入学生を基本としながら、海外からの留学生への対応、特に英語による授業・研究指導展開の可能性を探っていく。

第６章　教員・教員組織

6.1.現状説明

6.1.1.大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部･研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点１：各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等、大学として求める教員像を設定し、明示しているか。 **評価の視点２：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）を設定し、適切に明示しているか。**

本学は日本武道を主とした内外の指導者の育成を目指し、武道及び体育に関する諸科学を教授研究するとともに、国際的な感覚と高い教養をもち、専門的な知識と技能を体得した人物を養成し、国際社会及び地域社会に寄与し、指導的な役割を果たし得る人材を養成することを目的としている。この目的を達成するために大学として求める教員像は、ミッション・ステイトメントとして掲げている『「道」を知り、「道」をひらく』の体現化にある。

国際武道大学は、学術力（研究力に基づく教育力）を備えた大学として、人間存在の基軸となる人間精神・人間身体の「道理」を究め教授することで、専門性と先見性に優れた真のリーダーを育成し、より良い未来社会を構築していくことに繋げる取り組みを行うために、大学として求める教員像及び各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を次のとおり設定し、ホームページで公表している（資料 6-1【ウェブ】）。

【大学として求める教員像】

建学の精神に深く共鳴し、大学の目的及び教育目標を十分理解したうえで教育・研究に専心し、教育目標の達成やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの実現に努め、学生への愛情に溢れる人間性豊かな優れた教育力を有する人物であることを本学の教員像とする。また、学内の学事や正課外活動においても十分に貢献することができる高潔且つ熱心な人物であることが求められる。

【教員組織の編成方針】

建学の精神に基づく教育目標、ディプロマ・ポリシーに沿った学生を育成するため、本学は以下の方針に則り教員組織を編成し、学生の教育・支援を行うとともに、教員の質的向上に努めていく。

1. 建学の精神並びに大学院研究科及び大学学部の教育目標に基づき、学生への充実した教育・支援を行うために、大学院設置基準及び大学設置基準に則った専任教員配置を行う。なお、大学院研究科の教員については学部教員が兼ねることを原則とする。
2. 教育目標、ディプロマ・ポリシーなどを実現するために教員の教育・研究領域を考慮するとともに適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育を行う教員組織を編成する。
3. 教員の教育力の向上、研究活動の活性化を図るために大学院研究科及び大学学部学科の枠を超え、教育・研究領域に特化させた研究教育グループを編成する。
4. 専任教員の募集・採用については適切性及び透明性を保ちつつ、教員の年齢が著しく偏ることのないよう配慮していく。

   また、昇任人事については、教育・研究業績に加え、大学学事及び正課外活動等への貢献度を勘案し実施していく（資料 6-2【ウェブ】）。

6.1.2. 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点１：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数は、適切であるか。
評価の視点２：適切な教員組織編制のための措置を講じているか。
- **教員組織は、教員組織の編成に関する方針に基づき整合性を保って、編成されているか。**
- **各学位課程の目的に即した教員配置をしているか。また、国際性、男女比等は適切であるか。**
- **特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮がなされているか。**
- **教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授）を適正に配置しているか。**
- **研究科担当教員の資格を明確化し、適正に配置しているか。**
- **教員の授業担当負担について、適切に配慮しているか。**

評価の視点３：教養教育の運営体制を確立しているか。

大学全体の専任教員人数は、「大学基礎データ（表１）」に示したとおり、学部専任教員56人（内女子７人）であり、研究科専任教員（全て兼任）は11人（内女子１人）である。専任教員の年齢構成（年代ごとの占める割合）については、20代～30代が21.5%、40代～50代が53.5%、60代以上が25.0%であり、平均年齢は49.9歳である。

2019(令和元)年度学校教員統計調査(確定値)〔文部科学省〕では、20代～30代が22.1%、40代～50代が58.1%、60代以上が19.8%であり、平均年齢は49.4歳であった。

各年代層ともに全国平均とほぼ一致しており、バランスのとれた年齢構成となっている（大学基礎データ表５）。

外国籍教員については、コミュニケーションツール科目を中心に 10 人（全て非常勤講師）を配置している。また、大学組織としての教員配置については、学科ごとの学生収容定員数や武道精神に基づく専門教育の特色を勘案し、資料「2021(令和３)年度教員所属」のとおり所属配置をしている（資料 6-3)。

現在、体育学部は、「２１カリ」、「１９カリ」、「１７カリ」の３つのカリキュラムを運用しており、これら３つのカリキュラムをあわせた科目区分ごとの専任教員の担当率は次のとおりである。

◎ 武道学科

初年次教育科目	必修 100.0%	選択必修　設定なし	全科目 100.0%
総合科目	必修 設定なし	選択必修　47.1%	全科目 47.1%
ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝﾂｰﾙ科目	必修　66.7%	選択必修　25.0%	全科目 57.9%
キャリア教育科目	必修 100.0%	選択必修　設定なし	全科目 100.0%
専門科目	必修　70.9%	選択必修　73.4%	全科目 72.3%

◎ 体育学科

初年次教育科目	必修 100.0%	選択必修　設定なし	全科目 100.0%
総合科目	必修 設定なし	選択必修　47.1%	全科目 47.10%
ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝﾂｰﾙ科目	必修 50.0%	選択必修　25.0%	全科目 52.6%
キャリア教育科目	必修 100.0%	選択必修　設定なし	全科目 100.0%
専門科目	必修 89.5%、	選択必修　87.2%	全科目 88.8%

初年次教育科目は、全て必修科目であり専任教員が担当している。現在、高等学校教育は非常に多様化し、標準的な学習レベルの設定が困難になってきており、より広い学習視野を獲得するためには、高等学校教育における教科別教育の枠を取り払い、大学において大学教育環境への適応教育が必要となってきている。初年次教育はその具現化のための科目である。

総合科目は選択必修科目として設定しており、本学における教育の柱である武道・スポーツと現代社会をつなげる知恵を学び、学生が専門教育科目へ円滑に移行できることを担う科目として位置付けている。

コミュニケーションツール科目は、英語を必修、スペイン語、フランス語、中国語、ハングルのうちいずれかを選択必修とし、多様な語学科目を開設している。

キャリア教育科目は、学んできたことがどのように社会で活用されるのかを考えることで自身の進路についての方向性を徐々に明確化させていくものである。

専門科目は、各学科において高度な専門知識と技能を習得していくための科目であり、実技・実習科目を含め多数開講している。

これらの科目区分ごとに専任教員を適正に配置して、教育の質を保証している(資料 6-4 、大学基礎データ表４)。

研究科担当教員の定義については、「国際武道大学大学院教員資格審査基準規則」のとおり、当該教員としての資格要件と教育研究上高度な能力を有するものであり、適切に配置している（資料 6-5)。

教員の授業負担については、体育大学の特性上、専門的な科目に学生の履修が集中してしまい、コマ数が必然的に増えるケースが生じる。担当科目数（コマ数）が一定の基準を上回った場合、対象となる教員には「学校法人国際武道大学教職員給与支給規則第 9 条」に基づく、特殊勤務手当（多講義手当）を支給し給与の観点から適切な配慮を行っている（資料 6-6)。なお、時間割作成にあたり、可能な限り週１日（月～金の間）の研究日を設定し、教育研究活動への配慮をしている。

教養教育の運営体制に関しては、本学では「教養」を「自ら（自らの専門領域）と社会をつなげる知恵」と捉え、2013（平成 25）年度のカリキュラム改革において教養教育運営体制を大きく改革させた。すなわち、予測不可能な時代に対応する、高い思考力、判断力、俯瞰力、表現力を獲得し、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、社会を改善していく資質を有する人材、すなわち「21 世紀型市民」を育成することを目指した改革を行った。

具体的には、初年次教育・総合科目・コミュニケーション科目からなる教養教育を担う専門部門は無いものの、単に授業担当者が個別に授業するだけではなく、体育学部長を中心に運営がなされている。特に、基礎ゼミナール（初年次教育科目）では、習熟度別クラスを導入し、各クラス約７人の教員でクラスを担当し、更にクラス内で学生を分担してフォローアップ指導を行っている。また、授業内容は、約７人の教員で構成されたワーキングチームが作成した教材を議論しながらブラッシュアップし、授業実施教員への説明・指導要領を記載した資料を配付し、更に次年度に向けた反省会を実施している。また、同じく習熟度別クラスを導入している英語（コミュニケーション科目）では、下位クラスに比べて、上位クラスでは高評価が得にくくならないように評価基準の調整会議を学部長が招集している。

6.1.3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点１：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する審査基準及び手続を設定し、規程を整備しているか。
評価の視点２：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等を実施しているか。

「学校法人国際武道大学就業規程」、「学校法人国際武道大学教職員採用手続規則」及び「国際武道大学教員資格審査基準規則」に基づき、2021（令和３）年度採用の教員公募を行った。任期制教員（対象職位：准教授または助教）の公募６件「トレーニング科学を主とする領域」、「サッカーを主とする領域」、「栄養学を主とする領域」、「ダンスを主とする領域」、「学校保健を主とする領域」、「保健体育科教育法を主とする領域」と非常勤講師の公募１件「教職課程論を主とする領域」について本学ホームページ、研究者人材ベース（ＪＲＥＣ－ＩＮ）及び関係機関等へ教員公募の掲載等を実施した（資料 6-7、資料 6-8、資料 6-9)。

また、教員の昇任については、「国際武道大学教員資格審査基準規則」及び「国際武道大学教員昇任基準細則」に則り、自己推薦による昇任申請を希望する教員については、関係書類「教員資格要件（様式)」の提出を求めている（資料 6-10、資料 6-11、資料 6-12 資料 6-13)。

6.1.4. ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点１：ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）活動は、組織的かつ多面的に実施しているか。
評価の視点２：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価を行い、その結果を教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に活用しているか。

本学では、ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）活動を、内部質保証検討委員会のもとにＦＤ部会を設置するとともに、国際武道大学ＦＤ部会規則を制定し組織的に対応している。本学のＦＤ活動の特徴としてはＦＤの対象を比較的広義にとらえ、様々な研修を展開している（資料 6-14、資料 6-15)。

2016（平成 28）年度は７回、2017（平成 29）年度は９回、2018（平成 30）年度は３回、2019（令和元）年度は２回、2020（令和２）年度は２回の研修を実施した。その特徴の一つとして、学内の安全管理を徹底し、学生・教職員が安心して教育研究活動を行えるよう、「ＢＬＳ（一次救命処置）講習会（心肺蘇生法の研修)」を行っている。この研修は、ほぼ全員の教職員が受講しており、研修を受講したものには、日本ライフセービング協会の「ライフセービングサポーター修了証」が授与されている。

また、2021（令和３）年３月～４月にかけてはコロナ禍における正しい知識と適切な授業運営を推進するため、本学学校医が新型コロナウイルス感染症対策の講習会をオンデマンドで開催した。

なお、授業改善推進のために、毎年度「学生による授業評価アンケート（前期１回・後期１回)」を行っている。2019（令和元）年度から、各教員には学生から提出されたアンケート結果をフィードバックして自己分析を促し、改善方策をＦＤ部会に提出することを義務付けた。これら各教員からの改善方策はＦＤ部会においても検討し、授業改善に取り組んでいる。(資料 6-16【ウェブ】、資料 6-17)

また、他大学との連携ＦＤとして、東日本広域圏（北海道・東北・関東）の国公私立の大学・短大・高専が連携する「ＦＤネットワーク“つばさ”」に加入しており、研修会への参加や学習成果等アンケート等を継続して実施し、効率的かつ実質的な大学教育の質保証システムの確立をめざし推進している（資料 6-18【ウェブ】)。

6.1.5. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点１：教員組織の適切性について、適切な根拠（資料、情報）に基づき、定期的に点検・評価を実施しているか。
評価の視点２：点検・評価結果に基づく改善・向上の事例はあるか。

2016（平成 28）年度より教員資格審査要件に基づいた審査が実施されており、職位ごとに異なる教員資格要件を基に第三者機関による審査及び人事部会による審査を実施し、その審査結果を対象教員へ個別通知・指導している。2019（令和元）年度学内審査対象教員 10 人（准教授職６人、任期制助教職３人、任期制助手１人）について、当該教員の職位別教員資格要件基準シートを基に審査を行った。教員資格要件である「教育活動、研究活動、学事業務、社会貢献活動」の各項目における活動状況について総合的に審査した結果、10 人中６人は、資格基準を満たしていると判断した。内訳は准教授２人を同職位、任期制助教３人を同職位、任期制助手１人を専任助教として採用した。残り４人の准教授については、再審査においても資格基準を満たしていないことから、教員資格審査要件の基準（2015（平成 27）年度定例教授会報告事項「教員資格審査について」）に基づき、次年度（2020（令和２）年度）から職位降格（助教）とすることを決定した。対象となった教員へは、今後、適切な研究業績等の積み上げを行うよう指導した（資料 6-19）。

6.2. 長所・特色

教員資格審査により、職位における資格審査が定期的に実施されており、職位に応じた適切な研究業績等の積み上げが行われるようになった。この取り組みは、教育力及び研究力の質保証に繋がるとともに教員組織の適切性を審査する指標として教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に活用している。

6.3. 問題点

教員資格審査の実施により、職位に応じた適切な研究業績等の積み上げが行われるようになった一方で、資格基準を満たさないことから職位降格となる教員もいる。
教育の質保証及び教員組織の適切性の維持・向上のためにも、今後、これらの事項について組織的な検討を行っていく。

6.4. 全体のまとめ

教員・教員組織については、大学の理念・目的に合致する大学として求める教員像を設定しており、その基準・取組についても広く社会に公表している。また、大学組織については、学科ごとの学生収容定員数や武道精神に基づく専門教育の特異性を勘案し、適正に教員所属配置を行っており、概ね適切な取り組みが実施されているといえる。

第７章　学生支援

7.1. 現状説明

7.1.1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点１：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針を定め、明示しているか。

大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針を定め、「修了・卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）」及び、「入学者の受け入れ方針に関する方針（アドミッション・ポリシー）」の３つのポリシーを踏まえつつ、全ての学生に対して、入学時から卒業・修了時までの各段階における成長と発達を促すために、学生個々のニーズに対応する様々な支援を行うこととして、「学生の支援に関する方針」を明示し、大学ホームページにおいて広く社会に公表している。なお、「学生の支援に関する方針」は次のとおりである（資料 7-1【ウェブ】）。

学生の支援に関する方針

学生一人一人が正課授業や正課外活動に専念でき、健康で充実したキャンパスライフをおくるための学内環境や生活支援環境などを整備し、建学の精神に基づく人間形成や進路支援を踏まえた実社会への準備段階としての、自己の自立を促す支援体制を構築する。

大学生活全般（修学・生活・就職）の支援

1. 国際武道大学後援会と大学が実施する全国展開の支部総会・個別面談会の充実を図り、保護者との連携を密にした大学生活全般の支援を強化する。
2. １・２年次生においては、クラス担任制度により、各クラスに複数の専任教員を配置する。３年次生には演習担当制度を、４年次生には卒業研究担当制度を採用し、大学生活全般の支援を行う。

修学支援

1. 学生生活を豊かにするためのアメニティスペースの充実を図る。
2. 附属図書館並びに教育環境全般の充実を図る。
3. 学生支援システム等の修学環境を整備する。
4. 運動施設・設備の拡充及び教育・研究環境の一層の充実を図る。
5. 構内の交通環境を整備する。
6. 全学生（学部生、大学院生及び別科生）への修学支援の充実を図る。

生活支援

1. 学内奨学金制度及び学費免除制度の充実を図る。
2. 日本学生支援機構などの学外奨学金受給・返済などにおける適切なアドバイスや指導などを実施する。
3. キャンパスライフを有意義なものとするために、学生の心身をケアする支援体制を充実させる。
4. ＩＢＵハラスメント防止ガイドラインに沿ったハラスメントに関する啓蒙活動を展開する。
5. 学友会クラブ活動に対する支援体制の充実を図る。

進路支援

1. 学生のキャリア形成を支援するための科目の設置や、キャリア形成プログラムを提供する。
2. 教職員やキャリアカウンセラーなどによる個別相談等を通じて、学生個々の個性やニーズにあった助言や職業紹介を行う。
3. 学生個々の興味ある分野やニーズにあった進学支援を行う。

7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点１：学生支援体制を大学としての方針に基づき、適切に整備しているか。
評価の視点２：学生の修学に関する支援は次の事項について適切に実施できているか。
- **学生の能力に応じた補習教育、補充教育を行っているか。**
- **正課外教育における学生支援を適切に実施しているか。**
- **留学生等の多様な学生に対して、適切な修学支援を行っているか。**
- **障がいのある学生に対して、適切な修学支援を行っているか。**
- **成績不振の学生の状況把握をし、適切な指導を行っているか。**
- **留年者及び休学者の状況把握をし、適切な対応をしているか。**
- **退学希望者の状況把握をし、適切な対応をしているか。**
- **奨学金その他の経済的支援体制が整備されているか。**
- **授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供が適切になされているか。**

評価の視点３：学生の生活に関する支援は次の事項について適切に実施できているか。
- **学生の相談に応じる体制を整備しているか。**
- **ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための適切な体制を整備しているか。**
- **学生の心身の健康、保健衛生及び安全への適切な配慮をしているか。**

評価の視点４：学生の進路に関する適切な支援を実施しているか。
- **キャリア教育を実施しているか。**

・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）を整備しているか。
・進路選択に関わる支援やガイダンスを実施しているか。

評価の視点５：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援を実施しているか。

評価の視点６：その他、学生の要望に対応した学生支援を適切に実施しているか。

本学における「学生の支援に関する方針」は、学生一人一人が正課授業や正課外活動に専念でき、健康で充実したキャンパスライフをおくるための学内環境や生活支援環境などを整備し、建学の精神に基づく人間形成や進路支援を踏まえた実社会への準備段階としての自己の自立を促す支援体制を構築するため「修学支援」、「生活支援」、「進路支援」の３項目で構成されている。

武道・スポーツ研究科（以下、研究科）については、大学院事務担当を設けており、授業や学校生活においての相談窓口として支援を行っている。また、入学時に研究指導教員及び研究指導補助教員を決定することで、１年次から修士論文作成に向けた支援を行うと同時に、学生と教員間の密接な信頼関係のもと、きめ細やかな支援を行っている。

学生の能力に応じた補習教育、補充教育については入学時に IBUAT を行い「初年次教育科目」「コミュニケーションツール科目」においては習熟度別にクラス編成を行っている。各クラスは約７～８人の教員を配置して、それぞれクラスの学生を受け持ち、欠席者への補講及び補充教育を行っている。

正課外教育の学生支援については、本学の正課外活動（部活動等）を統括する組織として「国際武道大学学友会（以下「学友会」）が中心となる。学生は入学とともに学友会の会員となり、学友会所属団体に入部することができ、体育大学であることから学生の約９割が所属し、学友会会則のもと適切な運用と所属団体への支援等が行われている。学友会は、最高決議機関の「学友会協議会」と下部組織である「学友会総務委員会」から構成されている（資料 7-2)。

学友会所属団体には、体育系クラブ 27 団体、文化系クラブ４団体、準クラブ４団体、同好会７団体、公認団体２団体の合計 44 団体が所属（2020（令和２）年度）しており、全ての団体には部長・監督等の指導者が充てられている。指導者には学内専任教職員の他に公認指導者（外部指導委託）制度もあり、各団体が質の高い指導が受けられるよう支援している（資料 7-3)。

各団体の指導者に対して、「学友会指導者会議」を前期と後期の計２回開催し（2020（令和２）年度及び 2021（令和３）年度はコロナ禍のため年１回開催)、各団体で抱える問題などを共有し、改善に取り組んでいる。また、「国際武道大学学友会所属公認団体管理指導のガイドライン」を指導者へ配布し、健全・適切な管理、指導環境整備に対して全学的に取り組んでいる（資料 7-4、資料 7-5)。

学友会予算については、大学学費納入時の委託徴収金と、国際武道大学後援会からの助成金で運営している。学友会予算・決算については、学生支援センターが予算執行等を行い、学友会協議会において審議・承認され適正に管理・運営している。また、各団体によって所属学生から部費を集めているため、毎年度、部費収支決算書を学生支援センターへ提出することを義務付け、適正に管理・運営している。

学生が主体となり活動している学生総務委員会では、毎月１回、各団体の代表学生を集め「学生代表者委員会」を開催し、学生支援センターからの注意喚起や、学友会活動発展のための学生同士の意見交換等を行っている（資料 7-6)。

広報活動の一環として、2017（平成 29）年より学友会ＳＮＳ（Facebook、Twitter）を開設した。更に、各団体へも可能な限りＳＮＳを開設するよう依頼し、よりタイムリーに試合情報などを掲載し、学生・保護者・卒業生などに情報を発信する支援を行っている。併せて、ＳＮＳでのトラブルを防止するため「ソーシャルメディア講習会(2017（平成 29）年３月 28 日)」を開催し、学生・指導者が安全に安心して活用できるよう講習を行った（資料 7-7)。

１年間を通して、特に優れた成績を収めた団体・学生及び教職員に対して表彰する「松前スポーツ・文化賞」を実施している。表彰式には全クラブの代表者が出席し、他クラブの活躍を聞き専門競技への活動意識を高めている（資料 7-8)。大学と学友会が連携することで、学生の正課外活動（部活動等）を充実するための支援を実施している。

2020（令和２）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、学友会活動が縮小となった。その中で、新入生に向けて、学友会クラブ紹介動画をＳＮＳ等で配信した。学友会クラブへの入部についても、ＩＢＵポータルサイトのアンケート機能を利用し入部手続きを行い、多くの学生がクラブへの入部を滞りなく行うことができた。

また、学部長が『「新型コロナウイルス感染症に関する国際武道大学の今後の対応について」を受けて』という内容でオンライン説明会を実施し、学友会活動を再開するために必要な感染症対策や基本方針を各クラブで共有することができた（資料 7-9)。その後、各クラブで作成した対策等を学部長に提出し、万全の状態でクラブ活動をスタートすることができた。研究科の学生についても、ほぼ学友会に所属しているため、学部生同様に学友会での支援を行っている。

2021（令和３）年度は９月 30 日の緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の解除とともに徐々に活動の幅も広がりつつある。

留学生に対する修学支援は、国際室が中心となり学生支援センターと連携し推進している。留学生の経済的支援としては、国際武道大学私費留学生奨学金及び外部奨学金など、経済面での支援充実を図っている。

外部奨学金申請の際は、国際室職員が一人一人サポートし、奨学生として採択・受給できるよう最善の努力を図っている。学修面では、国際室職員が各学生の履修登録のサポートをするとともに、定期的に単位修得状況を確認し、問題のある学生は学生支援センターの協力を得て改善に努めている。生活面では、各留学生の在留資格管理を徹底し、有効期間が間近になると一人一人に通知している。また、国民健康保険等の公的な手続きについても申請等のサポートを行っている（資料 7-10)。

障がいのある学生に対しては、学生支援センター及び健康管理センターが連携協力して、障がいの有無にかかわらず、学生が共に学びやすい環境づくりに努め、自立と社会参加につながる支援を行なっている。障がい学生支援はすべての学生に対する修学支援の一環として捉え、個々の状態や障がいの特性に応じた支援を行なっている。これまでに、聴覚障がい学生の対応として、口話法や学生ボランティアによる手話サポートを行い、授業を受けやすいよう配慮を行ってきた。聴覚障がい学生、発達障がい学生及び保護者から相談または支援の意思表明を受け、健康管理センター及び学生支援センター等の支援担当部署を交えて面談を行い、緊密に連携している。支援体制については、障がいの特性、過去の支援の状況、家族状況等を踏まえ、調整を行う。障がい学生の主体性を尊重しながら、実現可能な措置を提案し、建設的対話と合意形成・共通理解を図っている。

成績不振の学生の状況把握と適切な指導については、2020（令和２）年度に「成績不振学生等に対する個別学修指導対応方針」を策定し、方針に沿って毎学期開始前に対象者を抽出し個別指導を行っている（資料 7-11)。授業への出欠席については、成績不振者の大きな要因となるため、毎学期「出欠席状況調査」を実施し、不登校や多欠席学生に適宜指導を行っている。また、全学生の保護者に対し、前期・後期終了後に成績通知書を送付し、学生の成績状況の共有化を図り、成績不振による留年や退学の減少に努めている。なお、成績不振を招くことが無いように、4.1.4 に既述したとおり履修指導の徹底を図っている。

大学生活全般（修学・生活・就職）の支援の一環として「国際武道大学後援会と大学が実施する全国展開の支部総会・個別面談会の充実を図り、保護者との連携を密にした大学生活全般の支援を強化する。」と、本学では学生支援に関する方針として定めている（資料 7-1【ウェブ】)。支部総会・個別面談会日程はこの方針に基づき、後援会（保護者団体）が全国 10 か所以上において主催する個別面談会に教員・職員を派遣し保護者との個別面談を行っている。この面談会には、学長、副学長、学部長のいずれかが赴き、大学の教育や活動状況について保護者に説明を行っている。特に本学では教員が保護者との個別面談を担当することとしている。事前に参加保護者の学生と面談を行い、履修状況・成績状況及び生活状況等を聴取し情報を整理したうえで個別面談会を実施している。個別面談会においては、学生間の人間関係、所属クラブでの活動状況、下宿生活等は多岐にわたるが、この面談会が学生・保護者双方の課題解決にも繋がるケースも多く、面談後のキャンパスライフ充実の一助にもなっている。また、学生支援センターから就職支援担当者の派遣も行っており、就職活動全般において講演を行った後、個別面談ブースを設け、具体的な就職活動のプロセスや多様な進路相談及び奨学金相談等の支援も行っている。この様々な手厚い支援により、毎年、全学生の保護者 20%～30%が出席をし、高い出席率となっている（資料 7-12、資料 7-13)。

後援会支援は開学当時から現在まで継続して実施されており、後援会会員（保護者)、教職員及び学生による三位一体となった学生支援・指導体制が構築されてきている。

なお、2020（令和２）年度及び 2021（令和３）年度については新型コロナウイルス感染症拡大のため、中止せざるを得ない状況となったが、その代替策として「後援会集いの会」を開催した（資料 7-14)。

留年者には、毎学期開始時に今後の修学に関する説明会を実施して支援している。また、履修登録時には一人一人に丁寧な対応をとっている。なお、2020（令和２）年度からはコロナ禍のため、学生を集めた説明会は見合わせ個別対応を図った。

学部及び大学院研究科の退学希望者に対しては、学生支援センター職員が個々に面談を行ったうえで指導担当教員とも連携して事情聴取し、保護者の意向も確認するなど丁寧な手順を踏んで対応している。また、学部及び研究科ともに毎年度の退学者数及び退学理由を集計し原因把握に努めている。

学生支援センターが担当する奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金の申請支援が中心となる。特に年度開始時の申請が最も多く、掲示物や説明会を開催し周知を図っている（資料 7-15)。一方で、2019（令和元）年度からはＩＢＵポータルサイトによる学生への周知が行えるようになった。2020（令和２）年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により対面での説明会が出来なくなり、ＩＢＵポータルサイト及び郵送での対応を余儀なくされた。

また、国の公的支援として 2020（令和２）年度から始まった経済的に困窮している学生を対象とした、「高等教育の修学支援新制度」の確認大学として、安定した学生生活の確保に寄与している。奨学金給付・貸与状況については、大学基礎データ表７の通りである。（大学基礎データ表７)。更には、新型コロナウイルス感染症拡大の中、文部科学省「学びの継続のための学生支援緊急給付金」の申請取りまとめを行い、審査は奨学金委員会が行った（資料 7-16)。

2021（令和２）年度においては、新型コロナウイルス感染症の収束の目途が立たない状況下において、説明会用の動画を作成し周知の徹底を図るため、ＩＢＵポータルサイト、「Melly」で対応した。その他、郵便及び電話等での対応も図った。なお、日本学生支援機構奨学金に関する学生及び保護者からの個別の問い合わせ及び相談には、学生支援センター担当職員が随時対応している。

大学独自の奨学金制度は、スポーツ奨学金、強化指定選手スポーツ奨学金、島嶼部入学者奨学金、私費留学生奨学金、入学時成績優秀者奨学金を整備している。なお、2019（令和元）年度まで運用していた学費減免型の家計急変者学費減免制度を、2020（令和２）年度から幅広い経済的支援に対応すべく、貸与型の家計急変者奨学金に運用方法を変更した（資料 7-17)。

その他の減免制度として、入学手続時に入学金を免除する「卒業生子女の入学のおける学費等減免内規」、入学金及び施設設備費を免除する「兄弟姉妹が複数在籍する者に対する学費等減免内規」を整備している（資料 7-18、資料 7-19)。

大学院研究科の経済的支援については、各学年２人を対象とした大学院奨学金制度を設けており、特に優れた学生を支援し研究の活性化及び修学意欲の向上を図っており、大学ホームページにも掲載し広く公表している（資料 7-20、資料 7-21【ウェブ】)。

学生の生活に関する支援については、多岐にわたり、様々な問題が複雑に関連しているケースが多く前述した内容も踏まえ学生支援センター及び学生相談室が窓口となって行っている。また、特に心の問題等については学生相談室にて対応を図っている。構成員としては専任相談員（臨床心理士１人)、兼任相談員（本学教員４人）を配置している。専任相

談員による相談は、週１日、火曜日の 12 時 30 分～17 時 20 分に実施している。兼任相談員による相談は、原則として月曜日～金曜日の９時～18 時に実施している。（土曜日、日曜日、その他の休日及び月曜日～金曜日の時間外については予約相談のみ）。また、2019（令和元）年度には、学生相談室アンケート（ＵＰＩ学生精神的健康調査）を実施した。学生相談室広報活動については、利用案内を示したパンフレットを作成し、全学生に配付するとともに、保護者には後援会支部総会においてパンフレットを配付し周知している。

ハラスメント防止に関しては、教職員と学生の間、教職員間、更には学生間でのハラスメントを未然に防止するために、「国際武道大学ハラスメント対策・防止規程」、「国際武道大学ハラスメント対策部会規則」、「国際武道大学ハラスメント調査会内規」等の必要な規程類を整備している。また、「国際武道大学ハラスメント対策・防止ガイドライン」を策定し、大学ホームページにて学内外に公表するとともに、学生便覧（キャンパスノート）にも掲載し周知を図っている（資料 1-5）。

なお、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年６月５日公布）の施行に伴い、2021（令和３）年度には、「国際武道大学ハラスメント対策・防止規程」及び「国際武道大学ハラスメント防止ガイドライン」の見直し強化を図った（資料 7-22、資料 7-23、資料 7-24、資料 7-25【ウェブ】）。

学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生に関する取組については、健康管理室・学生相談室・コンディショニング室からなる健康管理センターが中心となり、学生及び教職員の健康の保持・増進を図る事を目的に、健康管理の企画・立案、健康診断並びに事後措置、健康相談及び応急処置、精神衛生に関する指導助言、環境衛生及び感染症の予防に関する指導助言、保健衛生に関する普及啓蒙、その他健康の保持増進についての必要な専門的業務を行っている（資料 7-26）。

具体的活動内容は、学生・教職員対象の定期健康診断の実施（年１回）、要再検査・要精密検査・要医療の近隣医療機関の紹介、健康及び学生相談・栄養相談、７月・12 月実施の食中毒・感染症予防対策（ポスター掲示、手指消毒薬設置点検）、学内救護、内科・整形外科領域に関する相談及びスポーツ医学講習会開催等である（資料 7-27、資料 7-28）。

また、各クラブに学生トレーナーを置き、部員のコンディショニング支援担当として配置している。近年では、新入生を対象に救急処置法講座（ＢＬＳ）を開催しＣＰＲマスクを配付し、応急処置能力の強化を図っている。また、学内教室及びスポーツ施設近隣にＡＥＤ（自動体外式除細動器）を 13 台と、貸出用７台、大学バス内に各１台ずつ計２台を完備している（資料 7-29）。

キャリア支援の取り組みは、キャリア教育と進路（就職）支援から成り立っている。キャリア教育は大学のカリキュラム（教育課程）に１年次には初年次教育科目の区分にキャリアデザインⅠ（スポーツと仕事）（必修科目）を、２年次においてはキャリア教育科目の区分にキャリアデザインⅡ（ステップアップ）（必修科目）、３年次にはキャリアデザインⅢ（選択科目）といった科目を配置している。これらの科目はスポーツと社会との結びつきを知り社会人として必要な資質や能力を形成するために配置した科目である。これらの

科目を修得し、学生支援センター管轄の進路（就職）支援に繋げていく体制をとっている。

本学の進路（就職）支援の運営組織は、「学生支援委員会」と下部組織の「キャリア支援部会」で構成されており、「キャリア支援部会」で検討・協議の後、「学生支援委員会」の議を経て実施される。これらの進路（就職）支援業務の企画・立案は、学生支援センター主管で行われ、各ガイダンス及び講座等の詳細な計画を策定し運営に当たっている。

就職支援内容は、概ね、進路支援イベント及び個別進路支援の２つの形態により構成されている。進路支援イベントは、学内合同企業説明会、進路就職面談会、学外合同企業説明会、就職ガイダンスが主たる支援内容である。個別進路支援は、全般的な就職相談、ハローワーク就職相談、模擬面接・グループディスカッション及び書類添削支援等が主な支援内容である（資料 7-30）。

本学の特色として進路希望先が企業への就職だけでなく、教職・公務員（保安系）への就職希望者も多いことから警察官・消防官等試験対策向けの公務員講座を開講している。また、教職志望者にも 2020（令和２）年度から対策講座を開講し、その他にも千葉県教育委員会による「先生っていいもんだ」の出前講座を依頼し教員養成段階から教育の現場に積極的に関わり、千葉県教育の現状や教育への理解を深めている（資料 7-31）。

前述した学内合同企業説明会、進路就職面談会及び就職ガイダンスは対象学年の学生全員の出席を必須としポータルサイトや掲示だけでなく、学友会各団体の部長・監督等の協力を得ながら周知徹底を図っている。

企業向け行事としては、企業との情報交換を目的に 1988（昭和 63）年度から 2018（平成 30）年度まで毎年度、人事採用担当者約 500 人を招き「関東地区就職懇談会」を開催してきた。しかし、2019（令和元）年度、2020（令和２）年度及び 2021（令和３）年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止せざるを得ない状況となった。なお、2022（令和４）年度以降の開催については、今後の状況を見極め判断することとする（資料 7-32【ウェブ】）。

また、就職ガイダンスの内、後援会からの協力による「オヤジ・オフクロのセミナー」や「目で見る営業職」は他大学には無い特色あるプログラムである。

2020（令和２）年度の就職進路支援は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、広報活動解禁後のイベントの中止を受け、学生・企業・大学が混乱する中、学生へは IBU ポータルサイトを利用し、有力企業の採用情報の紹介や公務員試験日の変更情報などの提供を行った。このコロナ渦の間、企業による採用活動はリモートによる会社説明会及び面接試験などが行われたため、電話での就職活動状況を把握するとともに、就職情報の提供やリモートによる進路相談及び面接指導を行った。

なお、研究科については、大学院事務と学生支援センター事務室が連携して相談に応じ支援にあたっている。

2021（令和３）年度はコロナ禍の中、新型コロナ感染拡大を防ぐため、基本姿勢は 2020（令和２）年度と同様の支援状況となったが、求人企業への対応や学生からの面接等については可能な限り対面で実施した。

その他、学生の要望に対応した学生支援としては、学生支援センターが窓口となり、適

切な支援を実施している。学生からの要望の１つとして「各団体間で交流する企画の開催」が挙げられ、新入生を対象とした「新入生交流会」を 2019（令和元）年 7 月に開催した。本学は約９割の学生が学友会団体に所属するが、他団体の学生と交流する機会が少ないことから、新入生を対象とした交流会の開催を企画した。参加学生は各団体から２～３人程度選出し合計 71 人で、体を使ったコミュニケーション企画やサッカーなどのチーム競技を行った。これらの企画についてアンケートを実施した結果、ほぼ全ての学生が「参加してよかった」と回答があり、学生の満足度の高い企画となった（資料 7-33）。

今後も学生の要望を聞ける環境を整備し、一人一人の学生へ手厚く支援できるようにしていく。

研究科については、毎年度、大学院生に授業評価アンケートの実施をしており、アンケート内では授業に対する評価の他、大学院全体に対しての改善点や要望を記載できるようにしている。要望等があった場合は、大学院研究科委員会に報告し、教育の改善を図っている（資料 7-34、資料 7-35）。

7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点１：学生支援の適切性について、適切な根拠（資料、情報）に基づき、定期的に点検・評価を行っているか。
評価の視点２：点検・評価結果に基づく改善・向上の取り組み事例はあるか。

本学における学生支援体制は、主に学生支援センター及び健康管理センターが日常業務から学生の状況等を吸い上げて、学生支援の在り方の見直しを各委員会及び各部会で行い、支援体制の点検・評価を行っている。

2016（平成 28）年度に学生課と就職課を統合して学生支援センターとなり、2021（令和３）年度からはこれに教務課が統合された。このことにより学生支援センターは、学生支援委員会と下部組織の７部会（教務部会、教職課程部会、別科部会、生活向上部会、学生問題対策部会、学友会支援部会、キャリア支援部会）から構成されている（資料 7-36）。

これら７部会においてそれぞれ関連事項を協議検討し、学生支援委員会に議題を提起し協議・検討を行い、運営委員会及び教授会に上程している。このような組織的且つ全学的な対応により学生支援体制の適切な運用を図っている（資料 7-37）。

前述の委員会及び部会のＰＤＣＡサイクルを廻すための取り組みとして毎年度各部署における部署別自己点検・評価報告書を作成し、継続的な改善・向上に繋げている。

大学院研究科においても「部署別自己点検・評価報告書」を作成し定期的な点検・評価を行い。その結果をもとに改善・向上を図っている。また、毎年度、大学院生に授業評価アンケートの実施をしており、アンケート内では授業に対する評価の他、大学院全体に対しての改善点や要望を記載できるようにしている。要望等があった場合は、大学院研究科委員会に報告し改善を図っている（資料 2-8【ウェブ】）。

7.2.長所・特色

（修学支援）

履修指導、修学環境整備、個別相談対応等、直接的な支援の他、後援会及び同窓会と連携した修学・生活支援も行っている。そのメインのイベントとしての後援会支部総会・個別面談会においては全国の会場に教職員が赴き、大学の教育内容や活動状況（就職情報など）について保護者に対し説明を行っている。

また、個別面談については、学部に所属する教員が担当していることも本学の特徴の一つである。面談を担当する教員は、事前に当該学生と面談し、履修、成績状況資料や所属クラブにおいての活動状況を確認したうえで、個別面談会に臨んでいる。また、９割以上の学生が親元を離れ市内アパートにおいて１人暮らしをしているという本学の特徴から、キャンパス内で生じる問題だけではなく、様々な相談内容が含まれており、問題解決の一助になっている。2020（令和２）年度及び 2021（令和３）年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となったが、「集いの会」を開催した（資料 7-14)。

奨学金その他の経済的支援の整備については、学生支援センターにおける、奨学金の周知及び対応はＩＢＵポータルサイト及び「Melly」で行い、申請書類等の確認、申請基準内容、個別の質問・相談等については適宜対応し不備の無いよう指導を行っている。

（進路支援）

本学の進路支援イベントには、就職活動の意識を高めるために次の内容を取り入れている。

1. 就職ガイダンスの「オヤジ・オフクロのセミナー」は後援会協力のもと学生たちにとって最も身近な人生の大先輩である保護者の方々から当時の就活・就職観・仕事内容や人生観等の講演をいただき、今後の学生たちの就活や将来に向けて後押しをする特色あるプログラムとして好評を得ている。
2. 就職ガイダンスの「目で見る営業職」は、企業連携企画で営業職へ多く進む学生達にとってロールプレーイング形式で営業職のマナーや営業での苦悩を実践的に学ぶことができるプログラムとなっている。
3. 2021 年３月卒業予定学生からスタートした試みとして進路就職面談会を行っている。就職活動を目前に控えた３年次生との面談会を行うことでそれぞれの学生の志望動機にマッチした企業情報を提供することにより離職の要因となるミスマッチを防ぐとともに、幅広い視野で就職活動を行うことができるよう、複数の志望先を踏まえた就職活動の計画を立てることを目的としている。2022（令和４）年４月卒業予定学生については、新型コロナウイルス感染症の拡大の懸念からリモートによる面談会を 2020（令和２）年 11 月から３か月間をかけて実施した。
4. 2019（令和元）年度から「学内合同企業説明会」を企業・官公庁の計 40 数社を招聘し行っている。このイベントについては、３年次生全員の参加を義務付けている。
5. 茂原市職業安定所ハローワークから前期毎週水曜日、後期は予約制でキャリアコンサルタントを招聘し進路相談、多種多様な企業情報提供することで一層の就職支援体制となっている。
6. 千葉県教育委員会で企画提供されている「教職たまごプロジェクト」は、教職志望者対

象に教育現場での実践研修を体験し教員への資質・能力を高める企画であり、毎年数人の教職志望者が参加している。新教職課程における学校インターンシップとして単位化をしている。

7. 毎年、「関東地区就職懇談会」を開催している。この会は、大学キャリア支援部会員及び役職教職員が東京へ出向き、約 400 社 500 人の企業採用担当者と情報交換や採用にご尽力いただいた方々への感謝の意を表するとともに次年度への採用のお願いを込めたイベントとなっている。また、採用企業からは、卒業生の活躍を伺える有益なイベントともなっている。なお、「関東地区就職懇談会」は東京において 1988（昭和 63）年度から 2018（平成 30）年度毎年度、人事採用担当者を招き開催してきた。(1994（平成６）年度から 2002（平成 14）年度までは関西地区においても実施している。）しかし、2019（令和元）年度、2020（令和２）年度及び 2021（令和３）年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止せざるを得ない状況となり、2022（令和４）年度以降の開催については、今後の状況を見極め判断することとする。
8. 学生への求人票の閲覧方法として、求人 NAVI を導入している。郵送等による紙媒体での求人票については、求人 NAVI へ登録いただくなど人事採用担当者へ連絡を行い、１人でも多くの学生に求人情報がいきわたるよう求人支援を行っている。

（正課外活動支援）

学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の特徴は次のとおりである。

1. 本学には、学校医の他、非常勤医事相談医（スポーツドクター（整形外科医)）に加えて、非常勤栄養相談員（管理栄養士)、非常勤学生相談員（臨床心理士）を配置している。
2. 本学学友会公認団体として「トレーナーチーム」があり、課外活動で発症する傷害に対しては月曜日～金曜日の午前９時～午後６時まで常時救護体制を整え、応急処置に備えている。
3. 各クラブへ学生トレーナーを置き、部員のコンディショニング支援担当として配置している。この学生トレーナーを対象に、毎年、応急処置能力を強化する講習会を開催している。トレーナー志向の学生には実習としての場が提供され、学友会所属クラブはより質の高いコンディショニング支援を享受でき、相互に好影響を及ぼしている。
4. 本学では 1995（平成７）年度から開催され、2019（令和元）年度で第 25 回を迎えた「リーダースキャンプ」も特色の一つである。次年度の主将・副主将・主務等の役職を担う学生を各団体が選出し、２泊３日の日程で行っている。リーダースキャンプは「本学学友会所属団体に求められるリーダーを養成するとともに、各所属団体の親睦を深め、所属団体間の融和をはかり、学友会の発展を期すること」を目的としている。毎年、目的に沿ったテーマを決め、テーマについて学生が５～６グループに分かれ討議を行っている。グループ討議で検討された内容を参加学生全員が共有できるよう発表する場を設けている。また、発表会には学友会会長（学長)、副会長（学部長、事務局長)、総務委員長（学生支援センター事務室長）なども参加し、学生の意向・要望等を教職員が直接聞ける体制を整えている（資料 7-38)。

（その他）

本学は在籍している約９割の学生が学友会団体に所属しており、各団体の代表学生１人が集まり「学生代表者委員会」を毎月１回開催している。学生代表者委員会では大学からの注意喚起・各団体への要望等を周知することと、学友会活動を更に有意にするために必要な改善策・要望等を発表する場を設けている。学生代表者委員会での会議内容については各団体に報告することを義務付けており、所属学生は団体を通して確認することができる（資料 7-6)。

7.3. 問題点

日本学生支援機構奨学金等その他の経済的支援の整備に関しては、学生に説明会、資料配布、相談を丁寧に行っているものの、奨学金制度への理解が不足している事が見受けられる。奨学金制度への理解を更に深めるための工夫を模索しつつ、地道に周知することを継続する。

正課外活動支援に関しては、本学には学友会所属団体が 44 団体あり、活動場所を共有している団体も多々ある。特に所属部員数の多い屋内競技については、既に市内の小中学校の体育館や日本武道館研修センター等を借用して活動している。新型コロナウイルスの影響により、新しい生活様式に沿って、三密（密閉・密集・密接）を避け、徹底した感染防止策を講じた活動を継続していくことが必要である。ウィズコロナ時代の正課外活動支援の展開が重要である。

7.4. 全体のまとめ

現状説明において記載したとおり、後援会活動の活性化と連携を図った、強固な支援体制により学生生活全般に関する課題を、教職員が後援会と協力しながら把握し、適切な学生指導を行うことができている。今後も継続した支援を展開しながら、多様化する相談に対応していく。

経済的支援体制については、HP に公表し、学生及び保護者への対応について個別に対応できる支援体制も行えている。昨今の社会情勢において経済的支援を必要とする学生が増えると想定される中で、本学の奨学金制度と日本学生支援機構奨学金の活用方法を、学生・保護者へより一層浸透させていきたい。

就職率は、2021（令和３）年３月卒業生はコロナ禍での就職活動であり、前年度よりは就職率が 95.4%と下がったものの依然高い数値を維持している。それ以前の 2020（令和２）年３月卒業生が 97.3%、2019（令和元）年３月卒業生が 97.4%であるように高い就職率を維持している。このうち未決定者の内訳を分析すると 2020（令和２）年３月及び 2019（令和元）年３月の全ての未決定者が公務員志望者で次年度の受験を目指す者たちであった。そのため企業へ就職を希望する者の就職率は 100%であり、本学のキャリア支援の適切性を証明するものである（資料 7-39【ウェブ】)。

また、本学への求人は、2020（令和２）年３月卒業生には 11,704 件（一部上場企業 520 件）は 2021（令和３）年３月卒業予定学生については、コロナ禍の影響で求人数は減少し

たが 9,546 件（一部上場企業 464 件）と毎年多数の求人となっている。これらの求人については、卒業生の社会での活躍が高く評価されていることによるものであり、本学学生への社会からの期待の大きさが伺える。

学生の要望に対応する学生支援については、各団体の学生を集めた「学生代表者委員会」や「リーダースキャンプ」などを行うことにより、学生から要望を聞く体制を整え適切に実施できている。特に、学生総務委員の所属学生が主になり開催している各企画は、学生からの要望を多く取り入れているため、学生からの満足度も高く適切に実施できている。一方、コロナ禍での学生総務委員の活動はなかなか思うようにはならなかった。2020（令和２）年２月及び 2021（令和３）年２月に開催予定であったリーダースキャンプは中止せざるを得ない状況となったが、2022（令和４）年２月のリーダースキャンプは開催を求める学生総務委員からの強い要請を受けて検討した結果、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、オンライン開催とし成功裏に終了した（資料 7-40）。

定期的な点検・評価については、毎年度作成している「部署別自己点検・評価報告書」において、定期的に点検・評価を行う制度が確立され、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みが行われている。

第８章　教育研究等環境

8.1.現状説明

8.1.1.学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点１：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境の整備に関する方針を適切に定め、明示しているか。

学生の学習及び教員の教育研究活動を推進するため、教育研究等環境の整備に関する方針を次のとおり定め、大学ホームページにて公表している。

【教育・研究環境の整備方針】

武道精神に基づく人間形成の環境を基盤とし、国際武道大学ミッション・ステイトメントの実践的継承を通して、より教育・研究がしやすい環境づくりやそれらを支援する施設設備等の充実を図り、教育・研究・施設設備等の有機的連携を可能とする教育・研究環境を構築する（資料 8-1【ウェブ】）。

教育・研究及び施設・設備関係を中心とした教育研究等環境については、毎年度予算編成時に理事会において承認された予算編成の基本方針に則り行っており、教育研究環境等の整備は年度予算と相互に依存し合う関係にあると言える（資料 8-2）。

8.1.2.教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点１：教育研究活動に係る施設、設備等について、次の事項の整備及び管理が適切にできているか。

- **ネットワーク環境や情報通信技術（ＩＣＴ）等機器、備品等を整備しているか。**
- **施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生環境を確保しているか。**
- **バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境を整備しているか。**
- **学生の自主的な学習を促進するための環境を整備しているか。**

評価の視点２：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みをしているか。

学生の学習活動と教員の教育研究活動等に必要な校地・校舎と図書館・図書資料等及び体育館その他の施設･設備は､大学基礎データ表１のとおり大学設置基準を充足しており、適切に整備・管理している。校舎敷地面積、運動場用地、校舎面積、教員研究室、講義室、演習室、実験実習室、情報処理学習施設等の教室は、本学の教育課程の構成と収容定員に対して必要な質と量を満たしている。

施設・設備等の維持管理及び状態の確認は事務局総務課の担当者が点検し、安全及び衛生環境も確保している。

特に、学生や教職員の安全確保、盗難予防のため学内に防犯カメラを設置し、警備業務の委託及び担当課による巡視を実施している。消防設備点検、エレベーター保守点検、空調設備点検等は委託業者により定期的に実施している。衛生環境については、清掃業務を委託し、常に衛生的な学内環境を確保している。

キャンパス内のネットワーク環境は、１号館２階～５階（講義棟)、４号館全階（学生食堂・附属図書館)、８号館１階（大学院生室)、９号館４階（学生自習室）及び国際交流会館１階（多目的スペース）において無線 LAN 環境を整備している。学生は自身のパソコンやスマートフォンなどの使用が可能となっている。

セキュリティ面では、不正アクセスを防ぐため、RADIUS 認証システムを導入しており、学生及び教職員に付与した各アカウントで認証を行う。また、ファイヤウォールや WEB フィルタイングサーバなどの対策を講じている。

情報通信技術（ＩＣＴ）面では、「Melly」を導入し教員と学生との円滑なコミュニケーションを取るための支援をしている。

キャンパス内の情報通信技術（ＩＣＴ）等機器・備品等は、情報処理教室の整備、学生が自主的学習において利用可能な情報処理環境を含め、次表のとおり整備している。

【情報処理教室及び学生が自主的学習に利用できるパソコン設置状況一覧表】

教室名等	設置台数	摘　要
１号館 1322 教室 (授業時間以外は学生に開放)	48 台	ノート型、Windows10
１号館 1323 教室 (授業時間以外は学生に開放)	54 台	ノート型、Windows10
１号館 1523 教室 (授業時間以外は学生に開放)	54 台	ノート型、Windows10
４号館図書館パソコンルーム (常時授業時間以外は学生に開放)	20 台	ノート型、Windows10
計	176 台	

キャンパスのバリアフリー化に関しては、新規に校舎を建設する場合はバリアフリー化することとしており、2007（平成 19）年４月に建設した９号館は、玄関スロープ、館内エレベーター及び車いすで利用できるトイレを設置するなど、完全バリアフリー化を図っている。

また、2021（令和３）年度から教務関係、学生生活関係、就職関係等、多くの学生が利用する部門（旧教務課と旧学生支援センター）を「学生支援センター」として統合し、１号館１階に集約し設置することにより、様々な学生の利用に適した環境作りを推進している。

教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みに関しては、個人情報保護の重要性に鑑み、本学における個人の権利・利益及びプライバシー侵害の防止を図り、基本的人権の擁護に資するため「個人情報保護に関する規程」を制定している（資料 8-3)。
学生へは、毎年、前期・後期が始まる前のオリエンテーションにおいて、情報倫理に関する教育を行っている（資料 8-4)。
また、教職員へは個人情報保護に関する研修会も開催し、情報倫理の確立・向上に努めている（資料 8-5 【ウェブ】)。
なお、近年の情報化社会や環境の変化・進展に伴い、情報ネットワークシステムを利用する者が遵守すべき基本的事項を明示するため、2021（令和３）年３月に「情報ネットワークシステム利用倫理規程」を制定した（資料 8-6)。

新型コロナウイルス感染症への対応・対策としては、学生・教職員及び外来者の利用が多い建物の入口に非接触型顔認証・検温センサーを設置し入館の際の検温チェックを行っている。また、教室の入室前に検温チェックが行えるよう各教室の入口に非接触自動体温計を設置している。衛生面では、各教室・事務室・トイレ等に消毒液や手洗いソープを配置し、会議室・応接室・ミーテングルーム等には除菌シートを配置し、使用後の除菌に努めている。なお、学生食堂は、千葉県商工労働部千葉県飲食店調査事務局による「飲食店の基本的感染防止対策」の確認を受け、基本的な感染防止対策を行っている店舗として認められ、「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」の認証を得ている（資料 8-7)。

8.1.3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点１：図書資料の整備及び図書利用環境に係る次の事項について、整備されているか。
- **図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料が整備されているか。**
- **国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワーク環境が整備されているか。**
- **学術情報へのアクセスに関する対応が適切に行われているか。**
- **学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）が整備されているか。**

評価の視点２：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配置しているか。

本学図書館は「国際武道大学附属図書館規則」に基づき管理運営しており、本学の専門分野である、武道、体育・スポーツ、スポーツ医学及び保健体育教育を中心とした書籍や雑誌、論文及び電子資料の収集を重点的に行っている（資料 8-8)。
2021 年３月末現在の蔵書数は、図書 127,344 冊、学術雑誌 364 タイトルである。
特に武道に関する書籍は約 11,000 冊所蔵しており国内の武道関連書籍は、ほぼ網羅して

いる。その中には、本学図書館のみが所蔵する貴重な古書もあり、外部研究者からの問い合わせもあり武道研究に貢献している。なお、蔵書検索エンジンについては「情報館 Web OPAC」を公開し学外からも広く検索できる環境を整えている。(資料 8-9【ウェブ】)。

電子リソースとしては、本学の学生・教職員へのサービスとして、2011（平成 23）年に外国雑誌の大幅な電子化を図り、アグリゲータ型のデータベースを導入し、広範囲の情報収集を可能とした。その他には新聞データベースや医学系和雑誌のデータベースを継続的に契約することにより最新情報が提供できる環境を整備している。こうした電子媒体は、大学ホームページからアクセスすることができ、閉館時でも時間や場所に制限されることなく図書館資料の利用を可能としている（資料 8-10【ウェブ】、資料 8-11【ウェブ】)。

なお、近年、利用者が増加している電子ブックを搭載するクラウド型電子図書館サービスも積極的に導入しており、コロナ禍で施設への立ち入りや利用が制限される状況下では、こうした電子媒体資料の充実が学生サービスの向上に役立っている(資料 8-12【ウェブ】)。

また、学生の要望に応じて就職試験及び公務員・教員試験対策関係の書籍を多数購入している。これら問題集については貸出を行わず館内利用に限定し、多くの学生が利用できるよう配慮している。更には、専門分野に偏ることなく各分野の文庫本やベストセラー書籍も購入している。

他大学や教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備状況としては、国立情報学研究所(NII)が提供している目録所在情報サービス(NACSIS-CAT/ILL)に参加しており、利用者への書誌情報や所蔵情報の提供、国内教育研究機関との学術情報の相互利用を行っている。他館からの図書の借り受け、文献複写などサービスの利用案内は、大学ホームページにて公開している（資料 8-10【ウェブ】)。

また、2014（平成 26）年度より学術機関リポジトリポータル(旧：JAIRO)に参加し、運用を開始した。2019（令和元）４月から学術機関リポジトリデータベース（IRDB）に統合され、本学の紀要、研究成果物を国内外に配信している。現在、国際武道大学武道・スポーツ科学研究所との連携により、研究所年報及び武道関連の出版物を公開している。

本学の附属図書館の規模等は、総延面積 1,516.98㎡、収容可能冊数約 14 万冊、閲覧座席数 198 席、パソコン設置台数 20 台である。2020(令和２)年度の年間開館日数は 246 日、年間開館総時間 2,091 時間であった。198 席の閲覧座席数は学生収容定員の 11%を確保しており、定期試験期間等で利用者の多い時期においてもほぼ充足している。開館時間は平日９時～18 時であり、定期試験期間の２週間前からは 20 時まで開館を延長している。

館内に設置している 20 台のパソコンは、通信速度 1Gbps のネットワークに接続している。また、館内は全館で無線 LAN(300Mbps)を利用でき、快適・安全な通信環境を整備している。なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、2020（令和２）年度においては、４～５月は学生の図書館内のパソコン利用を制限していたが、６月より段階的に制限を解除し、予約制として利用者を追跡できるように人数制限や時間指定など、感染対策を講じて学生が安心して利用できる環境整備に取り組んだ。2021 年度は、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、利用制限を設けながら開放している。

図書館運営に関しては、2020（令和２）年度より図書館業務を外部委託として運用を始めた。図書館の運営は、図書館長と図書委員会及び委託職員の協働で行っており、図書館の基本的な運営方針や選書などは、図書館長と図書委員会が担い、日常的な受付や事務的

作業は委託の職員が行っている。委託職員は６人おり常時約３人が勤務するシフト制をとっており、定期的に図書館業務に関する研修を受け十分な知識を持っており、内１人（非常勤）が司書資格を有している。なお、図書館以外の部署に所属している司書資格を有する専任職員１人が、図書館及び図書委員会の運営をサポートする役割を担っており、必要時には専門的分野の対応に当たり、学生の学習支援の充実に努めている（資料 8-13)。

8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点１：教育研究活動の促進を図るための条件として、次の事項について適切に整備しているか。
- **大学としての研究に対する基本的な考えが明示されているか。**
- **研究費は適切に支給されているか。**
- **外部資金獲得のための支援体制は整っているか。**
- **研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等は適切に整備されているか。**
- **ティーチング・アシスタント（ＴＡ）、リサーチ・アシスタント（ＲＡ）等の教育研究活動を支援する体制が整備されているか。**

本学では、大学院及び学部を含めた大学全体の研究活動を、学内に設置する「国際武道大学附属武道・スポーツ科学研究所」を中心として推進している。研究活動の充実・活性化を図るための、研究に対する基本的な考え方は、「国際武道大学附属武道・スポーツ科学研究所規程」に、次のとおり明示している。

（規程第２条抜粋）

第２条　研究所は、武道・スポーツに関わる事項について、文化的・科学的見地から総合的な研究を行うと共に、これらの成果を研修、広報を通じて広く普及し、もって、武道・スポーツ文化の伝承及び健康の維持・増進、更には競技力の向上に関する施策や方法を開発し、その応用を発展させることを目的とする。

２　研究所は、学部及び大学院並びに研究所における研究事業を支援及び連携調整する研究支援センターの機能を兼ね、そのために必要な業務を行うことにより、国際武道大学全体の研究の充実と活性化を図る（資料 8-14)。

教員の研究費については、研究費と研究旅費を合わせて「教育・研究費」として配分しており、教授職 50 万円、准教授職 40 万円、助教職 30 万円としている。この研究費の特徴として、比較的高額の研究機器購入や複数年にわたる計画的な研究等の推進を支援するために、１年分を限度に翌年度に持ち越しできることとしている。2016（平成 28）年から 2021（令和３）年度の各年度の持ち越し額の平均は約 930 万円であり、この制度を活用し計画的かつ適正な執行がなされている。

更に、「国際武道大学附属武道・スポーツ科学研究所」において、プロジェクト研究の公募を行っている（資料 8-15)。
１研究あたり 60 万円を限度とし、学内における競争的研究資金として、研究活動の活性化を図っている。このほか、専任教員を国の内外に派遣し、研修・研究を行うために、「国際武道大学在外研究員及び内国研究員規則」に基づき在外研究員・内国研究員の制度を設けている(資料 8-16)。

外部資金獲得のための支援体制としては、附属武道・スポーツ科学研究所のもとに研究支援センターを設置し、科学研究費補助金をはじめ各種外部資金獲得のための支援体制を構築している。近年の外部資金獲得状況は資料のとおりである（資料 8-17、資料 8-18)。

現在、研究室は個室の研究室を全専任教員に 58 室割り当てている。個々の研究室は、演習生の指導もできるよう１室が約 18 ㎡の十分な広さを確保しており、研究環境を整備している。また、前述した「国際武道大学附属武道・スポーツ科学研究所」には、運動生理学研究室、トレーニング科学研究室、保健・心理学研究室、解剖・組織研究室、生化学・栄養化学研究室、運動学研究室等、多くの研究室を設置し、武道・スポーツに関する高度な研究を推進している（資料 3-6【ウェブ】)。
研究時間の確保については、専任教員に対して週に１日、授業の無い日を設定している。これは､専任教員が研究に専念できるよう､時間割作成時に調整を図っているものであり、その際は、フィールドワークや共同研究等の推進も考慮し、できる限り月曜日または金曜日にあてるよう配慮している。

なお、教育研究支援の一環として本学では「教育補助学生に関する規程」に基づき、学部教育に関して、演習、実験、実習の授業の教育補助、学生に対する学修上の助言及び相談、その他教育上必要と認める教育補助業務に従事するティーチング・アシスタントを置いている（資料 8-19)。

8.1.5. 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点１：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みとして、次の事項について適切な措置を講じているか。
- **研究倫理を遵守するための規程を整備しているか。**
- **教員及び学生における研究倫理・確立のための機会等を適切に提供しているか。（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）**
- **研究倫理に関する学内審査機関を整備しているか。**

本学では、研究倫理に関する取り組みについて、大学ホームページに掲載し広く公表するとともに、研究倫理を遵守するため、「国際武道大学研究倫理規程」、「国際武道大学『ヒトを対象とする研究』倫理規則」及び「国際武道大学『動物を対象とする研究』倫理規則」を制定し、研究支援委員会のもとに研究倫理部会を設置している（資料 8-20【ウェブ】、資料 8-21【ウェブ】、資料 8-22【ウェブ】)。

部会では研究倫理を遵守するために「国際武道大学研究倫理部会規則」及び「国際武道大学研究倫理部会審査規則」を制定し、研究倫理教育の徹底と研究倫理審査の厳格化を柱として取り組んでいる（資料 8-23、資料 8-24)。

研究倫理教育については、新任の教員と大学院新入生に対し研究倫理ｅラーニングの受講を義務付けるとともに、全教員ならびに関係職員に対し定期的（５年ごと）に受講させることにより徹底を図っている。これらのコンプライアンス教育及び研究倫理教育については、日本学術振興会の研究倫理ｅラーニングコースを活用している。毎年新任教員及び大学院新入生に受講を義務付けているほか、５年ごとの受講の徹底と必要に応じて講習会の参加も義務化している（資料 8-25)。

また、「研究倫理審査についての説明」及び「観血的手法を伴う実験についての研究倫理指針」を、年度初めに教員及び大学院生に配付し周知徹底に努めている（資料 8-26、資料 8-27)。

研究倫理審査は、「国際武道大学研究倫理規程」、「国際武道大学『ヒトを対象とする研究』倫理規則」、「国際武道大学『動物を対象とする研究』倫理規則」に則り実施しており、教員ならびに指導教員の責任下で大学院生（科目等履修生を含む）及び学部生からの申請により、研究倫理部会において審査会（主査１人、副査２人）を編成し審査にあたることとしている。なお、審査結果については申請書とともに全委員で点検確認の後、学長の承認を得たうえで承認番号を付与するという手順を取っている。

また、学部生の研究活動については、上記研究倫理規程等から指導教員の判断により研究倫理審査の必要を認める場合を除き、指導教員の責任において倫理教育指導を徹底することを条件に、研究倫理登録を義務付け研究倫理の遵守に努めている。

2019（令和元）年度の研究倫理登録者数は 376 人中 331 人（登録率 88％）であり、2020（令和２)年度においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり 399 人中 218 人(登録率 54％）と少ない登録となった。

更に、研究完了後には、研究完了報告書の提出を求めることで倫理上の問題が生じることなく、適正な研究活動がなされたことを確認している。

また、「研究倫理に関する補足注意」を作成するなど常に最新情報の提供と対応を心掛け、研究倫理遵守の周知徹底に努めている（資料 8-28)。

不正防止に関する取り組みについては、教職員ならびに大学院生・学部生の教育研究活動において、研究倫理の遵守と不正防止のため、文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に則り、「国際武道大学の研究活動における不正行為の防止に関する規程」及び「国際武道大学における研究資料等の保存に関する指針（取扱要領)」を制定し、大学ホームページに公表するとともに、その周知徹底に努めている（資料 8-29【ウェブ】、資料 8-30【ウェブ】)。

更には、研究活動上の捏造、改ざん、盗用等といった不正行為に関する相談・通報を学内外から受け付けるため、研究活動における不正行為相談・通報窓口を設置し、大学ホームページにも掲載し広く公表している（資料 8-31【ウェブ】)。

なお、体育大学である本学においては、教員・大学院生の研究活動及び学部生の卒業研

究において、ヒト（運動選手）を対象とする研究（実験・調査）の頻度が非常に高くなる。安全の担保を大前提に研究倫理の遵守を徹底する必要がある。特に４年時生のオリエンテーションにおいては、研究倫理の遵守・不正防止と研究倫理登録の手続きについて丁寧に説明することとしている。

8.1.6. 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点１：教育研究等の環境について、適切な根拠（資料、情報）に基づき、定期的な点検・評価を行っているか。
評価の視点２：点検・評価結果に基づく改善・向上の取り組み事例はあるか。

教育研究等の環境に関する整備については、内部質保証検討委員会で点検・評価を行っており全学的・体系的に推進している。実際の現場での点検については、施設設備の業務を担当する総務課が定期的に調査し、改修・修繕計画及び機器更新計画を立案し、内部質保証検討委員会で検討し中期財務計画等に盛り込み、計画的な改善・向上に向けて取り組んでいる（資料 8-32)。

特徴的な取り組みとして、2021 年度に学生食堂のリニューアル工事を行った。これは、コロナ禍のため利用者が少ない時期に改修工事を行うことにより、学生・教職員へ教育研究活動に影響が出ないよう、機動的な判断のもとに行った（資料 8-33【ウェブ】)。

また、学生食堂の改修については、学生からの卒業時アンケートの意見も参考にして、施設設備に関する改善・向上への取り組みを図ったものである。(資料 8-34)。

8.2. 長所・特色

データ処理機器（サーバ）の台数が増加してきたため、管理の複雑化・コスト増大や災害等起こりうるリスクも考え、2019（令和元）年度より一部の業務（会計システム、教学システム）をクラウドサービスへ移管している。また、Microsoft 社の Office365 を学生・教職員が自身のパソコンやスマートフォンなどで使用できるライセンス契約を締結している。

研究促進面については、附属武道・スポーツ科学研究所において、プロジェクト研究の公募助成を行っている。また、大学の研究紀要とは別に附属武道・スポーツ科学研究所の研究誌として「武道・スポーツ研究」を刊行し研究成果の発信に努めている（資料 8-35【ウェブ】)。

8.3. 問題点

情報通信設備に関しては、学内 LAN 光ケーブルが敷設後 20 年経過しており老朽化しているため、早急な更新が必要である。そのために、2021（令和３）年度に光ケーブル及び

配管の状態に関して調査を行なった。

調査の結果、一部浸水している配管があったものの、通線に支障となるような損傷はなかった。今後、設計業務を行い 2022（令和４）年度に更新工事を行う予定としている。その際は、学内の無線 LAN 設備も拡充し、学生・教職員の利便性を向上させる予定である。

また、附属武道・スポーツ科学研究所の研究機器についても、耐用年数を経過した備品が多いため、管理と効率的な活用を含めて更新計画の策定を進めている。

学術機関リポジトリに関しては、2019（令和元）４月に、旧 JAIRO から IRDB に統合され、本学の紀要、研究成果物等を国内外に配信しているが、学内の機関リポジトリ規程等が未整備であるとともに、現在登録してある紀要、研究成果物等が旧年代のものであるため、今後早急に最新版等を掲載するなど、整備・改善を図ることとしている。

8.4. 全体のまとめ

教育研究活動に関する環境や条件の整備に関しては、本学の「教育・研究環境の整備方針」のもと適切に整備している。ただし、体育大学であるため、教室や研究施設のほか運動施設・設備の整備もあり安定した資金も必要である。今後も中期財務計画とのバランスを視野にいれながら、教育サービスの維持・向上を図るため、施設設備の充実及び教育研究の支援体制の整備に努めていく。

第９章　社会連携・社会貢献

9.1.現状説明

9.1.1.大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点１：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針を適切に定め、明示しているか。

本学では、社会連携・社会貢献に関する方針を次のとおり定め、大学ホームページにて公表している（資料 9-1【ウェブ】）。

○社会連携・社会貢献に関する方針

国際武道大学は教職員並びに学生などの人的資源を主体として、武道・体育・スポーツの専門的知識・技術などの知的資源や、体育施設・設備などの物的資源を有効に活用することにより、社会との連携を図り元気で豊かな社会の実現に寄与する。

本学の社会連携・社会貢献は、前述した「本学の社会連携・社会貢献に関する方針」に基づき次の７つに区分し、それぞれの到達目標を設定している。

①存在型

本学が勝浦市に存在することで生み出される付加価値によって、地域及び周辺地域への社会連携・社会貢献に寄与する。

②地域連携行事型

各種スポーツ大会、イベント企画等への共催、後援、協力等及び地域住民、地方公共団体、教育機関などと連携した行事協力を行うことによる、社会連携・社会貢献を展開する。

③物的資源活用型

質の高い施設・設備・用具等の貸出しをとおした社会連携・社会貢献を展開する。

④人的・知的資源活用型

学生及び教職員の人的資源及び高度な知的資源を活用することによる地域社会及び国際社会を踏まえた社会連携・社会貢献を展開する。

⑤情報提供型

図書館の一般開放、大学ホームページを利用した知的資源や知的情報の提供による社会連携・社会貢献を展開する。

⑥地域安全連携型

地方公共団体などと連携し、地域住民の安全を確保するための社会連携・社会貢献に寄与する。

⑦国際交流事業

人的資源及び高度な知的資源を活用し、国際協力・支援事業を展開する。

本学は、上記の「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づいた「国際武道大学地域活動協力ガイドライン」を定め、多くの地域活動協力依頼を受け付け、ボランティア派遣等を行っている。ガイドラインには、本学の地域活動協力の理念及び活動の内容を明記し、本学が受けることが適切な内容かどうかを判断するための基準を事例とともに示し、地域活動協力に対する学内の共通理解を図っている。

また、対外的にも本学の地域活動協力に対する取り組み及び協力依頼方法等を周知するため、ガイドラインとともに本学が対応した地域活動協力の一覧（随時更新）を大学ホームページに公表している（資料 9-2【ウェブ】、資料 9-3【ウェブ】）。

9.1.2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点１：社会連携・社会貢献を促進するために、学外組織との適切な連携体制を構築しているか。
評価の視点２：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進が図られているか。
評価の視点３：地域交流、国際交流事業を展開しているか。

社会連携・社会貢献に関する取り組み及び教育研究成果の社会への還元については、前述した７区分に基づき、次のとおり展開している。

①の存在型は、本学が存在することで実現している若年人口の増加に伴う地域の活性化、経済効果があげられる。

②の地域連携行事型は、スポーツ分野では「勝浦スポーツコミュニティ」や「勝浦鳴海駅伝競走大会」、そのほか地域密着型として勝浦市が主催する「ビックひな祭り」や「カツオまつり」等のイベントへの参加・協力などがあげられる。

③の物的資源活用型は、市内及び近隣地域の各種スポーツ大会（市民バレーボール大会・市民バスケットボール大会・夷隅地区小中体連陸上大会等）や危険物取扱者試験会場及びその他行事等の会場として本学施設・設備を貸し出している。

④の人的・知的資源活用型については、（1）教育資源活用　（2）公開講座　（3）教育・研究成果に基づく資源提供・派遣　（4）研究交流　（5）国内大学との連携の５つの区分に分類し活動を展開している。

（1）教育資源活用

武道・体育・スポーツと社会との関わり、職業観としてのスポーツに関する教育支援やスポーツ指導及びトレーニング方法や健康維持増進等の指導・相談等の支援を行っている。具体的な取組内容については、教員免許状更新講習、教育機関との連携

（勝浦中学校「郷育プロジェクト」学習支援や出張授業等）及び勝浦市健康ハツラツ・フィットネス教室、御宿町健康・体力チェックなど地域における健康体力づくり事業を実施している（資料 9-4【ウェブ】、資料 9-5【ウェブ】、資料 9-6、資料 9-7【ウェブ】）。

(2) 公開講座

毎年本学の特色に沿ったテーマで勝浦市及び近隣地域を対象に公開講座を実施している（資料 9-8 ）。

(3) 教育研究成果に基づく資源提供・派遣

教職員、学生による武道、体育・スポーツに係る専門的技能・知識の提供、相談、指導導、人材派遣支援などを行っている。具体的な内容として、各種大会への審判員、係員等のボランティア派遣、地元勝浦中学校でのコンディショニング教室や心肺蘇生法・ＡＥＤ指導をはじめとする各種講習会や講演会等への指導者や講師等の派遣などがあげられる（資料 9-9）。

(4) 研究交流

近隣地域や企業等との「地域連携」、「共同研究」、「受託研究」などの産学官の連携活動やスポーツ庁からの委託事業などがあげられる（資料 9-10【ウェブ】、資料 9-11）。

(5) 国内大学との連携

国内大学間連携について、2017（平成29）年４月に東海大学と教育研究活動の振興を目的として、広範な分野にわたり綿密な連携のもとに相互に協力するため、連携協定を締結した。この協定をもとに、2019（令和元）年９月に東海大学から大学運営本部大学IR室室長を招き「国際武道大学IR研修会」を開催した。（資料 9-12、資料 9-13【ウェブ】）

⑤の情報提供型は、図書館利用（開放）、ホームページ、機関リポジトリなどがあげられる（資料 8-10【ウェブ】）。

⑥の地域安全連携型は、大学は、勝浦市の指定避難所及び避難場所として登録されている。また、大規模災害時は、大学施設を近隣地域のコントロール基地として開放することとしている（資料 9-14）。

大学内に災害用品・備品を備蓄する他に緊急時における地下水の供給ができるようにキャンパス内に井戸と高度膜ろ過システムを利用した水ライフライン設備を設置しており、災害により勝浦市内への水道水の供給が止まった場合に同施設にて浄水処理された地下水の一部を地域住民に供給する協定を勝浦市と締結している（資料 9-15）。

また、ドクターヘリの離着陸場としても登録しており、本学陸上競技場にドクターヘリが離着陸している（資料 9-16）。

その他にも本学の学用車に青色回転灯を装備した自主防犯パトロール活動、勝浦市内の夏期海水浴場安全対策に本学のライフセービング部が水難事故防止の監視及び万一の事故に備えた迅速な救助活動を展開している（資料 9-17）。なお、国際武道大学と公益財団法人日本ライフセービング協会は、相互に連携・協力しながらライフセービング

スポーツの発展と人材の育成・強化を図ることを目的とし、2021（令和３）年４月１日に包括協定を締結した（資料 9-18【ウェブ】、資料 9-19）。

⑦の国際交流型は、別科生及び交換留学生による近隣小学校との交流活動や勝浦こども園のクリスマス会への協力、国際協力機構（JICA）東京センターでの外国人の武道初心者を対象とした武道教室や日本武道館の外国人留学生等対象国際武道文化セミナー等への協力を行っている（資料 9-20）。

海外での活動は、カンボジアにおける運動会・体育支援やハンガリー剣道連盟主催のハンガリー剣道キャンプ「International Kendo Camp for Youth (U18-25)」へスポーツ・学術協定校の国立体育大学（ハンガリー）と共に協力し、本学から講師として剣道教員２人を派遣した（資料 9-21【ウェブ】、資料 9-22、資料 9-23）。
その他にも、2017（平成29）年度と2018（平成30）年度に独立行政法人 日本スポーツ振興センターの委託事業として、戦略的二国間スポーツ国際貢献事業（スポーツ・フォー・トゥモロー）「共生型スポーツの普及支援」を受託し、ヨーロッパ各国において障がい者武道講習会を実施している（資料 9-24、資料 9-25）。

本学の国際的な取り組みとしては、国外の８大学とスポーツ・学術交流協定を締結しており、交換留学はもとより短期スポーツ・文化交流や共同研究を推進している。
・龍仁大學校（韓国）
・モスクワ国立大学（ロシア）
・極東連邦大学（ロシア・ウラジオストク）
・天津体育学院（中国）
・ハワイ東海インターナショナルカレッジ（米国）
・国立体育大学（台湾）
・国立体育大学（ハンガリー）
・ルレオ工科大学（スウェーデン）
（資料 9-26【ウェブ】、資料 9-27）

なお、協定校である国立体育大学（ハンガリー）では、新たに武道学科（仮称）を設置する構想があり、本学教員を2018（平成30）年度から派遣するとともに、2020（令和２）年度は本学から交換留学生（空手道専攻）も派遣し、設置に向けた協力体制を図っている（資料 3-8）。

また、研究の分野では、龍仁大學校（韓国）、国立体育大学（ハンガリー）それぞれと本学との間で武道の分野での共同研究が進められている。この共同研究は、本学の2021（令和３）年度武道・スポーツ科学研究所プロジェクト研究として承認を受けている（資料 9-28、資料 9-29）。

更に、武道・スポーツ活動においては、武道・スポーツの短期外国人研修生の受け入れを行っている。毎年、約250～450人を約25の国や地域から受けいれ、海外のナショナルチームやトップアスリートが本学の施設で稽古や練習を行うものである。本学の学生

と共同練習することにより、国際化を大きく推進している。

2016（平成28）年度 ～ 2019（令和元）年度の４年間では、45の国や地域から延べ1,411人の研修生を受け入れてきた。なお、2020（令和２）年度からは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、研修生の受け入れは中止している（資料 3-9）。

更には、これらの地域連携・社会連携の一層の強化を図るため、2015（平成27）年２月に地元勝浦市と大学が、相互の発展を基本に、教育、武道・スポーツの振興をはじめ健康増進や安心・安全など様々な分野で活力あるまちづくりの形成に寄与することを目的とした「勝浦市と国際武道大学との連携に関する包括協定」を締結した。協定には、目的を達成するため「(1)教育、文化及び武道・スポーツの振興に関すること。(2)国際交流及び交流人口の増加に関すること。(3)健康、福祉及び環境に関すること。(4)観光の振興に関すること。(5)防災、消防及び防犯に関すること。(6)人材の育成及び派遣に関すること。(7)施設の相互利用に関すること。(8)その他両者が必要と認めること。」の８項目の提携事項が定められ、各分野での活動を展開している。2019（令和元）年９月に協定の内容についての見直し及び再確認を行い再調印した（資料 9-30）。

更に、勝浦市と国際武道大学の連携を円滑で効果的に進め、協定の目的を達成するための協議機関として、協定に基づき連携推進連絡協議会を設置し、毎年、連携推進会議を開催し、事業報告、事業計画及び意見交換を行い、相互の密接な協力による連携事業を進めている（資料 9-31、資料 9-32）。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックについては、地元勝浦市との連携を強化し、連携推進会議の下部組織として「オリンピック・パラリンピック専門部会」を設置し、スロベニアの柔道チーム（選手２人・コーチ１人）の事前合宿誘致について、組織委員会等が示したコロナ禍での事前合宿受入マニュアルに基づき、受け入れ体制及び受入条件等に関する検討を進め、スロベニアへ事前合宿受入条件等を提示するなど、事前キャンプ誘致活動を行った。しかし、コロナ禍により残念ながら実現には至らなかった。一方学内では、オリンピック・パラリンピックに関し、2014（平成26）年９月から「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた取組と体育系大学・学部の果たすべき役割」と題し、研修会を開催するなど積極的に取り組んできた（資料 9-33【ウェブ】）。

2017（平成29）年１月に「オリンピック・パラリンピックシンポジウム」を開催した。同年３月に「アスリートサポートシンポジウム」、７月には、日本パラバレーボール協会の協力により「シッティングバレーボール研修・体験会」を開催し、パラスポーツについても理解を深めた（資料 9-34【ウェブ】、資料 9-35【ウェブ】、資料 9-36【ウェブ】）。また、大会ボランティアについては、2018（平成30）年10月に「ボランティア説明会」を開催するとともに、2021年３月には「オリンピック・パラリンピックを陰で支えるボランティア」と題し研修会を行った（資料 9-37、資料 9-38【ウェブ】）。

大会開催時には、パラリンピックの「ウィルチェアーラグビー」（８月25日～29日：国立代々木競技場）に本学のラグビー部員３人、「シッティングバレーボール」（８月29日～９月５日：幕張メッセ）に、バレーボール部員30人を大会役員ボランティアとして派遣し大会運営に協力した。

9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点１：社会連携・社会貢献の適切性について、適切な根拠（資料、情報）に基づき、定期的に点検・評価を行っているか。
評価の視点２：点検・評価結果に基づく改善・向上の取り組み事例があるか。

国際交流と地域交流に関する各々の専門的事項について、国際交流部会・地域交流部会で検討が行われ、両部会から上申された事項について交流委員会で総合的に協議を行っている。また、2019(令和元)年度から国際交流と地域交流を担当する部署の事務室をワンフロアーに統合したことにより、情報の一元化及び共通理解が深められている。

また、毎年度、国際交流部会、地域交流部会、交流委員会及び担当部署についての点検・評価を行い、業務の改善及び見直しを進めており、部署別自己点検・評価報告書にて報告を行っている。特に、前述した別科生や留学生による地域交流活動、国際ボランティアの派遣や国際貢献活動等及び、勝浦市と連携協力して行っている地域住民の健康体力づくり事業について効果が上がっている。

なお、本学では大学教育の質的向上のための外部機関の点検・評価を、勝浦市に協力を求め実施している。この結果に基づき、本学が勝浦市の指定避難所等として登録されていることから、防災強化の要望・意見をもとに、災害時の備蓄品の充実と適正管理の強化を図った。更には、市民の安全・安心のため、今後、勝浦市の備蓄品倉庫を学内に設置するための検討をはじめている。(資料 2-15)。

9.2. 長所・特色

これまで記述してきたとおり、体育系の大学である本学の社会連携・社会貢献活動は、大会の審判員や係員等のボランティア派遣、小中学校での武道・スポーツ指導、ＡＥＤ教室や高齢者の健康維持・増進に関する指導等及び本学の武道・スポーツ施設の提供等に代表されるように地域社会の武道・スポーツ振興に関係する活動が多い。

本学を取り巻く勝浦市や近隣地域の現状は、人口の減少、小中学校や高等学校の統合及び高齢化問題など、武道・スポーツ環境や健康問題等を抱える地域であることからも、本学に対する地域社会の要望は大きく、本学もこれまで地域社会の要望に対し、人的資源、教育・研究成果に基づく資源等を社会に還元し応えてきた。また、このような社会連携・社会貢献活動は、本学の学生の教育・実習等の場や教育・研究成果の活用の場としても大変有意義な現場となっている。

9.3. 問題点

学内の社会貢献活動（ボランティア活動等）への意識は年々向上し、ボランティア活動に積極的に参加する学生及び教職員も増加傾向にあり、大学から地域社会に発信する社会貢献活動についても徐々に増えてきている。今後も、授業や啓発活動等による社会貢献活

動（ボランティア活動等）に対するさらなる意識の醸成が必要であり、学生が自主的に外部に対する社会貢献活動を行うためにも、社会貢献活動（ボランティア活動等）の企画・運営等を行う学生組織等の構築等を検討する必要がある。

また、今後ますます多様化してくる大学に対する地域活動協力依頼に対し、「地域活動協力ガイドライン」の継続的な点検及び整備が必要である。

9.4. 全体のまとめ

本学は「社会連携・社会貢献に関する方針」及び「地域活動協力ガイドライン」に基づき、社会連携・社会貢献を積極的かつ適正に行っている。

今後も、勝浦市をはじめとする近隣地域のさらなる発展に寄与していくとともに、ボランティア活動等を学生の教育・実習等の場として更に活用していく。

また、本学の社会貢献活動をますます充実させ、効果的に社会貢献していくためにも、学内のボランティア意識を更に醸成させるとともに、大学から発信する社会貢献活動（ボランティア活動等）の更なる充実について交流委員会を中心に検討を進めていく。

第１０章　大学運営・財務

第１節　大学運営

10-1.1.現状説明

10-1.1.1 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点１：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針を定め、明示しているか。
評価の視点２：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知を図っているか。

国際武道大学は、学術力（研究力に基づく教育力）を備えた大学として、人間存在の基軸となる人間精神・人間身体の「道理」を究め教授することで、専門性と先見性に優れた真のリーダーを育成し、より良い未来社会を構築していくために、本学の理念・目的の達成に向けて、価値観・社会的使命を実現するための指針として、ミッション・ステイトメントを制定して、学生、教職員に周知するとともに一般にも広く公表している。ミッション・ステイトメントは、本学の使命を約束する言葉のことであり、『「道」を知り、「道」をひらく』という言葉が、国際武道大学の約束である（資料 6-1【ウェブ】）。

これらの理念・目的並びにミッション・ステイトメントに基づき、大学の管理運営方針を定め学内構成員に周知すると共に、大学ホームページに公開し広く公表している（資料 10（1）-1【ウェブ】）。

本学はこれらの実現に向けて、2020（令和２）年度に中期計画を策定した。その後、一部見直しを図り、2021（令和３）年度から 2025（令和７）年度の中期計画を策定し、法人役員及び教職員に周知している（資料 1-6）。

中期計画の項目は次のとおりである。

1. 将来構想並びに大学院研究科及び大学学部の取り組みについて
2. 教育支援に関する取り組みについて
3. ＦＤ・ＳＤに関する取り組みについて
4. 附属機関に関する取り組みについて
5. 学生確保に関する取り組みについて
6. 広報活動に関する取り組みについて
7. 学生支援に関する取り組みについて
8. 学生、教職員の健康管理等に関する取り組みについて
9. 教育施設・設備に関する取り組みについて
10. 社会との連携に関する取り組みについて
11. 人事制度に関する取り組みについて
12. 管理運営・財務計画安定した財務基盤の確立と経費削減に向けた取り組みについて

10-1.1.2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点１：方針に基づいた大学運営のための組織の整備を含め、次の事項を踏まえた適切な大学運営を行っているか。
- **学長の選任方法と権限を定め、明示しているか。**
- **役職者の選任方法と権限を定め、明示しているか。**
- **学長による意思決定及びそれに基づく執行等の運営体制を整備しているか。**
- **教授会の役割を明確化しているか。**
- **学長による意思決定と教授会の役割との関係を明確化しているか。**
- **教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任を明確化しているか。**
- **学生、教職員からの意見への適切な対応をしているか。**

評価の視点２：適切な危機管理対策を実施しているか。

本学では、「学校法人国際武道大学及び国際武道大学管理組織規程」及び「学校法人国際武道大学及び国際武道大学管理組織規程施行規則」を定め、これらに基づき適切に大学運営を行っている（資料 10(1)-2、資料 10(1)-3）。

学長の選任は「国際武道大学学長等選任規程」及び「国際武道大学学長等任期規程」に基づき、理事長の任命により行っている（資料 10(1)-4、資料 10(1)-5)。選任時期は（1）任期が満了する場合、（2）辞任を申し出て理事長がそれを受理した場合、（3）学長が欠けた場合に行われ、理事会の同意を得て理事長が任命し、任期は２年とし、再任は妨げないとなっている。

職務は、「学校法人国際武道大学及び国際武道大学管理組織規程」により、「この法人が設置する大学を代表し、大学全般を掌理するために学長を置く」と定めている。

役職位者の選任についても、「国際武道大学学長等選任規程」に定められている。副学長は、学長と協議し、常務理事会の議を経て、理事長が任命し、任期は２年、再任は妨げないとなっている。役職位者の選任については、学長と副学長が協議し、常務理事会の議を経て、理事長が任命し、任期は２年、再任は妨げないとなっている。

教授会については、学則に基づき「国際武道大学教授会運営規則」を定め運営している（資料 10(1)-6)。学長が本学の教育研究、校務等の円滑な運営のための意思決定を図るため、運営委員会をはじめとする各種委員会が設置されており、各種委員会には専門事項を検討するため必要に応じ部会が置かれている。各部会において検討された専門事項は各種委員会にて協議され運営委員会に提出される。運営委員会では、各種委員会等から提出された報告及び審議事項を確認・協議したのち教授会へ報告及び上程する。教授会では、必要事項を審議し学長が決定を行うにあたり意見を述べる機関として位置付けている。

教授会資料は議事録を含め全学教職員に配付し周知している。なお、教授会、各種委員会及び部会には、それぞれの会の運営に必要な規定を整備し意思決定のプロセスは明確に

なっている。教授会の権限と責任は、大学学則によって明確に定められており、教授会の審議事項として、以下の事項を定めている。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
(2) 学位の授与に関する事項
(3) その他、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

学校法人による意思決定は、寄附行為に定められている審議事項を常務理事会において検討・協議したのち、議案を理事会に上程する。理事会は法人組織における最終意思決定機関であり、理事会で報告・審議の後、当該議事録を法人組織に周知している。また理事会における決定事項、承認事項は、教授会においても報告され、教学組織にも周知されている。

学校法人国際武道大学の理事及び監事は資料のとおりである（資料 10(1)-7)。

法人組織（理事会等）の権限と責任については、「学校法人国際武道大学寄附行為」によって、法人の目的と理事会等の役割を明確に定めている。また「学校法人国際武道大学及び国際武道大学管理組織規程」に基づき法人組織と教学組織の権限と責任を明確にしている。

評議員会は、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項について協議するとともに、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることとしている。

なお、前述した常務理事会は、寄附行為の定めにより組織されており、法人の業務執行を円滑に行うための職務を行う。「学校法人国際武道大学常務理事会運営規則」には理事長の諮問事項、理事会及び評議員会の提出議案の作成、事務局業務の指導監督等を行うことが定められている（資料 10(1)-8)。

2020（令和２）年度の常務理事会は年間９回開催し、大学・教学関連の重要案件について協議し、役員会への提出議題等を検討する法人と教学が一体となった運営を行っている。

学生、教職員からの意見への対応については、IBU キャンパスライフアンケートを実施している。この調査は在籍する学生を対象に生活状況や課外活動などについてアンケート調査を行い、学生生活を送るうえでより良いキャンパスづくりに役立てるとともに、施設や制度の在り方を検討する際の参考とすることを目的とする。調査の方法は REAS（リアルタイム評価支援システム）を利用した WEB アンケート調査とし、学友会クラブ指導者から所属学生へ直接配布し、携帯電話・スマートフォン等で回答する。

調査項目については、①基本事項、 ②進学目的・理由/充実度/期待、 ③経済、 ④ライフ（学生生活)、 ⑤正課外活動、 ⑥留学、 ⑦不安・悩み、 ⑧進路・就職、 ⑨その他、で構成している（資料 10(1)-9【ウェブ】)。

危機管理対策については、「学校法人国際武道大学危機管理規程」を定め基本方針及び体制等について定めており、運営に必要な事項は「学校法人国際武道大学危機管理対策委員会規則」で定め運用している（資料 10(1)-10、資料 10(1)-11)。

10-1.1.3 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点１：予算執行プロセスの明確性及び透明性に関する次の事項について、適切に行っているか。
・予算編成及び予算執行を適切に行うための、内部統制が図られているか。
・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みが設定されているか。

本学の予算編成については、内部質保証検討委員会において予算編成スケジュールを作成したうえで、中期財務計画に基づき各部署の予算総枠を決定している、

そのうえで、学長が発出する翌年度の事業計画書を配付し、各部署はそれら基づき予算要求を行っている。予算の執行に関しては、原則としてすべての支出に関して物品購入要望書の提出、また高額な支出に関しては学内稟議書の決裁を義務づけて、厳格かつ透明な予算執行を行っている。なお、予算執行の効果・分析については、四半期ごとに内部質保証検討委員会おいて、資金収支計算書を確認し予算執行が適切に行われているかの検証を行っている。

10-1.1.4. 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。　また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点１：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置を行い、次の事項を含め、事務組織を適切に機能させているか。
・職員の採用及び昇格に関する諸規程を整備し、その運用状況は適切であるか。
・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制を整備しているか。
・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）は適切に機能しているか。
・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価を行い、適切な処遇改善を行っているか。

「学則」において、本学の事務を処理するため事務局を置くとしている。「学校法人国際武道大学及び国際武道大学管理組織規程」及び「学校法人国際武道大学及び国際武道大学管理組織規程施行規則」において、組織及び事務分掌を定めている。本学の事務組織図は資料のとおりである（資料 3-1)。

法人組織としては、常務理事等によって組織された常務理事会を設置し、その直轄機関として、松前記念館、総合教育開発研究所、ヨーロッパ事務所を配置している。法人組織の事務組織として法人事務局を設置し、法人事務課を配置している。大学組織としては、学長、副学長のもとに学長室、入試・広報センター、武道・スポーツセンター、附属図書

館、附属武道・スポーツ科学研究所（研究支援センター）、学生支援センター、国際交流センター、健康管理センター（健康管理室、学生相談室、コンディショニング室）、大学事務部を設置し、これらの事務運営のため 14 課・室を配置している。なお、大学院、体育学部、別科の事務については、教学、学生生活、進路等に応じて学生支援センター及び国際室が対応している。

さまざまな案件を検討する機関として、運営委員会をはじめとする委員会及び部会が設置されている。この委員会等は教員と事務局職員によって構成され、事務局の事務分掌に応じて委員会等の事務を担当し、教員と職員の連携関係（教職協働）を適切に機能させている。

2021（令和３）年５月現在の事務職員数は、専任職員 44 人、非常勤職員１人、派遣職員３人である。本学においては学校法人国際武道大学事務局に採用された法人事務局職員は、大学事務職員を兼ねる事務組織となっている。事務職員の採用については、人事課において適正人員を常に把握し採用している。必ずしも欠員補充ではなく、組織のスリム化を図るため組織改編、効率化、人員配置、業務の見直しを推進している。そのため採用人数や年齢構成のバランスを考慮しながら採用人事案を常務理事会に上程し決定している。具体的な選考手続きは人事課が行い、常務理事会の議を経て理事長決裁をもって決定している。配属については個人の資質、適正、更に部署の業務内容などを考慮しながら総合的に判断し決定されている（資料 6-7、資料 6-8）。

また、事務職員に対し 2017（平成 29）年度から人事評価制度を導入した。この制度の目的は人材育成を主としたものであり、個人の目標設定に対しての評価となっている。大学の事業計画から各課、各室における目標設定をし、個人の目標設定を行っている。３年間収集した評価データから、個人の特性能力（強み・弱み）を把握し、バランスのとれた適切な人員配置について検証している。

10-1.1.5. 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点１：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）の組織的な実施がなされているか。

大学運営に携わる教職員として必要となる知識及び技能を習得させるとともに、能力・資質の向上を目的とし、ＦＤ・ＳＤ研修会を実施している。2019（令和元）年度においては「目的別研修」及び「外部機関研修」として４企画を準備したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、３月開催の２企画が中止となった。外部講師を招聘し実施した「スポーツ医科学講習会（女性アスリートのスポーツ医科学サポート）」、「国際武道大学 IR 研修会」では教職員延べ 185 人が出席した（資料 10(1)-12【ウェブ】、資料 9-13【ウェブ】）。

また、事務職員を対象として教育研究活動の適切かつ効果的な運営を図るために必要となる知識・技能の習得及び能力向上を目的として、スタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）研修会を 2016（平成 28）年 12 月に第１回目を開催し、2021（令和３）年３月に第 13 回目

を開催した。このＳＤ研修会の講師は事務部門の各課長、室長が担当している。ＳＤ研修会当日に出張等で受講できない職員は、研修を録画したものを後日視聴させているため、受講率は 100%である。なお、第 12 回及び第 13 回ＳＤ研修会はコロナ禍のため、オンラインでの開催とした（資料 10(1)-13【ウェブ】、資料 9-38)。

PC スキルアップ研修会は出席する職員を限定し、2020（令和２）年９月に開催した。事務作業の効率化を図るために定期的に開催する予定である。

10-1.1.6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点１：大学運営の適切性について、適切な根拠（資料、情報）に基づき、定期的に点検・評価を行っているか。
評価の視点２：監査プロセスの適切性は保たれているか。
評価の視点３：点検・評価結果に基づく改善・向上の取り組み事例はあるか。

大学運営の適切性に係る点検、評価は、監事及び公認会計士による監査を通じて行っている。監事による監査は監事２人が、私立学校法第 37 条第３項及び学校法人国際武道大学寄附行為第 16 条に基づき、各年度の業務並びに財産の状況について監査している。監事は、法人運営の適切性を監査するため、常務理事会及び理事会には必ず出席するほか、理事から業務の報告を聴取するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し監査を実施している。

公認会計士による監査については､私立学校振興助成法第 14 条第３項の規定に基づき、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査が行われている。
なお､例年 10～11 月に､公認会計士と監事､副理事長､学長､事務局長がそれぞれ面談し､法人及び大学の運営体制に関し適正性について点検を行っている。

この面談を通じて、不正防止及び内部統制の整備状況、決算に向けての懸念事項の有無やガバナンス評価等も行い、監査リスクを的確に識別し、より効果的な監査手続きを実施するための工夫を行っている。これらの手順を経て、監事による監査報告書及び監査法人の監査報告書が作成されている（資料 10(1)-14、資料 10(1)-15)。

2021（令和３）年 11 月は、監査法人から監事及び副理事長、学長、事務局長に対して、次の内容の確認を行った。

【監事に対する確認事項】
① 法人経営上の課題として認識している事項
② 今年度の監事監査における重点領域や業務監査における発見事項や懸念点
③ 貴学のガバナンスや法人運営に対する評価
④ 内部統制の整備運用状況に対する評価（不十分と思われる領域の有無）
⑤ 不正・コンプライアンス違反（調査中の案件を含む）の有無
⑥ 令和３年２月に改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライ

ン（実施基準)」への対応状況（改正ガイドラインでは、監事に求められる役割が明確されるとともに、監事、内部監査部門及び会計監査人の連携強化により不正防止システムへのチェック機能の強化が図られている）

⑦ その他 会計監査人への要望等

【副理事長、学長、事務局長に対する確認事項】

① 事業環境、経営課題等について

1）外部・内部の事業環境、経営課題等

2）中期計画及び 2021（令和３）年度事業計画の内容

② 不正・コンプライアンス違反等のリスク及び内部統制の実施状況について

③ 会計監査人に対する質問・要望

なお、決算報告とあわせて作成する事業報告書については、「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開について（通知)」（平成 16 年 16 文科高第 304 号）や学校法人委員会研究報告第 12 号「学校法人における事業報告書の記載例について」（改正平成 28 年１月 13 日、日本公認会計士協会）などに準拠し適正に作成している（資料 10(1)-16)。また、決算確定後には、監査法人による監査結果概要書に基づき、監査報告会を実施している。報告会には、監査法人公認会計士及び理事長、副理事長、学長、監事（２人）及び事務局長が集まり開催している。この報告会は、理事者の責任、監事の責任及び監査人（公認会計士）の責任を明確にしたうえで、監査人は独立の立場から意見を表明することを宣したうえで実施している。報告会の内容は、①監査結果 ②監査人の責任及び独立性 ③監査の体制、実施状況 ④主な監査の実施事項 ⑤発見事項の要約の５項目から構成されており、大学運営は適正であることを確認している。

なお、本学は、学校法人制度の改善方策にかかるガバナンス改革に関しては、私立大学連盟策定の「ガバナンスコード」に準拠することとし、2020（令和２）年６月に教授会において学内教職員へ周知するとともに、同年 10 月の理事会において報告し、ホームページで公表した。

10-1.2. 長所・特色

本学は、学長のもとに各部局・委員会を設置し運営している。１学部・１研究科ではあるが、大学運営に必要な組織規程をはじめ、各種委員会規則を整備し、学長のガバナンスを強化・発揮し適正に運営している。

また、事務職員の人材育成を主とした人事評価の取組においては、目標管理を中心とした職能開発の実績が積みあがってきている。また、職員能力開発のためのＳＤ研修会は様々な観点から開催している。

10-1.3.問題点

中期計画に基づく事業計画の内容は広く教職員へ周知・公開しており、各部署はこれをもとに目標を設定し、毎年度「部署別自己点・評価報告書」にまとめＰＤＣＡサイクルを回している。しかし、大学を取り巻く環境は、いっそう高度化、多様化、複雑化するとともにそのスピードは近年ますます速くなっている。これらに対応するためには、今後拡大していくと考えられる教員と職員が協働して担う領域をカバーできる力量をもった職員の育成に取り組む必要があり、その対策に早急に取り組んでいく。

10-1.4.全体のまとめ

本学は大学の理念・目的及び大学の将来発展を実現するため、中期計画を明示し、学内の教職員に周知したうえで、適正な大学運営を行っている。

しかしながら、前述したが、今大学をとりまく環境変化は、一層スピードを増し、高度化・複雑化している。これらに対応するためには、大学全体のＰＤＣＡサイクルを回しながら、常に自大学の置かれた状況を分析し、目標達成のための方策を明確化し、教職員にわかりやすくかつ定期的に説明し共有することが肝要である。組織全体が一丸となり目標を達成するという意識の醸成についても、今後更に取り組んでいく。

第２節　財務

10-2.1.現状説明

10-2.1.1.教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点１：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画を策定しているか。
評価の視点２：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標を設定しているか。

建学の精神に基づき、大学院及び学部の教育目標の実現に向け、中・長期的展望に立って教育・研究環境や教育体制の更なる改革改善を推進している。本学は常に大学の独自性を発揮し個性豊かな特色ある教育を展開し、教育の質の向上を可能とする教育・研究環境及び教育体制の構築に努めており、管理運営方針を以下のとおり定めホームページに公表している。

【財務】
本学の理念・目標を実現するためには、施設・設備に関わる経費、教職員の人件費、教育研究経費、管理経費を十分に保証するための財政基盤の健全化が必要であり、学生の収容定員充足率や教職員数の適正化､教育研究経費支出や管理経費支出を常に点検･改善し、健全なる大学運営を行うための予算編成を行う（資料 10(1)-1【ウェブ】)。
上記の運営方針に基づき、本学の教育研究を安定して永続的に遂行するために、中期的計画に則した、中期財務計画を策定している。
2020(令和２)年度決算における経常収支差額比率は､法人全体▲2.6%･大学部門 0.2%、事業活動収支差額比率は、法人全体▲2.3%・大学部門 0.5%であり、法人全体ではいずれも 2017（平成 29）年度から支出超過の状況である。開学 36 年を経過し校舎や構築物等の修繕費等が増加してきていることが大きな要因である。また、教育研究経費比率は、法人全体 41.6%･大学部門 41.6%、管理経費比率は、法人全体 9.9%･大学部門 9.2%であり、いずれも全国平均よりも高く、教育研究に必要不可欠な経費は維持しつつ、その他の経費は節減のための抜本的な見直しを図ることが求められる。このため、2019（令和元）年度に内部質保証検討委員会のもとに「経営改革プロジェクト」を立ち上げ、財務状況の分析と改善に向けた中・長期財務計画の策定に取り組んだ。2020（令和２）年４月には、第１次財務計画を作成し、それらをもとに 2021（令和３）年 12 月に８ケ年財務計画の原案を作成し、翌年１月の内部質保証検討委員会で協議し、同年１月の常務理事会に上程した。財務関係比率に関する指標・目標は、他の体育系大学の指標と日本私立学校振興・共済事業団から公表されている「５ヵ年連続財務比率表（医歯系法人を除く）－大学法人－」の全国平均の比率を目標としている。
事業活動収支計算書関係比率は、各目標数値を達成するためには厳しい努力を要するが、今後数年をかけて財務の健全化に取り組むこととなる。なお、貸借対照表関係比率に関し

ては、純資産構成比率、内部留保資産比率、総負債比率及び積立率とも、全国平均を大きく上回っており、健全な資産・資金量となっている。(資料 10(2)-1、資料 10(2)-2、資料 10(2)-3、資料 10(2)-4)

10-2.1.2. 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点１：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）が確立しているか。
評価の視点２：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組みが確立しているか。
評価の視点３：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等は十分であるか。

大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するためには、安定した収入の確保が必要である。本学の基幹収入は学生生徒等納付金であり、現在、学生生徒等納付金比率は 83.0%（2020（令和２）年度決算）と収入の大部分を占め、財政的基盤を支えている（資料 9-2-2)。数値目標としての全国平均 75.1%（2019（令和元）年度 医歯系法人を除く）には届いていないが、１学部・１研究科のみを有する組織であるため当面は 80～85%の数値を維持しつつ、寄付金並びに研究費などの外部資金の獲得及び資産運用に努力していく。また、学生数管理については、入学定員の武道・スポーツ研究科 10 人、体育学部 440 人を安定的に確保することを目標としながら、収容定員 1,780 人の管理を重要視し、学生一人一人にきめ細やかな対応を行い退学者の抑制や、学費の滞納による除籍者の減少のための支援を強化していく。

本学の予算編成にあたっては、学長のリーダーシップのもと、内部質保証検討委員会において、毎年８月から９月にかけて延べ約 10 日間、武道・スポーツ研究科長、体育学部長、武道学科長、体育学科長及び事務局の各課長・室長から、次年度へ向けた取り組みと予算のヒアリングを行っている。ヒアリングに際しては、各責任者へは、中期計画書及び翌年度の単年度計画書を事前に配付し、大学の方針及び目標を明確に周知・把握させたうえで、これまでの取り組みをもとにした次年度の計画と予算を提出させている。各部署からの意見・要望を詳細かつ丁寧に聴取したうえで、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組みを確立している（資料 2-9)。

また、科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の積極的な受け入れのための学内支援も行っている。過去６年間の科学研究費補助金、共同研究・受託研究費等の外部資金の受け入れ状況は次のとおりである。また、それらの詳細については資料 10-(2)-5 ～ 10-(2)-7 のとおりである（資料 10(2)-5、資料 10(2)-6、資料 10(2)-7)。

科学研究費補助金（2016 年度(平成 28)～2021(令和３）年度）　　（単位：件数）

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
申請件数	13 件	10 件	14 件	15 件	12 件	7 件
採択件数	1 件	1 件	0 件	3 件	0 件	2 件
採択率	8%	10%	0%	20%	0%	29%

共同研究費・受託研究費・受託事業費（2016 年度(平成 28)～2021(令和３）年度）

（単位：件数）

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
受託研究	0 件	2 件	2 件	0 件	0 件	1 件
共同研究	0 件	1 件	2 件	1 件	2 件	1 件
受託事業	1 件	0 件	2 件	1 件	1 件	1 件

このほか、下記のとおり学内の競争的資金としてプロジェクト研究費がある。応募に関しては、研究及び研究活動成果を学内発表することや、国際武道大学研究誌「武道・スポーツ研究」に報告書を掲載するなどの適正な条件を付している。

プロジェクト研究費（2016 年度(平成 28)～2021(令和３）年度）　　（単位：千円）

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
プロジェクト研究費	11 件	11 件	13 件	11 件	8 件	5 件
	5,441	4,923	5,011	3,720	2,036	1,377

その他、研究に関する寄附金は次のとおりである。

研究寄付金（2016 年度(平成 28)～2021(令和３）年度）　　（単位：千円）

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	備　考
寄附金	2,645	2,825	2,038	2,395	1,038	

科学研究費補助金等の公的競争的資金については、公的研究費の不正防止への取り組みとして、公的研究費の責任体系の明確化ならびに情報の伝達を確保する体制の確立などについて体系的に定め本学ホームページに公表している（資料 10(2)-8【ウェブ】）。

これら、科学研究費補助金等の公的研究費については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、「国際武道大学における公的研究費の取扱いに関する規程」を定め、内部監査を実施している（資料 10(2)-9【ウェブ】、資料 10(2)-10）。また、公的研究費の適正な使用を維持し、不正使用の防止のために教職員が遵守すべき行動規範を定めるとともに、執行について明確かつ統一的な運用を図るため各支出費目及び執行に関する学内使用ルールを定めている（資料 10(2)-11【ウェブ】、資料 10(2)-12【ウェブ】）。

なお、教育研究予算執行にあたっては、予算書に基づいた適切な執行を図るため、授業予算、個人教育・研究費、プロジェクト研究費は、必要書類に使用目的の妥当性、適切性を明記し、所属学科長・学部長・別科長・研究科長及び研究所長の判断・承認を得てから執行する方法を導入している。

法人の資産運用については、総額約 84 億 6 千万円（2021（令和３）年３月時点）の資産を、おもに債権で運用している。運用は「学校法人国際武道大学資産運用規程」に基づき、安全性の高い債券を選択し運用している。2020（令和２）年度の運用果実は 6,056 万円であった（資料 10(2)-13)。

10-2.2. 長所・特色

貸借対照表の資産状況は高水準を維持しており、借入金に依存しない健全経営を行っている。予算編成及び予算執行等の運営管理にあたっても、理事会を中心に学長のガバナンスを発揮できるシステムを構築している。法人全体に細かな配慮及び統制ができるシステムと規模であるため、今後もこれらの特徴を活かした財務運営を進めていく。

10-2.3. 問題点

前述したとおり、貸借対照表の資産状況は高水準を維持しているが、事業活動収支は支出超過の状態である。過去５年（2017（平成 29）年度～2021（令和３）年度）の体育学部の入学定員充足率平均は 97%、収容定員充足率平均は 95%であり、武道・スポーツ研究科の入学定員充足率平均は 44%、収容定員充足率平均は 47%である。いずれも定員数を下回っており、今後安定した財務運営を行うためには、計画的な改善を図る必要がある。また、開学 36 年を経過し、施設設備の大規模改修及び修繕が多くなってきており、今後、これらを計画的に進めながら、教育研究の質の向上を図るとともに財務状況の改善に努める。

10-2.4. 全体のまとめ

本学は、「現状説明」に記載したとおり、管理運営方針に則り適切に財務運営を行っている。貸借対照表における各種積立金及び繰越金等も安定した資金を準備し、健全な財政基盤のもとに、安定した教育研究活動を遂行している。

今後は、事業活動収支計算書の経常収支差額における支出超過の改善に向けて、学生数の確保と中期財務計画を確実に実行し、財務の健全化を早期に実現するよう努力する。

終　章

今回、(公財) 大学基準協会による第３期の大学評価を受審するにあたり、同協会の基準や点検・評価項目に従って、改めて本学が取り組んでいる教育研究活動全般にわたり自己点検・評価を行った。大学の実情や取り巻く環境を調査し関係資料を収集した。また、必要な場合はヒアリングも行った。これら一連の過程において各部局は建学の精神に基づき、その実現のために積極的に教育研究活動に取り組んでおり、それぞれが継続的な改善と向上に努力していることが確認できた。

一方で、教育研究活動を含む大学業務が高度化・複雑化する中で、内部質保証を向上させるためには、さらなる組織的な取り組みが必要であることを改めて認識した。

本学は、一学部、一研究科及び一別科の体制で「内部質保証検討委員会」が中心となり組織的に取り組んでおり、内部質保証システムの運用や学長のガバナンスは十分に発揮できている。しかし、内部質保証を今後更に向上させるためには、ＩＲ機能の強化とともに、ＰＤＣＡサイクルの分析結果をもとにした改善・向上策を的確かつスピード感をもって実行に移すこと重要である。このためには、各部局間のさらなる理解と部署横断的な連携に加え、変化にすばやく対応できる柔軟な組織風土が必要であり、今後より一層の強化を図っていく。

昨今の大学を取り巻く状況を概観すると、さまざまな改革案が実行に移される段階になりつつある。その一つは、現在の「大学入学者選抜大学入試センター試験」に代わり、2021（令和３）年度入試から高大接続改革の一環として「大学入学共通テスト」の運用が開始された。センター試験に代わる共通テストの運用開始に伴って大学独自で行う種々の入学試験において、幅広い評価を可能とする方法を含めた改革が求められており、なかでも「総合型選抜」（旧：AO 入試）においても学力の評価を可能とする手段を含めた評価方法を導入することが求められている。

また、2018 年度（平成 30）から改正された新学習指導要領の導入が始まっており、高等学校においては 2022 年度（令和４）から年次進行での実施が決定しているところである。この新学習指導要領は、高等学校以下の学習スタイルを大きく変革することを求めている大改革であり、そのキーワードの一つが、「主体的・対話的で深い学び」である。この学びのスタイルの大きな変革は、高等学校以下の学校段階のみならず、接続する教育機関である高等教育機関としての大学においても求められているということを見逃してはならない。したがって、これからの大学における教育課程の編成、それに基づくシラバスの作成等において、これらの改革を実現するための教育内容を求められているということである。

2019（令和元）年３月１日に設立された一般社団法人「大学スポーツ協会」は、現在、国際武道大学を含めて、219 大学の参加が公表されている。大学スポーツ協会は大学スポーツの価値を高め、これにより社会に貢献することを設立趣旨としている法人である。

国際武道大学は、武道・スポーツを通じて社会を豊かにすることを標榜していることを考えると、これまでに行ってきた様々な事業の方向性とともに、国際武道大学にふさわしい武道・スポーツを通じた教育・研究・社会貢献のあり方を確認する機会として活用したいと考えている。

このような様々な改革や新たなプロジェクトの展開に併せて、それぞれの大学が有する各種情報の適切な開示が求められているところであり、本学においても、大学ホームページ、広報誌「Way」等を活用し、大学の現状を適切に開示している。その他にも、保護者をはじめとする大学関係者にトピックスを取りまとめた印刷媒体や、ＳＮＳを活用する等、複数の広報手段を通じて情報の適切な開示に努めており、今後も迅速で適切な情報開示を継続していく。

乗り越えるべき大きな課題があろうとも、われわれは国際武道大学に託された使命・目標を実現するために､着実に一歩一歩前進していくことが求められている｡そのためには、前述した教育研究を取り巻く様々な変革に対し、適切に対応することができる大学運営を行うとともに、更なる発展を目指して教職員一丸となって取り組んでいく。

以 上

国際武道大学 内部質保証検討委員会
大学自己点検・評価部会